

令和6年度

包括外部監査の結果報告書

「教育に関する事務の執行について」

令和7年1月

三重県包括外部監査人

公認会計士 大島 嘉秋

目次

第1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部局	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	1
7	外部監査の方法	2
8	包括外部監査人補助者	3
9	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
1	教育委員会の組織	4
2	教育施策に関する計画	13
3	県立学校の概要	26
4	対象事業一覧	30
第3	監査の結果と意見（総括）	32
1	学校教育の充実	33
2	教職員の人材確保	35
3	働き方改革の推進	37
4	学校教育に関する不適切な事務の執行	39
5	学校諸費等の取り扱い	45
6	指摘・意見一覧	48
第4	監査の結果と意見（個別）	53
1	高等学校運営費【学校経理・施設課】	53
2	特別支援学校運営費【学校経理・施設課】	57
3	校舎その他建築費【学校経理・施設課】	58
4	特別支援学校施設建築費【学校経理・施設課】	61
5	校舎その他修繕費【学校経理・施設課】	63
6	財産管理事務費【学校経理・施設課】	65
7	学力向上推進事業費【学力向上推進プロジェクトチーム】	67
8	高校生等教育費負担軽減事業費【教育財務課】	69
9	高等学校等進学支援事業費【教育財務課】	70
10	教育改革推進事業費【教育政策課】	74

11	学校情報ネットワーク事業費【教育総務課】	79
12	教職員人事管理システム運営費【教職員課】	80
13	学校における働き方改革推進事業費【教職員課】	81
14	少人数教育推進事業【教職員課】	83
15	総合教育センター管理運営費【研修企画・支援課】	84
16	高等学校学力向上推進事業費【高校教育課】	92
17	実習船運営費【高校教育課】	99
18	情報教育充実支援事業費【高校教育課】	104
19	多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費【小中学校教育課】	105
20	進学奨励事業費【人権教育課】	106
21	スクールカウンセラー等活用事業費【生徒指導課】	107
22	いじめ対策推進事業費【生徒指導課】	108
23	不登校対策事業費【生徒指導課】	109
24	特別支援学校スクールバス整備事業費【特別支援教育課】	110
25	特別支援学校スクールバス等運行委託事業費【特別支援教育課】	112
26	特別支援学校学習環境等基盤整備事業費【特別支援教育課】	115
27	特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費【特別支援教育課】	115
28	特別支援学校就学奨励費【特別支援教育課】	118
29	高等学校人件費【福利・給与課】	118
30	高等学校報酬等【福利・給与課】【教職員課】	119
31	教職員健康支援事業費【福利・給与課】	120
32	県立学校教職員健康管理対策費【福利・給与課】	121
33	教職員退職手当【福利・給与課】【教職員課】	122
34	電算システム管理費【福利・給与課】	124
35	小学校教職員旅費【福利・給与課】	125
36	中学校教職員旅費【福利・給与課】	126
37	みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費【保健体育課】	126
38	県立学校給食の衛生・品質管理事業費【保健体育課】	127
39	県立学校児童生徒等健康管理事業費【保健体育課】	128
40	県立学校現地視察	129
40-1	久居高等学校	130
40-2	水産高等学校	134
40-3	松阪あゆみ特別支援学校	149

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

教育に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、さまざまな社会課題が存在する中、教育の重要性は一層高まっている状況である。

県の教育費は、令和6年度当初予算において、1,678億円と歳出全体の21.0%を占めている。

県は、「みえ元気プランで進める7つの挑戦」として、「6次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実」に取り組んでおり、「三重県教育ビジョン」において、来るべきこれからの時代において、子どもたち一人ひとりが明日への希望を持ち、それぞれの花を大きく咲かせてほしいという想いを込め、5つの基本施策を推進している。

また、包括外部監査としては、これまで監査の対象として教育に関する事務を取り上げられていない。

そこで、教育に係る事務の執行に関して、合規性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに教育ビジョン実現への取組状況を検証することは、有用であると考え、監査対象のテーマに選定した。

4 外部監査の対象部局

教育に関する事務を所管する部署

5 外部監査の対象期間

令和5年度（自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とする。

6 外部監査の実施期間

自：令和6年6月11日 至：令和7年1月28日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 教職員等の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- イ 補助金、負担金、需用費、備品購入費及び委託料等の支出は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。
- ウ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- エ 学校給食は効率的・経済的に運営されているか。
- オ 学校諸費等の徴収・管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 学校教育に関する事務の概要を把握するため、ヒアリング及び関連諸法令、条例及び規則等の閲覧を実施する。
- イ 三重県教育ビジョンのうち、令和5年度に実施された取組に関する事務が適切に行われ、また、効果測定及び必要な連携が行われていることを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施する。
- ウ 学校教育に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェックを実施する。
- エ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

※ サンプルチェックに関しては、各手続に関連する資料から無作為にサンプリングを行い、検証を行った。

8 包括外部監査人補助者

岩田 香織 (公認会計士)
伊藤 貴俊 (公認会計士)
工藤 明日美 (公認会計士)
仲 友佳子 (公認会計士)
田中 愛子 (公認会計士)
城野 沙織 (公認会計士)
左近 裕一 (公認会計士)
鍋田 悠介
安藤 祥平 (公認会計士試験合格者)
(行政経験者)
山口 麻未

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述し、それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 監査対象の概要

1 教育委員会の組織

(1) 教育委員会制度

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する。

ア 教育委員会制度の意義

(ア) 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要である。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である。

(イ) 継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要である。

(ウ) 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

イ 教育委員会制度の特性

(ア) 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保する。

(イ) 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

(ウ) 住民による意思決定（レイマンコントロール）

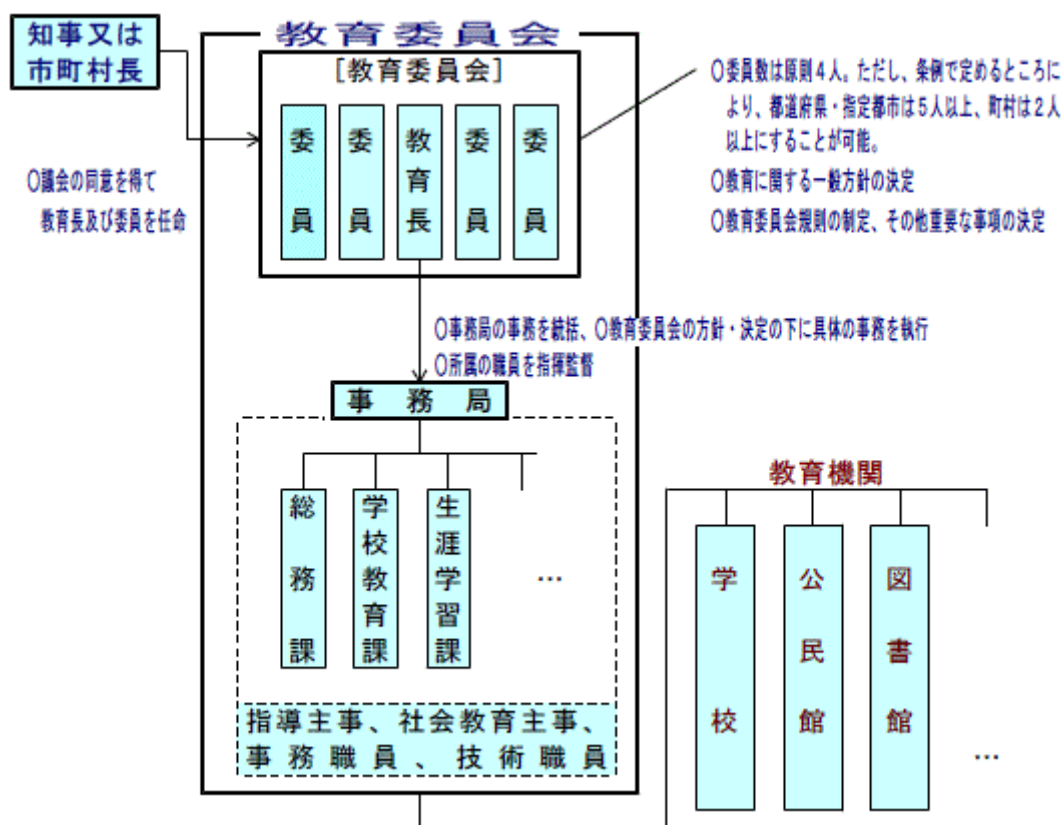
住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意

向を反映した教育行政を実現する。

ウ 教育委員会制度の仕組み

- (ア) 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置する。
- (イ) 首長から独立した行政委員会として位置付ける。
- (ウ) 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行する。
- (エ) 月 1～2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催する。
- (オ) 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は 3 年、教育委員は 4 年で、再任可。

エ 教育委員会の組織のイメージ



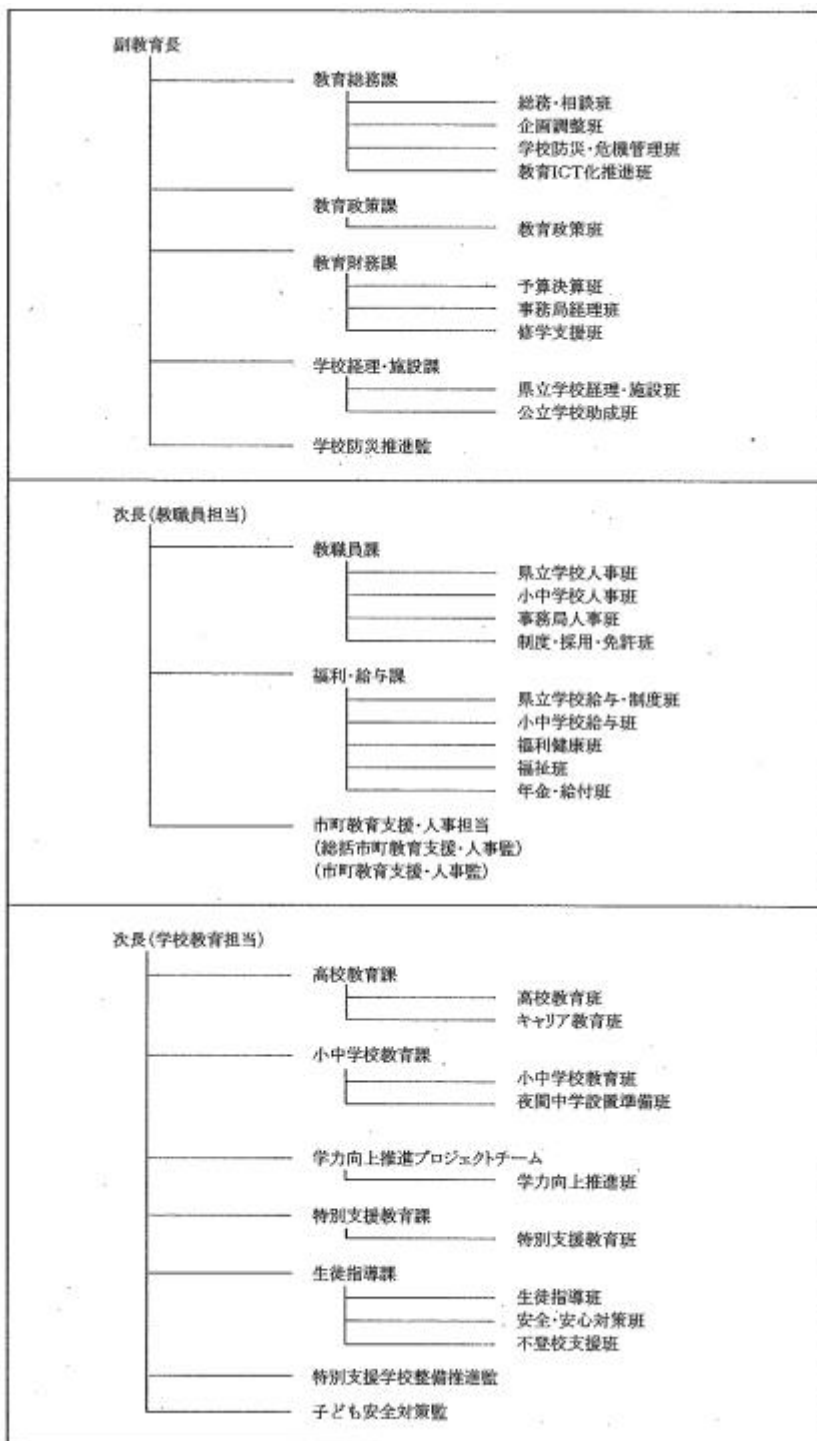
(出所：文部科学省ホームページ

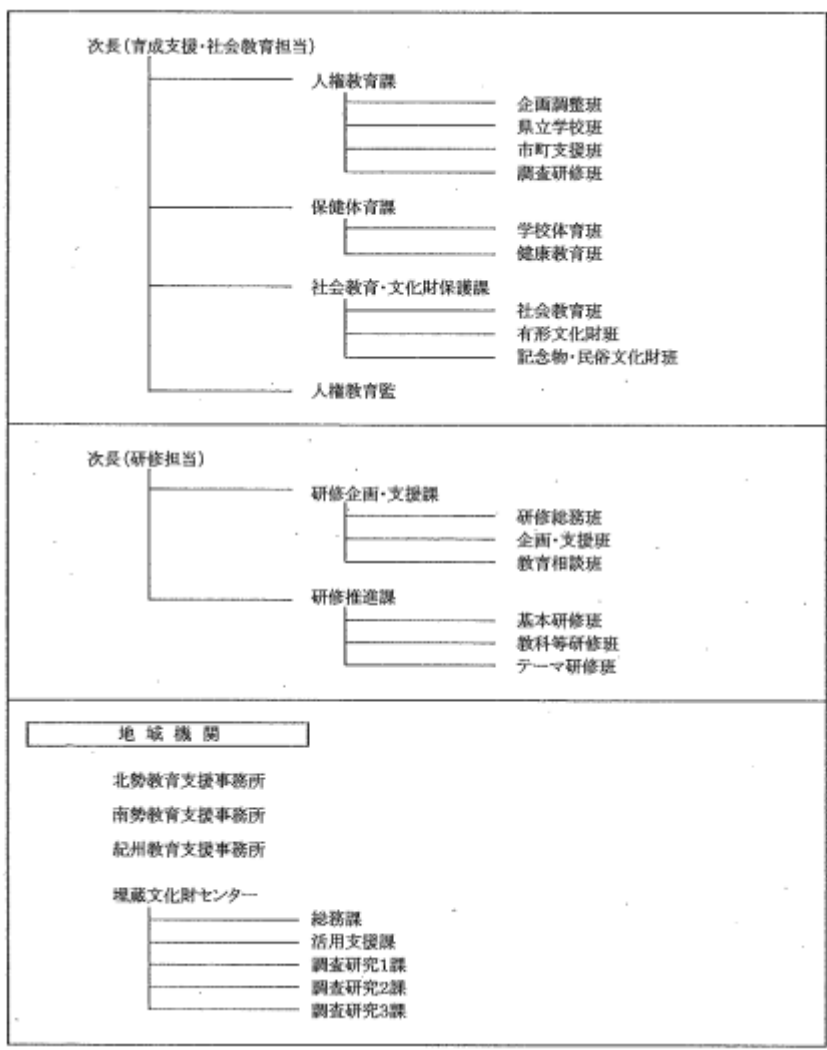
(https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm)

(2) 三重県教育委員会組織図

三重県教育委員会の組織図は、【図表2-1-1】のとおりである。

【図表2-1-1】令和5年度教育委員会事務局組織表





(出所：令和5年第2回三重県議会定例会教育警察常任委員会説明資料)

(3) 事務分掌

三重県教育委員会の事務分掌は、【図表2-1-2】のとおりである。

【図表2-1-2】三重県教育委員会事務分掌

部署	分掌事務
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育委員会の会議に関する事務の処理に関すること。 二 教育行政の企画及び連絡調整に関すること。 三 陳情及び請願事務の処理に関すること。 四 広聴及び広報事務並びにその連絡調整に関すること。 五 教育委員会公報の発行に関すること。 六 教育に係る表彰及び式典に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 七 教育行政に関する相談事務に関すること。 八 法規文書及び諸議案の審査等に関すること。

部署	分掌事務
	九 教育委員会の情報業務の推進及び調整に関すること。 十 教育委員会の公印に関すること。 十一 教育委員会関係の公益社団法人及び公益財団法人の監督に関すること。 十二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十条の規定による公立の専修学校の設置廃止等及び同法第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による公立の各種学校の設置廃止等の認可に関すること。 十三 事務局及び公立学校の防災及び危機管理に関すること。 十四 配当された予算の令達に関すること。
教育政策課	一 教育行政の総合的な計画及び企画調整に関すること。 二 教育改革（高等学校活性化等）の推進に関すること。 三 県立高等学校の配置及び募集定員策定に関すること。 四 三重県教育改革推進会議に関すること。 五 配当された予算の令達に関すること。
教育財務課	一 教育委員会の予算、経理及び決算に関すること。 二 修学支援制度（就学支援金、奨学給付金、修学奨学金）に関すること。
学校経理・施設課	一 県立学校の経理支援に関すること。 二 県立学校の施設整備に関すること。 三 県立学校の財産管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 四 市町等立学校施設整備の助成及び技術指導に関すること。 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び第四条の二の規定による公立学校の設置廃止等の認可及び届出に関すること。 六 配当された予算の令達に関すること。
教職員課	一 事務局及び教育機関の組織管理及び職員定数に関すること（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）。 二 事務局及び教育機関の職員の任免、分限、懲戒、公務災害、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関すること。 三 訴訟、不服申立て等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する事務の処理に関すること。 五 教育機関の職員の養成に関すること。 六 配当された予算の令達に関すること。
福利・給与課	一 事務局及び教育機関の職員の給与及び旅費制度に関すること。 二 事務局及び教育機関の職員の福利厚生に関すること。 三 事務局及び県立学校の職員の安全及び衛生に関すること。 四 教育機関の職員の恩給（退隠料等を含む。）及び児童手当の支給に関すること。 五 公立学校共済組合に関すること。

部署	分掌事務
	六 三重県公立学校職員互助会（三重県退職教職員互助会を含む。）に関すること。 七 配当された予算の令達に関すること。
高校教育課	一 県立高等学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 県立高等学校の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 三 県立高等学校における教科用図書の採択に関すること。 四 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の文化部活動に関すること。 五 三重県地方産業教育審議会に関すること。 六 市町等立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町等立小中学校」という。）並びに県立高等学校のキャリア教育に関すること。 七 県立高等学校の入学者選抜に関すること。 八 中学校卒業程度資格認定試験に関すること。 九 配当された予算の令達に関すること。
小中学校教育課	一 市町立幼稚園及び市町等立小中学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 三 義務教育諸学校における教科用図書の採択及び無償給与に関すること。 四 夜間中学の設置準備に関すること。 五 三重県教科用図書選定審議会に関すること。 六 教育支援事務所に関すること。 七 配当された予算の令達に関すること。
学力向上推進プロジェクトチーム	一 学力向上に関すること。 二 配当された予算の令達に関すること。
特別支援教育課	一 県立特別支援学校の教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 県立特別支援学校の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 三 県立特別支援学校の学習環境の整備に関すること。 四 幼児、児童及び生徒の就学についての指導及び助言に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 五 三重県障害児就学指導委員会に関すること。 六 特別支援学校就学奨励費に関すること。 七 県立特別支援学校における教科用図書の採択及び無償給与に関すること。 八 県立特別支援学校高等部の入学者選考に関すること。 九 配当された予算の令達に関すること。
生徒指導課	一 生徒指導に関すること。

部署	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> 二 いじめ及び不登校に関すること。 三 学校安全に関すること。 四 三重県いじめ対策審議会に関すること。 五 配当された予算の令達に関すること。
人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> 一 人権教育の企画推進に関すること。 二 人権教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 三 人権教育に関する研修、専門的事項の調査研究、情報収集、情報提供及び相談に関すること。 四 三重県高等学校等進学奨励金に関すること。 五 その他人権教育に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 六 配当された予算の令達に関すること。
保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校体育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 二 運動部活動に関すること。 三 県立学校体育施設の使用料に関する条例の施行に関すること。 四 学校の保健教育及び保健管理に関すること。 五 学校における食育及び学校給食に関すること。 六 学校体育、学校保健及び学校給食に係る諸団体の指導及び援助に関すること。 七 配当された予算の令達に関すること。
社会教育・文化財保護課	<ul style="list-style-type: none"> 一 社会教育の振興に関すること。 二 社会教育に関する専門的事項の指導及び助言に関すること。 三 高等学校卒業程度認定試験に関すること。 四 三重県社会教育委員に関すること。 五 子どもの読書活動推進に関すること。 六 ユネスコ活動に関すること。 七 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の保護に関すること。 八 世界遺産の保護に関すること。 九 三重県文化財保護審議会に関すること。 十 銃砲刀剣類、天然記念物日本鶏及び天然記念物紀州犬の登録に関すること。 十一 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家に関すること。 十二 図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館及び生涯学習センターに関すること（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）。 十三 埋蔵文化財の保護及び埋蔵文化財センターに関すること。 十四 P T A ・ 青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の施行に関すること。 十五 配当された予算の令達に関すること。
研修企画・支援課	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合教育センターの管理運営に関すること。 二 教育機関の職員研修事業の企画調整に関すること。 三 教育課題の調査研究に関すること。 四 指導改善研修等に関すること。

部署	分掌事務
	五 教育相談の実施及び研修に関すること。 六 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條の七に規定する協議会に関すること。 七 配当された予算の令達に関すること。
研修推進課	一 法定、教職経験に応じた研修の企画運営に関すること。 二 職能に応じた研修の企画運営に関すること。 三 専門的な知識・技能等に関する研修の企画運営に関すること。 四 乳幼児教育関係の研修に関すること。 五 教育情報提供サービスに関すること。 六 自主的な研究への支援に関すること。 七 配当された予算の令達に関すること。
市町教育支援・人事担当	一 事務局各課等と市町等教育委員会との調整に関すること。 二 市町等立小中学校の組織管理及び職員定数に関すること。 三 市町等立小中学校の職員の任免、分限、懲戒、服務、勤務条件、人事記録その他の人事に関すること。

（出所：三重県教育委員会事務局組織規則）

（4）歳入・歳出の状況

ア 全体

教育費の令和5年度決算額は、159,857百万円であり、歳出合計の19%を占める。

【図表2-1-3】令和5年度歳出決算額（単位：百万円）

科目	令和5年度決算額	歳出合計に占める割合
議会費	1,546	0.2%
総務費	58,414	7.0%
民生費	120,664	14.4%
衛生費	41,320	4.9%
労働費	1,227	0.1%
農林水産業費	39,385	4.7%
商工費	21,855	2.6%
土木費	99,631	11.9%
警察費	39,211	4.7%
教育費	159,857	19.0%
災害復旧費	5,922	0.7%
公債費	113,869	13.6%
諸支出金	136,350	16.2%
合計	839,231	100.0%

（出所：令和5年度決算 一般会計の決算内容に基づき監査人が作成）

イ 教育委員会の決算額の内訳

教育費のうち、教育委員会の決算額内訳の推移は、【図表 2-1-4】のとおりである。

【図表 2-1-4】教育委員会決算額内訳の推移 (単位：千円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	4,313,838	3,953,688	3,697,997	3,672,234	3,178,646
02	給料	64,001,921	64,087,271	64,829,428	65,012,664	65,592,698
03	職員手当等	42,870,897	49,553,204	49,279,862	50,225,609	51,540,431
01	扶養手当	1,134,563	1,156,137	1,176,880	1,216,754	1,242,670
02	通勤手当	1,442,363	1,439,322	1,453,439	1,489,313	1,505,461
03	単身赴任手当	15,378	14,766	13,876	16,077	17,106
04	期末勤勉手当	26,256,637	25,768,998	25,497,513	26,391,087	26,466,995
05	時間外勤務手当	319,726	335,858	330,578	341,720	335,344
06	宿日直手当	10,069	13,393	13,415	12,841	15,144
07	管理職手当	812,625	813,747	772,481	818,146	823,320
08	管理職員 特別勤務手当	266	499	730	326	431
09	特殊勤務手当	742,760	758,960	672,050	620,265	805,691
10	夜間勤務手当	2,343	2,090	1,941	1,619	1,669
12	へき地手当	37,017	32,438	33,848	36,941	39,381
15	休日勤務手当	4,410	3,583	4,153	3,730	3,854
16	定時制通信教育手当	107,559	107,262	107,721	106,791	108,227
17	産業教育手当	169,935	172,056	177,949	183,863	184,711
18	義務教育等 教員特別手当	851,803	864,670	875,214	879,067	889,010
20	地域手当	3,100,060	3,107,225	3,070,039	3,085,638	3,112,898
21	住居手当	953,191	943,295	940,170	965,149	952,521
23	退職手当	6,465,202	13,562,374	13,685,831	13,624,841	14,636,879
25	児童手当	444,990	456,535	452,035	431,440	399,120
04	共済費	19,986,209	21,056,167	20,934,061	21,266,073	21,712,622
01	共済負担金	18,472,813	20,058,167	20,486,651	20,832,007	19,740,757
02	災害補償基金負担金	100,315	96,651	85,182	85,493	99,694
03	社会保険料	1,413,081	901,349	362,227	348,573	1,872,171
05	災害補償費	0	8	39	66	20
06	恩給及び退職年金	8,593	11,746	17,799	25,103	33,332
07	報償費	82,124	69,826	57,766	57,204	59,866
08	旅費	615,769	544,067	392,617	321,892	710,399
09	交際費	118	150	118	118	217
10	需用費	2,243,754	2,317,765	1,974,819	2,030,407	1,840,209
01	消耗品費	895,105	910,501	945,918	959,865	773,367
02	燃料費	81,878	74,602	80,888	56,439	64,317
03	食糧費	36	21	125	11	181
04	印刷製本費	58,049	57,668	70,477	78,428	69,292
05	光熱水費	933,040	1,001,072	653,016	639,697	702,786
06	修繕料	254,759	252,495	207,184	278,347	214,300
07	賄材料費	9,108	9,270	7,203	6,831	7,094
08	飼育費	11,779	12,135	10,009	10,789	8,870
11	役務費	129,327	137,255	136,386	146,109	131,458
01	通信運搬費	65,077	68,148	75,627	80,079	66,881
03	広告料	363	502	295	656	273

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	04	手数料	55,024	60,938	52,580	57,208	54,814
	05	筆耕翻訳料	1,444	1,627	2,101	2,941	2,893
	06	火災保険料	734	362	529	367	457
	07	自動車損害保険料	1,907	2,267	2,177	2,316	2,689
	08	賠償責任保険料	734	620	301	299	320
	09	損害保険料	2,627	1,796	1,747	1,709	1,769
	10	傷害保険料	1,418	996	1,028	532	1,362
12		委託料	4,138,603	2,271,548	2,316,470	1,948,944	1,742,871
13		使用料及び賃借料	687,070	646,240	663,601	670,360	628,663
14		工事請負費	5,090,498	4,095,144	3,121,322	2,793,571	1,638,719
15		原材料費	9,949	9,803	8,953	7,244	9,728
16		公有財産購入費	0	162,000	0	0	0
17		備品購入費	545,094	412,592	2,077,809	1,180,001	609,771
18		負担金、補助 及び交付金	3,444,431	3,626,789	3,658,059	3,807,270	3,966,493
19		扶助費	551,738	536,943	522,052	560,979	477,776
20		貸付金	91,649	90,720	85,800	104,754	129,311
21		補償、補填及び賠償金	15,046	109,806	43,911	4,212	480
22		償還金、利子 及び割引料	60,458	71,907	87,074	84,303	94,477
24		積立金	1,261,148	163,393	186,412	237,679	170,366
26		公課費	4,282	4,368	4,022	3,914	3,690
		計	150,152,517	153,932,400	154,096,377	154,160,709	154,272,244

(出所：教育委員会作成資料)

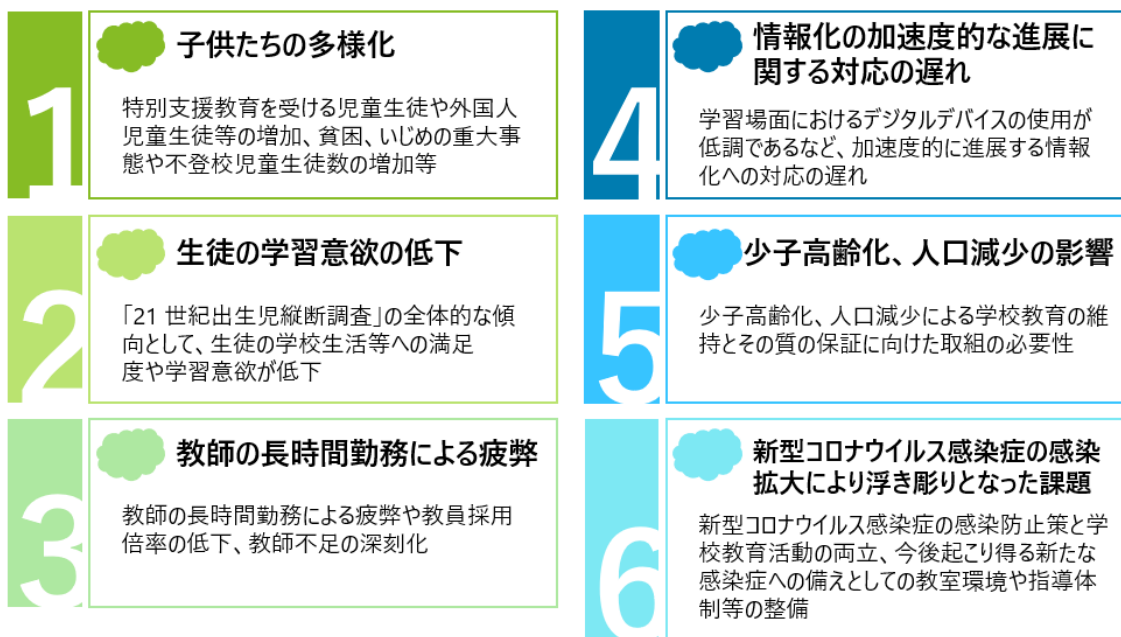
2 教育施策に関する計画

(1) 日本の学校教育が直面している課題

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（以下、「令和答申」という。）が令和3年1月に文部科学省より公表され、明治時代から続く「日本型学校教育」の良さをさらに発展させ、その成果を生かしながら、今日的課題である「学校の働き方改革」や GIGA スクール構想を進め、学習指導要領の趣旨を実現することが強調される等、教育を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。

令和答申であげられている課題は【図表2-2-1】のとおりである。

【図表 2-2-1】学校教育が直面している課題



(出所：文部科学省「中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)」に基づき監査人が作成)

(2) 県の教育施策

県は、長期的な視点から概ね 10 年先の三重県の姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示した、長期構想「強じんな美し国ビジョンみえ」を策定している。また、今後の三重の成長戦略として、「強じんな美し国ビジョンみえ」が掲げる基本理念「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けた取組内容を「みえ元気プラン」としてまとめている。この「みえ元気プラン」は、令和 4 年度から県政 150 周年の節目となる令和 8 年度までの 5 年間の中期計画となっている。

教育委員会は、県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」や、県の教育施策の基本的な考え方を示す「三重県教育施策大綱」をふまえ、主に公立学校教育を対象とする「三重県教育ビジョン」を策定している。「三重県教育施策大綱」及び「三重県教育ビジョン」の位置づけは、【図表 2-2-2】のとおりである。

【図表 2-2-2】「三重県教育施策大綱」及び「三重県教育ビジョン」の位置づけ

	三重県教育施策大綱	三重県教育ビジョン
位置づけ	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づいて知事が定める教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	教育基本法第17条第2項に基づいて県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

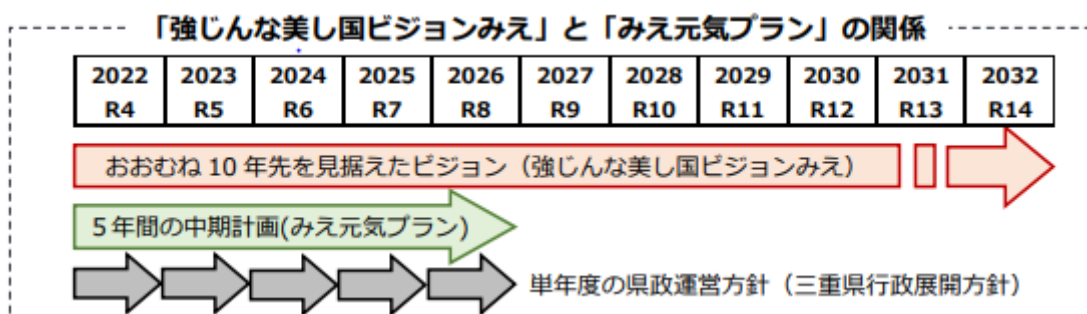
(出所：根拠法令に基づき監査人が作成)

(3) 三重県の総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」における教育施策の位置づけ

ア 概要

おおむね 10 年先を見据えた、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示す県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」で示した 16 の政策のもとに 56 の施策として体系的に整理した 5 年間の中期計画が「みえ元気プラン」である。

【図表 2-2-3】「強じんな美し国ビジョンみえ」と「みえ元気プラン」の関係



(出所：概要版「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」)

イ 「強じんな美し国ビジョンみえ」における教育施策の位置づけ

新しい三重づくりに向けては、大規模自然災害の発生や人口減少の進展など懸念されるリスクへの確に対応し、カーボンニュートラルへの対応やデジタル社会の進展といったチャンスをとらえ、三重の発展へつなげる必要がある。

このため、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組をしっかりと進めるとともに、魅力ある観光資源や道路網の整備推進による立地環境など、三重の強みや良さを生かし「選ばれる三重」にしていく。

こうした取組を、市町・企業・団体・NPO といったさまざまな主体と連携しながら進めることで、将来世代も含め、県民の皆さんが未来に希望を持ち、幸福を感じながら、元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域、すな

わち「強じんて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現をめざす。

ビジョンに示しためざす姿を実現するため、政策展開の基本方向（四本の柱）のもとに位置づけた 16 の政策に取り組み、「IV未来を拓く人づくり」の政策として教育を位置づけている。

【図表 2-2-4】政策展開の基本方向と政策

政策展開の基本方向（四本の柱）	政 策
I 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強靱化 2 医療・介護・健康 3 暮らしの安全 4 環境
II 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信 6 農林水産業 7 産業振興 8 人材の育成・確保 9 地域づくり 10 デジタル社会の推進 11 交通・暮らしの基盤
III 共生社会の実現	12 人権・ダイバーシティ 13 福祉
IV 未来を拓くひとづくり	14 教育 15 子ども 16 文化・スポーツ

(出所：強じんな美し国ビジョンみえ)

ウ みえ元気プランにおける教育施策の位置づけ

5年間で取組を一層加速させていかなければならない課題を抽出し、積極果敢に対応していくため、以下の7つの取組を「みえ元気プランで進める7つの挑戦」として位置づけており、その一つとして、「次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実」を設定している。

みえ元気プランで進める7つの挑戦

1. 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化
2. 新型コロナウイルス感染症等への対応
3. 三重の魅力を生かした観光振興
4. 脱炭素等をチャンスととらえた産業振興
5. デジタル社会の実現に向けた取組の推進
6. 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実
7. 人口減少への総合的な対応

【図表2-2-5】次世代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

6 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

未来の三重県を担う子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、自分らしく豊かに育つことができるよう支援します。また、自己肯定感や主体的に学び続ける姿勢を身につけられる教育を推進します。

<支援の充実>

- ・地域や企業・団体と連携した学習支援、ひとり親家庭への就労支援など、子どもの貧困対策の推進
- ・AI 技術を活用した児童虐待対応力の強化、専門人材の育成による児童相談体制の強化など、児童虐待防止に向けた取り組みの推進



<教育の充実>

- ・高等学校における変化する社会の中で自分らしく豊かに生きる自律した学習者を育成する教育など、発達段階に応じたキャリア教育の推進
- ・特別な支援が必要、不登校の状況にあるなどのさまざまな教育的ニーズに応じた支援の充実など、子どもたちが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育の推進
- ・いじめに関する相談・支援体制の充実や、迅速・確実な対応の推進など、安心できる学び場づくり など

(出所：概要版「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」)

(4) 三重県教育施策大綱

ア 概要

下記の5本の柱に大別して、今後の県の教育施策の基本的な考え方等を「三重県教育施策大綱」としてまとめている。具体的な施策については、「みえ元気プラン」の関連する施策を「参考資料」として掲載している。

5本の柱

1. 子どもたちの未来をひろげるために
2. 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
3. 豊かな社会を創っていく力を育むために
4. さらに充実した教育の提供をめざして
5. 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

イ 「みえ元気プラン」の関連施策

「みえ元気プラン」の関連施策は【図表2-2-6】のとおりである。

【図表2-2-6】「みえ元気プラン」の関連施策

1 子どもたちの未来をひろげるために	関連施策
いじめ問題の克服	12-1②、14-1②、14-4①②③④、14-6①
子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり	14-6①、15-1①③
誰もが安心して学べる環境づくり	12-1②、12-3①②、14-3①②、14-5①②、14-6①、15-1③④、15-3①②
学校安全の推進	1-2④、3-2①、12-2③、14-3②、14-5③、14-6①④
2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	関連施策
家庭教育の支援	14-6①、15-1①②
幼児期における取組	14-6①、15-2①
学校における取組	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①、14-5①②、14-6①
3 豊かな社会を創っていく力を育むために	関連施策
幼児教育の充実	14-3①②、14-6①、15-2①
学力等の資質・能力の育成	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6①
自律した学習者の礎づくり	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-5①②、14-6①
豊かな人間性の育成	12-1②、14-1②、14-4①、14-6①
健やかな心身の育成	14-1③、14-6①、15-2①
主体的に社会の形成に参画する態度の育成	14-2①④、14-3①②、14-5①②、14-6①
グローバル教育の推進	7-4②、14-2①②、14-6①、16-1②
読書・文化芸術活動の推進	14-1②、14-2②、14-6①、16-1①②③④
これからの部活動	14-1②③、14-6①②
4 さらに充実した教育の提供をめざして	関連施策
教職員の資質・能力の向上	1-2④、14-3①②、14-4④、14-5①③、14-6①②
幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり	15-2①
教職の魅力向上	14-6①②
「チームとしての学校」	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①
ICTの活用	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④
地域との連携・協働	1-2④、12-1②、14-1①②③、14-2①②③④、14-3①②、14-4①②③④、14-5①②③、14-6①②③④、15-1③、15-2①、16-1②④
5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして	関連施策
社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び	7-2②、8-1①②③、8-2②、10-1①、14-5②、16-1②③④
高等教育機関との連携	8-1③

※①②③④は、基本事業の番号です。

(出所：三重県教育施策大綱)

(5) 三重県教育ビジョン

ア 概要

「三重県教育ビジョン」は、県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」である。計画期間は、令和2年度から令和5年度までであり、令和6年度以降については、令和6年3月に「三重県教育ビジョン ～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～」を策定している。

【図表2-2-7】三重県教育ビジョン概要


基本施策
1

子どもの未来の礎となる「^{いしすえ}確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

めざす姿 子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。



- 学力の育成
- 外国人児童生徒教育の推進
- 幼児教育の推進
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 体力の向上と学校スポーツの推進
- 健康教育・食育の推進



対話的な学習活動



1学校1運動（長なわとび）

基本施策の数値目標


指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生 80.1% 中学生 74.9%	小学生 86.1% 中学生 80.5%

基本施策
2

個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

めざす姿 子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

- 主体的に社会を形成する力の育成（主権者教育、消費者教育、環境教育、地域と連携した課題解決型学習等）
- キャリア教育の充実
- グローバル教育の推進（英語教育、郷土教育等）
- 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成（探究的学習、STEAM教育^{※1}、EdTech^{※2}を活用した教育、プログラミング教育等）



ICTを活用した授業

※1：STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。
 ※2：EdTech：教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%

基本
施策

3

特別支援教育の推進

めざす姿 障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

施
策

- 一人ひとりの学びを支える教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進



特別支援学校でのポッチャ大会

基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (平成30年度)	100%

基本
施策

4

安全で安心な学びの場づくり

めざす姿 子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

施
策

- いじめや暴力のない学校づくり
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 不登校児童生徒への支援
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
- 学校施設の充実



防災マップづくり

基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生 92.0%	小学生 95.4%
	中学生 96.5%	中学生 98.7%
	高校生 88.9%	高校生 92.3%

基本
施策

5

地域との協働と信頼される学校づくり

めざす姿 学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民の皆さんからの信頼を得ています。

施
策

- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化
- 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
- 学校における働き方改革の推進
- 家庭の教育力の向上
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承



地域と学校との合同清掃

基本施策の数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%

教育ビジョンの実現に向けて

「教育への県民力の結集」の理念の実現に向け、学校、行政の役割、家庭や地域、企業等に期待される役割は次のとおりです。



教育ビジョンに込める想い

1 誰一人取り残さない教育の推進

- 家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。
- 本県ではこれまで、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、全国と比べても在籍率の高い外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援、就学困難者への学習支援・経済的支援を実施するなど、本県教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を展開してきました。
- 今後もこうした取組を継続して推進するとともに、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、全ての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

2 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

- 一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育んでいけるよう取り組んでいきます。
- 超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、これからの教育においては、これまで積み上げてきた三重の教育を大切にしながら、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいく必要があります。

3 「オール三重」による教育の推進

- 子どもたちは、学校・家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長していきます。子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。
- 行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民の皆さんから信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組みます。

(出所：三重県教育ビジョン（令和2年度から令和5年度まで）)

教育ビジョンの体系

本ビジョンでは、本県の教育がめざすべき方向性を「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けて「教育施策の基本的な考え方」と「教育ビジョンを貫く視点」を明らかにしています。「基本施策・施策」では、「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示しています。

子どもたちに育みたい力

自立する力

主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力

他者と共に生きる合って生きていく力や、対立やシレンマに対処する力

創造する力

イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力

教育施策の基本的な考え方

いじめの防止や自己肯定感の涵養、教職の魅力向上など、三重の未来を担う子どもたちへの教育を進めます。

- ① 豊かな社会を創っていく力を育みます
- ② 一人ひとりの未来をひろげます
- ③ 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざします
- ④ ともに充実した教育の提供をめざします
- ⑤ 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざします

基本施策・施策

基本施策1. 未来の礎となる力の育成

子どもたちに、生きるための基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育みます。

- 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
- 確かな学力の育成
- 幼児教育の推進
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 健康教育・食育の推進
- 体力の向上と運動部活動改革の推進

基本施策4. いじめや暴力のない学びの場づくり

子どもたちに、いじめをしない態度や力を育むとともに、学校ではいじめの認知や対応などを適切に行います。

- いじめや暴力をなくす取組の推進
- いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

基本施策2. 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

子どもたちに、学びに向かう姿勢や失敗をおそれず挑戦する心、社会の形成に参画する態度を育みます。

- キャリア教育の推進
- グローバル教育の推進
- 新たな価値を創り出す力の育成
- 主体的に社会を形成する力の育成

基本施策5. 誰もが安心して学べる教育の推進

誰もが安心して学べる環境の整備や通学時の安全確保、非常時の対応ができる体制の整備を進めます。

- 不登校の状況にある児童生徒への支援
- 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

基本施策3. 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちに、将来の自立と社会参画に向けて必要な力を育みます。

- 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

基本施策6. 学びを支える教育環境の整備

学びを地域で支える体制を整えるとともに、教職員の専門性向上や学校における働き方改革を進めます。

- 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- ICTを活用した教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化
- 学校施設の整備
- 家庭での学びの応援
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承

教育ビジョンを貫く視点

子どもたちの目標に立ち、個に応じた学びを大切にします

学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

自己肯定感を涵養する教育の推進

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえない価値を認識しながら、可能性を伸ばし、自分らしく生きることができるようしていくためには、自己肯定感を高めることが重要です。

このことをふまえ、本ビジョンでは、「自己肯定感を涵養する教育の推進」を、32施策の筆頭に位置づけ、以下の取組を進めることとしています。

主な取組 1. 家庭教育支援・幼児教育の充実

- 豊かな成長や家庭教育を応援する取組の推進
- さまざまな問題を抱える家庭に対する支援の充実
- 幼児期の子どもたちが生涯にわたる人格形成の基礎を築くことができる教育環境の整備

主な取組 2. お互いを認め合い支え合う学校づくり

- お互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げる取組の推進
- 自発的・自治的な活動を尊重し、創意工夫を引き出す取組の推進
- 相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を身につけることができる取組の推進

主な取組 3. 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

- 個別最適な学習と協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりや探究的な学習の推進
- 他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組の推進
- 人との関わり合いの中で新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組の推進
- 達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢などを身につけたりする体験活動の充実
- 家庭や学校とは異なる居場所での学習支援など地域と連携した取組の推進

主な取組 4. 教職員の指導力の向上

- 教職員が子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する力を高める取組の推進
- 教職員にとっても学校が幸せや生きがいを感じられる場所となることをめざす取組の推進

教育ビジョンの実現に向けて

家庭や地域・企業等の皆さんには本ビジョンの実現に向けて、次のようなご協力をよろしくお願いいたします。

〈 学校 〉

- ◆ 自立する力、共生する力、創造する力の育成
- ◆ 学習機会等の保障
- ◆ 地域に開かれ、信頼される学校づくり



〈 家庭 〉

- ◆ 安心して生活できる環境の整備
- ◆ 生活のために必要な習慣の確立
- ◆ 学校との連携



〈 地域・企業 〉

- ◆ 多様な学びの機会の提供や支援
- ◆ 教育施策への協力・貢献



〈 行政 〉

- ◆ 新たに生じる課題や状況への的確な対応
- ◆ よりよい教育環境の整備



(出所：三重県教育ビジョン（令和6年度から令和9年度まで）)

3 県立学校の概要

(1) 高等学校の一覧

ア 全日制

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
桑名	桑名市大字東方 1795	955	24	73
桑名西	桑名市大字志知字東山 2839	824	21	52
桑名北	桑名市大字下深谷部字山王 2527	537	15	44
桑名工業	桑名市大字芳ヶ崎 1330-1	447	14	53
いなべ総合学園	いなべ市員弁町御菌 632	831	24	63
川越	三重郡川越町豊田 2302-1	870	22	56
四日市	四日市市富田四丁目 1-43	960	24	59
四日市南	四日市市大字日永字岡山 4917	945	24	58
四日市西	四日市市桜町 6100	735	19	48
朝明	四日市市中野町 2216	423	13	41
四日市四郷	四日市市八王子町字高花 1654	522	14	37
四日市農芸	四日市市河原田町 2847	591	15	57
四日市工業	四日市市日永東三丁目 4-63	834	21	86
四日市中央工業	四日市市菅原町 678	570	15	57
四日市商業	四日市市尾平町永代寺 2745	711	18	51
菰野	三重郡菰野町大字福村 870	434	13	36
神戸	鈴鹿市神戸四丁目 1-80	874	22	56
白子	鈴鹿市白子四丁目 17-1	656	18	49
石薬師	鈴鹿市石薬師町字寺東 452	332	10	31
稲生	鈴鹿市稲生町 8232-1	517	14	42
飯野	鈴鹿市三日市町字東新田場 1695	458	12	40
亀山	亀山市本町一丁目 10-1	592	17	48
津	津市新町三丁目 1-1	952	24	59
津西	津市河辺町 2210-2	941	26	67
津東	津市一身田上津部田 1470	822	21	59
津工業	津市半田 534	695	18	61
津商業	津市洪見町 699	717	18	52
久居	津市戸木町 3569-1	587	18	45
久居農林	津市久居東鷹跡町 105	689	27	69
白山	津市白山町南家城 678	224	9	27
松阪	松阪市垣鼻町 1664	871	22	59
松阪工業	松阪市殿町 1417	585	15	58
松阪商業	松阪市豊原町 1600	472	13	48
飯南	松阪市飯南町粥見 5480-1	212	9	27
相可	多気郡多気町相可 50	584	15	50
昴学園	多気郡大台町茂原 48	193	9	35
宇治山田	伊勢市浦口三丁目 13-1	594	16	40
伊勢	伊勢市神田久志本町 1703-1	832	21	55
伊勢工業	伊勢市神久二丁目 7-18	470	12	45

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
宇治山田商業	伊勢市黒瀬町 1193	511	13	43
明野	伊勢市小俣町明野 1481	474	12	46
南伊勢（南勢校舎）	度会郡南伊勢町船越 2926-1	9	3	14
南伊勢（度会校舎）	度会郡度会町大野木 2831	102	5	15
鳥羽	鳥羽市安楽島町 1459	148	6	27
志摩	志摩市磯部町恵利原 1308	142	6	22
水産	志摩市志摩町和具 2578	164	6	35
上野	伊賀市上野丸之内 107	783	20	51
伊賀白鳳	伊賀市緑ヶ丘西町 2270-1	695	20	87
あけぼの学園	伊賀市川東 412	222	9	26
名張青峰	名張市百合が丘東 6 番町 1	708	18	55
名張	名張市東町 2067-2	583	15	47
尾鷲	尾鷲市古戸野町 3-12	441	15	46
木本	熊野市木本町 1101-4	457	12	35
紀南	南牟婁郡御浜町阿田和 1960	221	7	26
計		30,718	849	2,568

(出所：学校名簿)

イ 全日制専攻科（本校 3）

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
桑名	桑名市大字東方 1795	76	2	—
四日市工業	四日市市日永東三丁目 4-63	35	2	—
水産	志摩市志摩町和具 2578	33	4	—
計		144	8	—

(出所：学校名簿)

ウ 定時制（独立校 3 併置校 8）

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
桑名	桑名市大字東方 1795	21	4	9
四日市工業	四日市市日永東三丁目 4-63	92	8	23
北星	四日市市大字茂福字横座 668-1	528	26	42
飯野	鈴鹿市三日市町字東新田場 1695	133	12	16
みえ夢学園	津市柳山津興 1239	453	21	38
松阪工業	松阪市殿町 1417	47	4	9
伊勢まなび	伊勢市神田久志本町 1560	141	15	38
上野	伊賀市上野丸之内 107	40	4	8
名張	名張市東町 2067-2	49	4	8
尾鷲	尾鷲市古戸野町 3-12	27	4	8
木本	熊野市木本町 1101-4	17	4	8
計		1,548	106	207

(出所：学校名簿)

エ 通信制

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
北星	四日市市大字茂福字横座 668-1	1,080	17	15
松阪	松阪市垣鼻町 1664	1,326	14	14
計		2,406	31	29

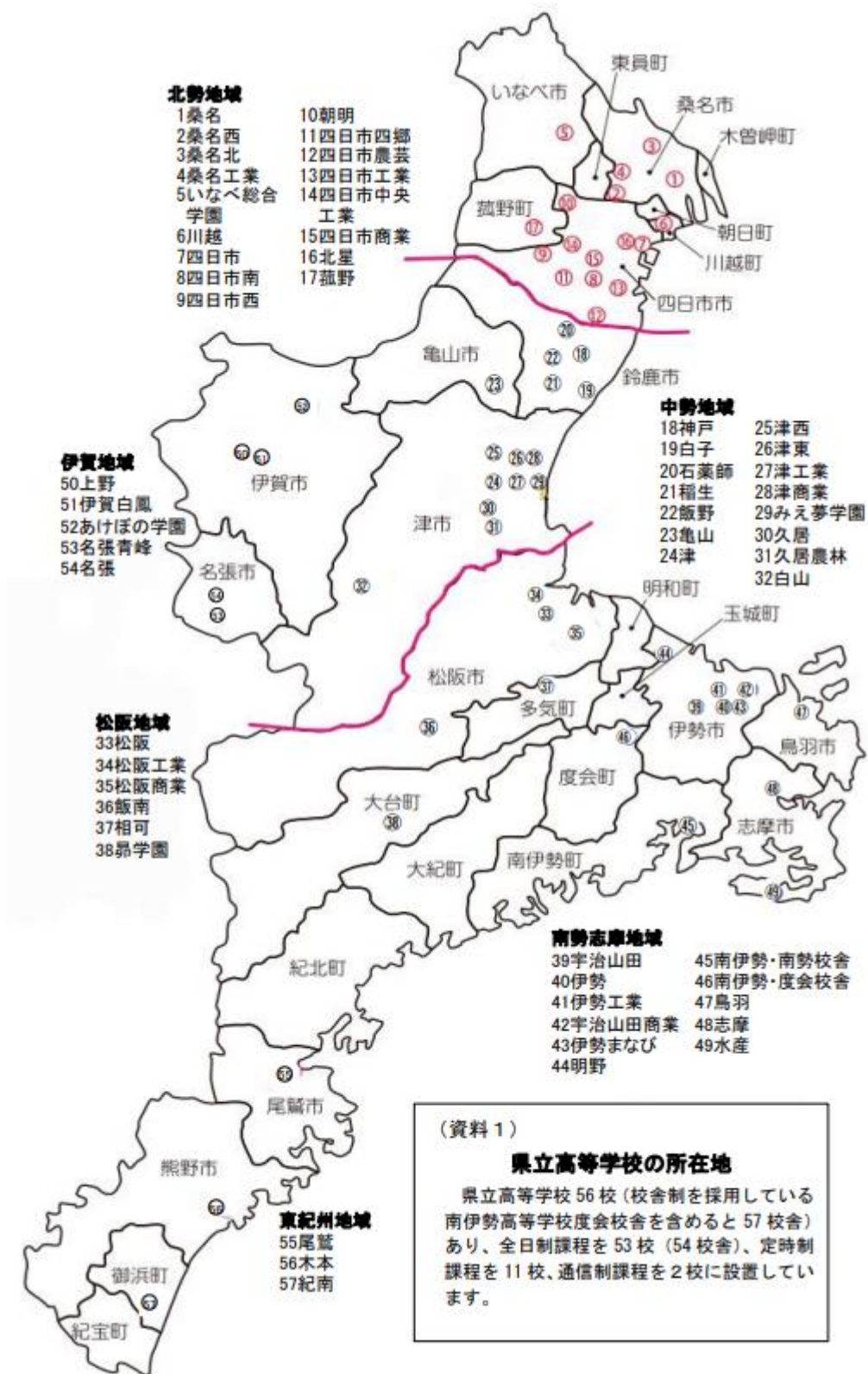
(出所：学校名簿)

(2) 特別支援学校一覧 (本校 14 校、分校 4 校)

学校名	所在地	生徒数	学級数	教員数
盲	津市高茶屋 4 丁目 39-1	25	15	50
聾	津市藤方 2304-2	81	33	85
城山特別支援	津市城山一丁目 5-29	55	23	58
杉の子特別支援	鈴鹿市加佐登 3 丁目 2-2	61	18	44
石薬師分校	鈴鹿市石薬師町字寺東 452	133	25	65
かがやき特別支援	津市大里窪田町 357	27	14	33
草の実分校	津市大里窪田町 340-5	19	7	24
あすなろ分校	津市大里窪田町 340-5	47	15	34
稲葉特別支援	津市稲葉町字上野 4101	190	38	86
伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原 229-2	146	36	80
松阪あゆみ特別支援	松阪市久保町 1846-195	194	39	92
玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古 726-17	142	32	77
西日野にし学園	四日市市西日野町 4070-35	304	61	131
北勢さらら学園	四日市市下海老町高松 161	107	41	90
くわな特別支援	桑名市大字東方字尾弓田 1073	176	34	79
度会特別支援	度会郡度会町大野木 1825	58	25	63
東紀州くろしお学園	熊野市金山町 2496	36	13	34
おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘 28-61	27	12	25
計		1,828	481	1,150

(出所：学校名簿)

(3) 県立高等学校の所在地



(出所：県立高等学校活性化計画 (令和4年3月) 三重県教育委員会)

4 対象事業一覧

対象事業は、【図表2-4-1】のとおりである。

【図表2-4-1】対象事業一覧

(単位：千円)

No.	細事業名称	令和5年度予算		令和5年度決算	
		本年度 事業費	本年度 県費	本年度 事業費	本年度 県費
1	高等学校運営費	2,378,820	2,295,410	2,330,870	2,248,496
2	特別支援学校運営費	523,602	523,302	504,215	503,095
3	校舎その他建築費	2,568,017	452,017	2,088,958	470,485
4	特別支援学校施設建築費	1,112,232	328,232	1,285,795	232,095
5	校舎その他修繕費	64,433	64,433	64,375	64,375
6	財産管理事務費	279,469	207,449	247,949	185,400
7	学力向上推進事業費	22,477	19,899	20,181	18,722
8	高校生等教育費負担軽減事業費	3,465,237	294,570	3,336,795	259,733
9	高等学校等進学支援事業費	137,197	12,783	112,118	▲ 9,561
10	教育改革推進事業費	10,982	10,982	2,437	2,437
11	学校情報ネットワーク事業費	322,648	286,998	429,809	288,926
12	教職員人事管理システム運営費	29,381	29,381	29,026	29,026
13	学校における働き方改革推進事業費	329,788	239,003	336,023	244,425
14	少人数教育推進事業※	-	-	-	-
15	総合教育センター管理運営費	55,048	54,962	55,983	46,345
16	高等学校学力向上推進事業費	33,036	19,025	30,685	42,230
17	実習船運営費	110,559	71,719	83,950	70,078
18	情報教育充実支援事業費	264,743	264,743	261,316	261,316
19	多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費	39,284	23,161	37,370	20,899
20	進学奨励事業費	62,992	53,597	62,839	52,884
21	スクールカウンセラー等活用事業費	435,365	298,746	423,901	288,780
22	いじめ対策推進事業費	28,664	28,144	26,813	26,528
23	不登校対策事業費	53,947	37,892	50,000	31,585
24	特別支援学校スクールバス整備事業費	102,274	27,274	83,273	23,273
25	特別支援学校スクールバス等運行委託事業費	492,232	408,317	387,696	283,668
26	特別支援学校学習環境等基盤整備事業費	48,267	26,267	23,837	17,388
27	特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費	300,824	300,824	255,621	255,621

No.	細事業名称	令和5年度予算		令和5年度決算	
		本年度 事業費	本年度 県費	本年度 事業費	本年度 県費
28	特別支援学校就学奨励費	219,679	110,077	178,227	89,444
29	高等学校人件費	26,198,912	22,408,947	26,136,137	22,090,825
30	高等学校報酬等	1,085,424	1,081,054	1,108,386	1,095,829
31	教職員健康支援事業費	183,593	183,593	166,911	166,911
32	県立学校教職員健康管理対策費	88,802	88,802	63,590	63,590
33	教職員退職手当	5,997,629	5,997,629	6,442,749	6,442,749
34	電算システム管理費	88,369	85,347	71,531	68,071
35	小学校教職員旅費	214,033	214,033	143,737	143,737
36	中学校教職員旅費	202,768	202,768	155,136	155,136
37	みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費	135,307	51,608	57,619	38,538
38	県立学校給食の衛生・品質管理事業費	29,251	17,251	21,105	16,105
39	県立学校児童生徒等健康管理事業費	58,689	58,683	53,570	73,362

※1 少人数教育推進事業費は、小学校人件費、中学校人件費に含まれる。

※2 No.9 高等学校等進学支援事業費の令和5年度決算本年度県費がマイナスとなっているのは、歳入の高等学校等修学奨学金返還金の令和5年度決算額が予算額を上回り、余剰分を事業費に充当したことにより、元々事業費の財源としていた県費が不要になったことによるものである。

(出所：教育委員会作成資料)

第3 監査の結果と意見（総括）

包括外部監査の結果、【指摘】15件、【意見】41件を識別した。

識別した指摘及び意見を領域に区分し、【図表3-0-1】のとおり整理を行った。

【図表3-0-1】指摘及び意見の累計

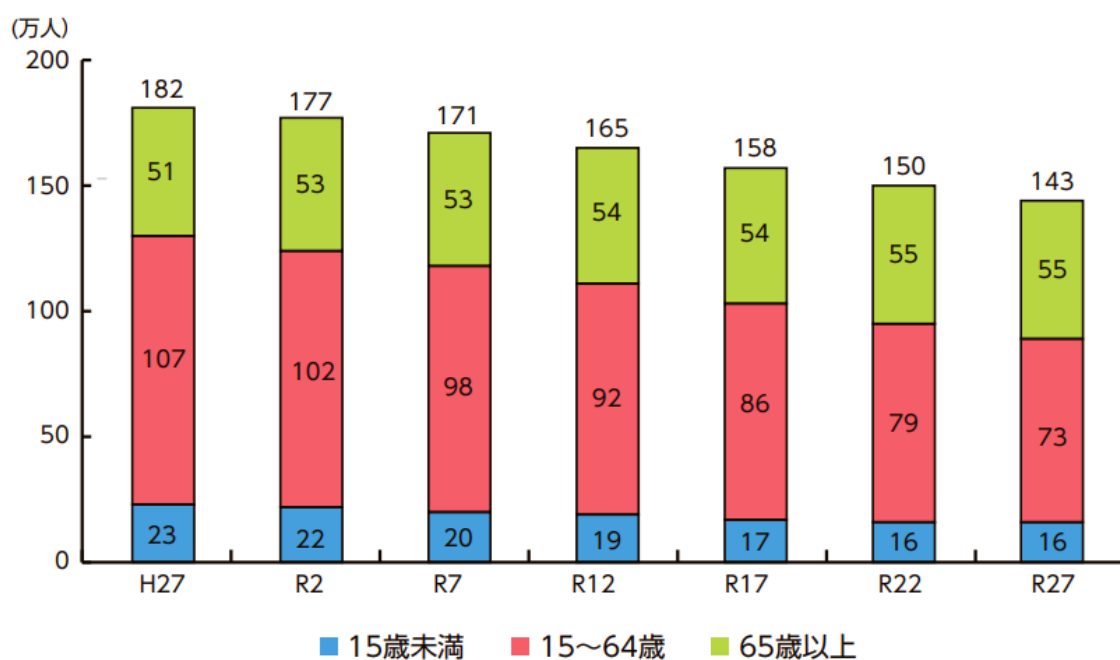
(単位：件)

領域	指摘	意見	計
1 学校教育の充実	-	3	3
2 教職員の人材確保	-	3	3
3 働き方改革の推進	-	4	4
4 学校教育に関する不適切な事務の執行			
（1）予算策定	-	2	2
（2）契約金額の妥当性	-	7	7
（3）契約事務の効率化	-	2	2
（4）業務完了検査	3	-	3
（5）債権管理	-	3	3
（6）システム管理	3	1	4
（7）固定資産管理	4	13	17
（8）資金管理	-	1	1
5 学校諸費等の取り扱い	5	2	7
計	15	41	56

1 学校教育の充実

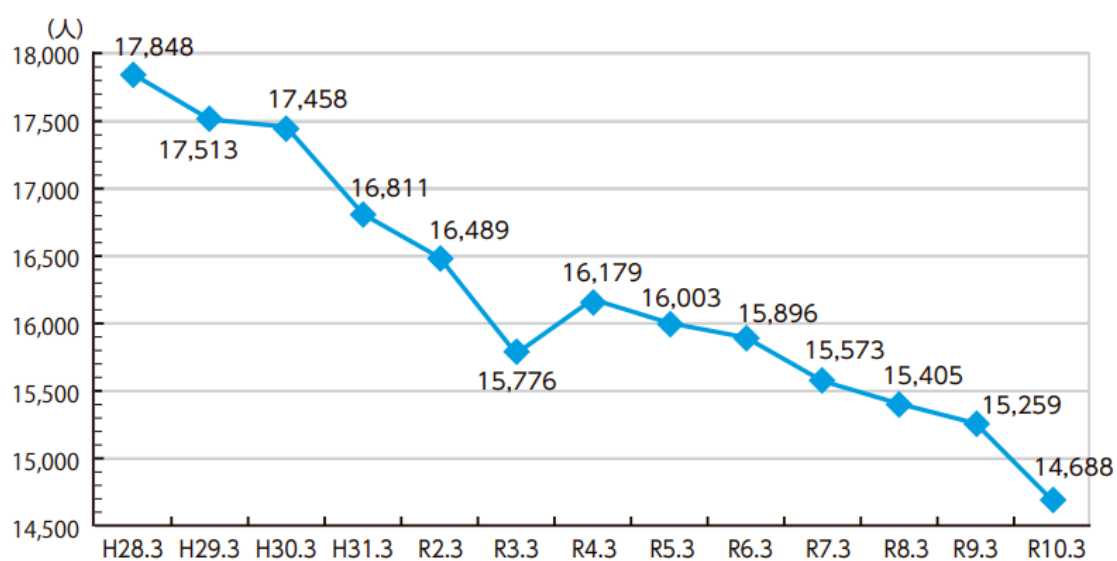
県の総人口は、【図表 3-1-1】及び【図表 3-1-2】のとおり、令和 7 年には 171 万人に、令和 27 年には 143 万人に減少し、県内の中学校卒業生数は、令和 10 年には 14,688 人まで減少することが見込まれている。

【図表 3-1-1】



(出所：三重県教育ビジョン (令和 2 年度から令和 5 年度まで))

【図表 3-1-2】 県内の中学校卒業生数の推移と予測



(出所：三重県教育ビジョン (令和 2 年度から令和 5 年度まで))

県では、「県立高等学校活性化計画（令和4年3月）」（資料6）小規模校における活性化の取組と総括的な検証において、1学年3学級以下の小規模の高等学校を対象に地元企業等でのインターンシップなどの「地域と連携した教育の充実」、町内通学者へのバスの無料化などの「市町からの小規模校支援策」及び学校ホームページの更新などの「学校の情報発信・PR活動」に取り組み、生徒の進路実現や、入学者の状況について総括的な検証を行った。その結果、今後、中学校卒業者が減少する状況をふまえ、現行の高等学校の配置の継続は困難と判断し、地域の活性化推進協議会において、1学年3学級以下の高等学校の統合に関する協議を進めているところである。

また、県の人口は北部地域に集中しており、1学年3学級以下の県立高等学校10校のうち、8校が南部の学校となっている。今後も、南部地域の生徒数の減少が想定されており、令和7年4月には、南部地域の紀南高校及び木本高校が統合し、熊野青藍高等学校が開校する予定である。

これらの取組について、学校教育の充実に関する次の（1）～（3）の意見を記載した。

（1）総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】（P.74）

教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、ティームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。

県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。

（2）県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】（P.93）

SSH支援事業終了後の学校及びSSH指定以外の学校においても、魅力ある学校づくりが必要であることに変わりはなく、学校独自の特色のある様々な取組を充実させるため、事業費の確保が必要となる。そこで、事業費を確保する手段の一つとして、県が各県立高校への寄付を集める仕組みづくりを検討することが望まれる。

例えば、京都府、富山県及び鹿児島県ではふるさと納税で各学校の取組に寄付することができるようにしているので参考にされたい。

(3) 水産高校実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】 (P.100)

水産高校の令和6年度入学者数は、定員を下回る状況である。

全国の水産高校は、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われている。

一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新し、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。

今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。

2 教職員の人材確保

県の教員の不足状況は、令和6年度始業時には12名、6月1日時点には31名の教員が不足している状況である。これは、特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が増加し、常勤講師の多くは正規教員に合格しているものの、大量退職と大量採用による年齢構成の変化に伴い産休・育休取得者が増加していることによる講師の不足が大きな課題となっている。

また、令和6年度に実施した教員採用試験の申込倍率は3.5倍であり、採用予定数は確保できているものの、大学3年生を含む申込者数は2,086名と、年々減少傾向にあり、県では、働き方改革の他にも、教員がやりがいをもって生き生きと働き続けられる環境づくりを進めることにより、社会全体で教職の魅力を高め、県内で教員を志す人を増やしていく取組を進めている状況である。

これらの取組について、教職員の人材確保に関する次の(1)～(3)の意見を記載した。

(1) 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】 (P. 122)

令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。

教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。

そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。

なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。

(2) 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】 (P. 124)

教職員や非常勤教職員が退職する際に、今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。

県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。

(3) 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】 (P. 120)

非常勤教職員のニーズは今後高まっていくことが想定される。

退職者以外へのアプローチとして相談会が対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。

3 働き方改革の推進

教職員の労働時間の長時間化は、学校においてより効果的な教育活動を持続的にやっていく上で大きな課題となっており、国においても教職員の働き方改革に向けた対策の検討が進んでおり、令和2年度以降、時間外労働について年 360 時間、月 45 時間の上限を各教育委員会において規則等で定め、それを遵守するための業務の削減や必要な環境整備等の取組を実施することが求められている。

県においても、教職員の負担軽減を図り限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保することを目的に、学校における働き方改革の取組を進めており、県の教職員の時間外在校時間が月 45 時間を超える教職員の人数は減少傾向にあり、全国平均を下回っているものの、一定数残存する状況である。

県では、教育ビジョンの基本施策5「地域との協働と信頼される学校づくり」において、「4 学校における働き方改革の推進」を掲げ、「教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的にやっていく」こととしている。

時間外在校時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、教育施策大綱及び教育ビジョンの数値目標としては設定されていないが、当然に0%を目指すべき目標であり、教育施策大綱及び教育ビジョンにおいて数値目標として設定することも考えられる。

県では、時間外労働時間削減に向けた取組として、学校及び教職員が担う業務の明確化・適切化を進め、各種課題対応のための専門家や外部人材の活用を進めている。

これらの取組について、働き方改革に関する次の(1)～(4)の意見を記載した。

【図表 3-3-1】時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R5 と R1 の比較
小学校	1,282 人 (18.1%)	678 人 (9.6%)	631 人 (9.0%)	648 人 (9.3%)	626 人 (9.2%)	51.2%減
中学校	1,484 人 (39.2%)	883 人 (23.3%)	873 人 (23.0%)	1,070 人 (28.2%)	1,088 人 (28.7%)	26.7%減
県立学校	542 人 (12.4%)	235 人 (5.0%)	253 人 (5.6%)	422 人 (9.3%)	397 人 (9.0%)	26.8%減

※ 括弧内は校種ごとの全ての教職員に対する割合

(出所：教育委員会作成資料)

【図表 3-3-2】時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の状況の全国との比較

		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小学校	三重県	20.6%	9.1%	10.7%	11.3%
	全国平均	39.6%	25.6%	31.4%	29.8%
中学校	三重県	43.4%	19.2%	28.7%	27.6%
	全国平均	53.8%	33.9%	45.4%	44.1%
県立学校	三重県	18.8%	5.4%	9.2%	16.4%
	全国平均	41.6%	22.1%	31.0%	31.8%
特別支援学校	三重県	1.8%	0.7%	1.7%	1.3%
	全国平均	18.9%	9.4%	14.8%	14.7%

※ 「令和 4 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」
（文部科学省）を基に作成

※ 令和元年度から令和 4 年度までの 4 月から 8 月の時間外在校等時間を比較

（出所：教育委員会作成資料）

（1）みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】（P. 68）

みえスタディ・チェックが開始してから 10 年以上経過し、その間に GIGA スクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。

（2）電話対応時の録音機能の活用について【意見】（P. 82）

学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。

（3）スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】（P. 82）

スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。

データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材の確保が難しい状況である。

県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校

における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。

(4) GIGA スクールサポーターのオンライン支援について【意見】 (P. 98)

県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、教職員は月 1～2 回のサポーター訪問時にサポートを受けている状況である。

県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。

教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な ICT の活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。

4 学校教育に関する不適切な事務の執行

教育は、個人の精神的な価値の形成を目指して行われるため、その内容が中立公正であることは極めて重要であり、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要である。

そのため、政治的中立性の確保の観点から、教育委員会は、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保することにより、行政委員会の一つとして、首長から独立した機関を置き、教育行政を担当することとされている。

また、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であるため、地域住民の意向の反映の観点から、学校の自主性が尊重されている。

このように、教育委員会の県組織からの独立性や学校の自主性が重視される状況の中、学校教育に関する不適切な事務の執行に関する次の(1)～(8)の指摘及び意見を記載した。

(1) 予算策定

ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について【意見】 (P. 58)

県立高等学校において、本来「校舎その他修繕費」で執行すべき修繕費を、予算不足を理由として「校舎その他建築費」予算から執行していた。

予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。

「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月、令和6年3月改定）」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。

イ 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】 (P. 64)

「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めてしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。

なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることが想定されるのであれば、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。

(2) 契約金額の妥当性

ア 適切な予定価格の設定について【意見】 (P. 87)

総合教育センター管理運営費の三重県総合教育センター樹木伐採作業委託について、少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望ましい。

イ 一者入札の原因分析と改善策について【意見】 (P. 62、80)

特別支援学校統合寄宿舍建設時の電話設置工事及びネットワークの構築・更新にかかる業務が一者入札となっており、電話設置工事については、予定価格で落札されていた。一者入札となった要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。

ウ 契約手続の公平性・経済性について【意見】 (P. 85、130)

予定価格が 10 万円未満の随意契約は、見積合せを省略することができるが、同一年度に同一事業者と同種複数締結されている契約が見受けられた。

公平性の観点から、随意契約を 10 万円未満に分けて発注していないことが証明できる書類を保管することが望ましい。

また、経済性の観点から、まとめて発注することにより、価格を下げるができる可能性がないか検討することが望ましい。

エ スクールバスの調達方針の検討について【意見】 (P. 111)

スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。

オ 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】 (P. 113)

特別支援学校のスクールバスの年間広告掲載料は 40,000 円であるのに対し、県有スクールバスへの広告貼付業務委託料は 59,400 円となり、仮に 1 年で広告掲載が終了した場合には、赤字となる。財源確保も目的とするスクールバスへの広告であることから、広告料の見直しや解約不能期間の設定等が望まれる。

(3) 契約事務の効率化

ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】 (P. 66)

消防用設備等の法定点検に係る委託契約は、11 地区に分けて点検業務を委託しているが、令和 5 年度の委託先は 3 社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。

イ パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】 (P. 104)

県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。

契約期間については、年度別にグループ化されているものの、契約日付が学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。

(4) 業務完了検査

ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認及び給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】 (P. 116、149)

特別支援学校給食配送業務委託において、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認するため、委託先から提出された車両管理簿に不備がないことを確認すべきである。

また、松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託において、調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認すべきである。

イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について【指摘】 (P. 117)

特別支援学校給食配送業務委託に関する仕様書第 9 条（検査）において、委託業務が完了したときは、業務完了報告書を受理後、10 日以内に検査を行うものとされているが、10 日以上経過した日付で検査が行われているものがあつたため、10 日以内に完了できるよう留意すべきである。

(5) 債権管理

ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】 (P. 106)

進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。令和 5 年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が 16,936,567 円 (1,442 件)、大学等進学資金貸付金が 2,907,000 円 (47 件) であり、回収金額より回収コストの方が高つく可能性がある。

債権管理要綱第 7 条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま 3 年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されているため、該当する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。

イ 債権放棄の検討について【意見】 (P. 71)

滞納されている奨学金に対する債権のうち、最も古いものは平成 15 年度のものであり、貸付開始から 30 年近くが経過しており、連絡先が不明な債権も含まれており、令和 5 年度末時点の未収金残高は、51,321,273 円 (783 人) である。回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストの発生も想定されることから、できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、一定の基準を設けて、債権放棄を検討することが望まれる。

ウ 債権回収方法の多様化について【意見】 (P. 73)

県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い（コンビニ払い・銀行払い）の2種類あるが、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。

(6) システム管理

ア 安全なログインパスワードの設定及び定期的な変更について【指摘】

(P. 79、81、149)

教職員人事管理システムへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっていたため、形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。

また、ネットワーク及びPCへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める1年に1度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が2023年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。

イ EDRのログの分析について【意見】 (P. 80)

サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるようEDR（Endpoint Detection and Response）が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。

導入されたEDRでは不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。

(7) 固定資産管理

ア 水産高校における消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】 (P. 135)

水産高校の消防用設備点検で発見された不良箇所については、生徒の安全確保の観点から、速やかに対応すべきである。

イ 特別支援学校の空調、総合教育センター施設、特別支援学校スクールバス、水産高校施設、学校給食調理器具の更新について【意見】 (P. 62、90、111、128、136、140)

特別支援学校の空調設備には、前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もあるため、今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。

総合教育センター施設の老朽化、水産高校の水回りの漏水を含む老朽化への速やかな対応が望まれる。

特別支援学校スクールバスについては、今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き1日1回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。

学校給食の調理器具等の更新については、現場担当者の判断に任せるのではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起こらないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。

ウ 現物の無い資産について【指摘】 (P. 139)

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新する必要がある。

・返品又は廃棄した備品にも関わらず、一覧から削除されていないもの

エ 物品管理状況一覧表の更新について【意見】 (P. 131、133、137、150、151、152)

物品管理状況一覧表に基づき、現物確認を行ったところ、下記状況が見受けられたため、適切かつ効率的な備品管理の観点から、物品管理状況一覧表を実態に合わせて適時に更新することが望まれる。

- ・保管場所を変更した際に登録を変更していないもの
- ・物品管理状況一覧表の保管場所と実際の保管場所が異なるもの
- ・5万円未満のため消耗品に該当するが、備品として登録されているもの
- ・利用見込みが不明なもの

オ 固定資産ラベルの貼付方法について【指摘】（P. 88、154）

借上物品やプロジェクターに管理ラベルが貼付されず、別途保管している状況であった。借上物品については、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管すべきである。また、プロジェクターについては、スイッチボックスに貼付するなど、資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。

カ 備品の実地棚卸について【意見】（P. 88）

総合教育センターの物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。

（8）資金管理

ア 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】（P. 150）

松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。

一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。

5 学校諸費等の取り扱い

学校で取り扱う経費には、県費や国費などの公費と、生徒等あるいは保護者が負担する私費がある。私費については、学校諸費として公費と明確に区分することが「学校諸費等に関する取扱い要領（平成24年3月）（以下、この号において「要領」という。）に定められており、要領第3条において、学校諸費として分類する経費を定義している。

学校諸費については、要領第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等

及び保護者への説明責任を果たすこととしている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること。

そのため、各県立学校では要領第10条第1項に基づき、「学校諸費等自己点検表」を用いた会計自己点検を毎年実施し、点検結果を教育委員会に報告することとなっている。

これらの取組について、学校諸費等の取り扱いに関する次の(1)～(6)の指摘及び意見を記載した。

(1) 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】（P.142）

令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。

保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。

そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。

(2) 日付が空欄の領収書及び過年度領収書の添付について【指摘】 (P. 134、147)

令和5年度の支出調書に日付が空欄のままの領収書や、過年度の領収書が添付されていた。

学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。

また、原則、支出した年度の費用として処理する必要がある、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常の処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。

(3) 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】 (P. 143)

備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。

そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。

(4) 私費会計処理の効率化について【意見】 (P. 158)

学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。

効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。

(5) 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】 (P. 155)

令和5年度の給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。

教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。

そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」に第11条第1項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。

(6) 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】 (P.54)

各県立学校では要領第 10 条第 1 項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。

なお、(2)に記載した、領収書の不備についても、点検項目として追加することが望まれる。

6 指摘・意見一覧

包括外部監査の結果識別された指摘、意見について、【図表 3-6-1】のとおり一覧化した。

【図表 3-6-1】指摘・意見一覧

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	頁数
《学校経理・施設課》				
1	高等学校運営費			
	ア 学校諸費等自己点検表への項目の追加について	意見	5 学校諸費等の取り扱い (6)	54
2	特別支援学校運営費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
3	校舎その他建築費			
	ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について	意見	4 (1) 予算策定 ア	58
4	特別支援学校施設建築費			
	ア 工事の優先順位と工事の実施について	意見	4 (7) 固定資産管 イ	62
	イ 特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事における一者入札の原因分析及改善策について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 イ	62
5	校舎その他修繕費			
	ア 校舎その他修繕費の予算区分について	意見	4 (1) 予算策定 イ	64
6	財産管理事務費			
	ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について	意見	4 (3) 契約事務の効率化 ア	66
《学力向上推進プロジェクトチーム》				
7	学力向上推進事業費			
	ア みねスタディ・チェックの設問作成の委託について	意見	3 働き方改革の推進 (1)	68
《教育財務課》				
8	高校生等教育費負担軽減事業費			

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	頁数
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
9	高等学校等進学支援事業費			
	ア 債権放棄の検討について	意見	4 (5) 債権管理 イ	71
	イ 債権回収方法の多様化について	意見	4 (5) 債権管理 ウ	73
《教育政策課》				
10	教育改革推進事業費			
	ア 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について	意見	1 学校教育の充実 (1)	74
《教育総務課》				
11	学校情報ネットワーク事業費			
	ア ネットワークのログインパスワードの定期的な変更について	指摘	4 (6) システム管理 ア	79
	イ EDR のログの分析について	意見	4 (6) システム管理 イ	80
	ウ ネットワーク構築・更新業務の一人入札について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 イ	80
《教職員課》				
12	教職員人事管理システム運営費			
	ア 教職員人事管理システムの安全なログインパスワードの設定について	指摘	4 (6) システム管理 ア	81
13	学校における働き方改革推進事業費			
	ア 電話対応時の録音機能の活用について	意見	3 働き方改革の推進 (2)	82
	イ スクール・サポート・スタッフの人材確保について	意見	3 働き方改革の推進 (3)	82
14	少人数教育推進事業			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《研修企画・支援課》				
15	総合教育センター管理運営費			
	ア 同一事業者に対する10万円未満の同種複数回契約の妥当性の検証について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ウ	85
	イ 適切な予定価格の設定について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ア	87
	ウ 備品の現地棚卸について	意見	4 (7) 固定資産管理 カ	88
	エ 借上物品の管理について	指摘	4 (7) 固定資産管理 オ	88
	オ 施設の老朽化について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	90
《高校教育課》				
16	高等学校学力向上推進事業費			

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	頁数
	ア 県立高校へのふるさと納税等による寄付について	意見	1 学校教育の充実 (2)	93
	イ GIGA スクールサポーターのオンライン支援について	意見	3 働き方改革の推進 (4)	98
17	実習船運営費			
	ア 実習船「しろちどり」の積極的な活用について	意見	1 学校教育の充実 (3)	100
18	情報教育充実支援事業費			
	ア パソコン教室の情報教育機器リース契約事務の効率化について	意見	4 (3) 契約事務の効率化 イ	104
19	多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《人権教育課》				
20	進学奨励事業費			
	ア 長期滞留債権の総額の把握について	意見	4 (5) 債権管理 ア	106
《生徒指導課》				
21	スクールカウンセラー等活用事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
22	いじめ対策推進事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
23	不登校対策事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《特別支援教育課》				
24	特別支援学校スクールバス整備事業費			
	ア スクールバスの更新について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	111
	イ スクールバスの調達方針の検討について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 エ	111
25	特別支援学校スクールバス等運行委託事業費			
	ア 特別支援学校のスクールバスへの広告について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 オ	113
26	特別支援学校学習環境等基盤整備事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
27	特別支援学校給食配送業務委託事業費			
	ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認について	指摘	4 (4) 業務完了検査 ア	116
	イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について	指摘	4 (4) 業務完了検査 イ	117
28	特別支援学校就学奨励費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	頁数
《福利・給与課》				
29	高等学校人件費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
30	高等学校報酬等			
	ア 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について	意見	2 教職員の人材確保 (3)	120
31	教職員健康支援事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
32	県立学校教職員健康管理対策費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
33	教職員退職手当			
	ア 教職員の早期退職制度見直しの必要性について	意見	2 教職員の人材確保 (1)	122
	イ 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について	意見	2 教職員の人材確保 (2)	124
34	電算システム管理費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
35	小学校教職員旅費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
36	中学校教職員旅費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《保健体育課》				
37	みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
38	県立学校給食の衛生・品質管理事業費			
	ア 県からの備品更新を促す取組について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	128
39	県立学校児童生徒等健康管理事業費			
	監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。			
《県立学校現地視察》				
40-1	《久居高等学校》			
	ア LED 照明設置工事の計画的な工事の施工について	意見	4 (2) 契約金額の妥当性 ウ	130
	イ 物品の管理状況について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	131
	ウ 利用見込みが不明な物品について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	133
	エ 日付が空欄の領収証について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (2)	134
40-2	《水産高等学校》			
	ア 消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて	指摘	4 (7) 固定資産管理 ア	135

No.	細事業名称／指摘・意見	区分	領域	頁数
	イ 学校施設の水回りの老朽化について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	136
	ウ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	137
	エ 現物の無い資産について	指摘	4 (7) 固定資産管理 ウ	139
	オ 施設の老朽化について	意見	4 (7) 固定資産管理 イ	140
	カ 生徒会費決算期間の未設定について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (1)	142
	キ 生徒会費で購入した備品の管理について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (3)	143
	ク 過年度領収書の添付について	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (2)	147
40-3	《松阪あゆみ特別支援学校》			
	ア 特別支援教育就学奨励費のデータを管理する PC のパスワード管理について	指摘	4 (6) システム管理 ア	149
	イ 給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について	指摘	4 (4) 業務完了検査 ア	149
	ウ 資金前渡に関する金銭受領書について	意見	4 (8) 資金管理 ア	150
	エ 物品管理状況一覧表の保管場所の設定について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	150
	オ 物品管理状況一覧表の保管場所名称について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	151
	カ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について	意見	4 (7) 固定資産管理 エ	152
	キ 備品のラベル管理について	指摘	4 (7) 固定資産管理 オ	154
	ク 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて	指摘	5 学校諸費等の取り扱い (5)	155
	ケ 私費会計処理の効率化について	意見	5 学校諸費等の取り扱い (4)	158

第4 監査の結果と意見（個別）

1 高等学校運営費【学校経理・施設課】

（1）業務の概要

県立学校 57 校（内分校舎 1 校）の教育活動（管理運営を含む）の遂行に要する経費である。

（出所：令和 5 年度当初予算の各事業概要）

（2）事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-1-1】のとおりである。

【図表 4-1-1】事業費の推移

（単位：円）

目 節	節・細節名	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
07	報償費	7,245,995	7,712,008	5,574,490	5,395,409	6,836,481
08	旅費	146,601,172	139,514,608	85,123,342	62,971,760	174,058,067
10	需用費	1,571,423,934	1,640,093,466	1,389,903,546	1,329,189,576	1,291,775,268
10 01	消耗品費	668,040,571	675,824,224	715,583,114	646,570,970	593,820,199
10 02	燃料費	29,143,069	31,303,343	33,708,559	23,996,182	25,292,787
10 03	食糧費	5,810	10,387	3,116	1,669	12,083
10 04	印刷製本費	47,213,323	48,379,674	47,313,904	48,375,720	49,668,479
10 05	光熱水費	739,356,991	792,700,072	512,504,780	507,531,283	558,632,068
10 06	修繕料	75,884,761	79,740,723	70,781,257	91,924,880	55,479,876
10 08	飼料費	11,779,409	12,135,043	10,008,816	10,788,872	8,869,776
11	役務費	68,626,893	74,433,618	75,859,893	72,803,988	66,606,483
11 01	通信運搬費	40,999,379	43,232,433	48,150,125	42,832,621	37,727,587
11 03	広告料	30,784	32,219	46,893	68,107	137,909
11 04	手数料	25,103,021	28,333,158	24,739,790	26,230,893	24,649,818
11 05	筆耕翻訳料	989,839	1,176,250	1,579,285	2,239,641	2,355,216
11 07	自動車損害保険料	934,240	1,112,850	1,085,380	1,189,400	1,363,180
11 08	賠償責任保険料	328,345	283,980	164,157	172,170	202,340
11 09	損害保険料	71,845	189,742	76,815	23,076	13,368
11 10	傷害保険料	169,440	72,986	17,448	48,080	157,065
12	委託料	93,746,582	100,495,391	90,899,814	81,101,158	79,172,470
13	使用料及び賃借料	80,624,069	74,672,850	70,667,743	66,890,880	70,196,672
14	工事請負費	85,296,301	39,828,153	59,364,442	78,609,757	26,479,505
15	原材料費	9,679,394	9,441,347	8,564,427	7,016,123	9,279,081
17	備品購入費	257,558,308	214,210,243	234,244,764	231,015,836	170,276,685
18	負担金、補助及び交付金	9,418,741	9,062,676	8,118,697	7,413,486	10,692,241
21	補償、補填及び賠償金	5,639	170,500	1,327,280	25,017	3,400
26	公課費	643,100	732,600	744,200	734,700	693,600
	計	2,330,870,128	2,310,367,463	2,030,392,638	1,943,167,690	1,906,069,953

（出所：教育委員会作成資料）

(3) 監査の結果

ア 学校諸費等自己点検表への項目の追加について【意見】

学校で取り扱う経費には、県費や国費などの公費と、生徒等あるいは保護者が負担する私費がある。私費のうち、学校諸費に指定された会計については、学校諸費として公費と明確に区分することが「学校諸費等に関する取扱い要領（平成24年3月）（以下、この号において「要領」という。）に定められており、要領第3条に学校諸費として分類される経費を下記のように定義している。

学校諸費等に関する取扱い要領

（定義）

第3条 学校諸費は次の各号に掲げる経費をいう。

(1) 個人負担経費

実習材料費、修学旅行積立金、卒業アルバム代金、学年会費、生徒会費など名称のいかんにかかわらず、教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそれから生じる利益が児童・生徒個人に還元されるものの経費で、支払いまでの預り金として、入学時の誓約書に基づき納付されるもの。

(2) 学校関係団体経費（団体から委任を受けている場合に限る。）

学校の教育活動を支援するなど、学校と密接な関係を有する PTA、後援会など代表者の定めのある団体に係る経費。

(3) 校長が特に指定する経費

前二号以外で、学校において取り扱うことが、合理的な理由を有すると考えられる経費として、校長があらかじめ指定した経費で、入学時の誓約書に基づき納付されるもの。

要領第3条第3号の「校長が特に指定する経費」に関連して、各県立学校長宛て「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について（通知）（平成26年12月）」には下記のような記載がある。

県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について（通知）

3 校長が、学校諸費に指定しない部活動費についても、次の3点については、必ず実施してください。

- ① 部費の徴収目的を部員保護者に通知すること。
- ② 適正な金銭出納を行うこと。
- ③ 部員保護者へ収支報告（領収書の交付含む）すること。

「校長が学校諸費に指定しない部活動費」についての必須実施事項3点の実施有無についてどのように確認しているか担当課に質疑したところ、要領第11条第3項に基づく教育委員会事務局による実地検査の際にヒアリングにより確認しているとのことであった。

学校諸費等に関する取扱い要領

(検査の実施)

第 11 条 会計責任者は、校長が職員の中から選任した 2 名の者による検査（校内検査）又は職員以外の者による監査を受けなければならない。なお、校内検査は、収支計算書作成後、速やかに行うものとする。

2 校内検査を実施した者は、速やかに総括責任者に検査結果を報告しなければならない。

3 会計責任者は、教育委員会事務局による検査を受けなければならない。

要領第 11 条第 3 項に基づく教育委員会事務局による検査のうち実施検査については、毎年全県立学校が対象になるものではないため、検査対象以外の学校の「校長が学校諸費に指定しない部活動費」については、必須実施事項の実施の有無について確認できない状況である。

各県立学校では要領第 10 条第 1 項に基づく会計自己点検を毎年実施しているものの、「校長が学校諸費に指定しない部活動費」の必須実施事項の実施有無については「学校諸費等自己点検表」の項目にないため、点検項目として追加することが望ましい。

学校諸費等に関する取扱い要領

(収支の報告)

第 10 条 担当者は、金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類により、随時収支を確認するとともに、事業（年度）が終了したときは、収支計算書を作成し、会計自己点検を行わなければならない。

「学校諸費等に関する取扱い要領」に基づく会計自己点検、検査（校内検査）及び教育委員会事務局による検査について

第 1 会計自己点検

「学校諸費等に関する取扱い要領」第 10 条に定める会計自己点検（以下「自己点検」という。）については、次のとおり実施するものとする。

(点検の方法)

1 各学校において、「学校諸費等自己点検表（以下、「自己点検表」という。）」に基づく自己点検を事業（年度）が終了した時点で次の方法により実施する。

(1) 自己点検は、自己点検表の各項目に従って行う。

(2) 自己点検の結果等は、自己点検表に以下の要領で記入する。

ア 自己点検結果欄の「適」欄は、当該期間中に適正に処理されている場合に記録（○印を付す）する。

イ 自己点検結果欄の「否」欄は、当該期間中誤り等を発見した場合に記録（○印を付す）する。

なお、「否」に記録した場合は、その内容及び事務処理結果を「点検表続紙1」に簡潔に記録するものとする。

別途、「否」の事務処理内容が分かる資料があれば、自己点検表に添付するものとする。

ウ 点検結果欄の「該当なし」欄は、当該期間中に処理事項がない場合に記録（○印を付す）する。

エ 自己点検を行ったものは、自己点検表に職員の氏名を記録するものとする。

(3) 固有の事務がある場合などの場合は、適宜、自己点検の項目を増やし、自己点検の充実を図るものとする。

【図表4-1-2】学校諸費等検査結果表（抜粋）

第3条関係（定義・委任等）、第4条関係（委任）							
番号	検査事項	チェック項目	補記	検査結果			備考
4	個人負担経費	個人負担経費を徴収する根拠となる誓約書の提出を、対象者全員から受けているか	「三重県立高等学校学則の基準に関する規則」第1号様式 参照	適	否	該当なし	特別支援を除く
5	委任	学校関係団体からの委任を書面により得ているか	要領別紙（準拠すべき様式） 参照	適	否	該当なし	
6	委任	委任を得た書面に、日付が記載されているか	要領別紙（準拠すべき様式） 参照	適	否	該当なし	
7	委任	委任事項は、学校教育と密接不可分な内容か		適	否	該当なし	
8	委任	団体の総意として、委任に賛成していることを確認しているか		適	否	該当なし	
9	委任	委任の範囲が、本来業務に支障を生じさせない範囲か		適	否	該当なし	
10	校長が特に指定する経費	部活動費、講習会費のうち、会計規模の大きな会計について、学校諸費として校長が特に指定することを検討したか。		適	否	該当なし	

2 特別支援学校運営費【学校経理・施設課】

(1) 業務の概要

特別支援学校 18 校（分校 4 校）の教育活動（管理運営含む）の遂行に要する経費
（出所：令和 5 年度当初予算の各事業概要）

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-2-1】のとおりである。

【図表 4-2-1】事業費の推移 (単位：円)

目 節	節・細節名	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
07	報償費	1,892,715	1,759,945	1,572,390	1,110,140	1,773,263
08	旅費	37,592,216	33,086,840	26,524,872	27,917,783	46,063,461
10	需用費	342,792,207	363,680,213	324,052,867	280,959,222	272,154,815
10 01	消耗品費	132,983,180	139,997,332	167,859,517	129,402,583	117,043,561
10 02	燃料費	12,528,677	12,350,618	13,417,544	9,853,350	10,357,932
10 03	食糧費	490	1,647	0	0	3,715
10 04	印刷製本費	2,997,326	2,929,878	2,529,238	2,533,444	2,938,176
10 05	光熱水費	175,783,757	188,050,106	126,508,396	119,189,169	128,674,250
10 06	修繕料	18,498,777	20,350,632	13,738,172	19,980,676	13,137,181
11	役務費	15,208,293	16,657,959	16,580,293	15,670,473	13,813,105
11 01	通信運搬費	10,436,221	10,673,244	11,484,113	10,525,338	9,388,512
11 03	広告料	313,500	387,750	202,400	466,400	89,200
11 04	手数料	3,724,150	4,881,995	4,233,160	4,097,488	3,654,479
11 05	筆耕翻訳料	98,560	118,800	166,136	133,127	117,814
11 07	自動車損害保険料	293,990	361,000	344,240	327,930	453,030
11 08	賠償責任保険料	339,872	229,990	129,944	120,190	110,070
11 09	損害保険料	0	1,680	20,300	0	0
11 10	傷害保険料	2,000	3,500	0	0	0
12	委託料	24,994,420	22,774,080	23,109,965	22,229,372	25,492,963
13	使用料及び賃借料	13,006,115	12,128,356	12,092,276	10,552,004	11,230,127
14	工事請負費	21,391,920	9,781,669	7,289,120	14,102,330	9,212,772
17	備品購入費	40,846,046	44,928,547	55,298,056	39,619,822	30,444,294
18	負担金、補助及び交付金	6,366,846	6,233,222	5,583,213	5,942,973	5,452,994
26	公課費	123,800	177,800	126,000	136,800	129,600
	計	504,214,578	511,208,631	472,229,052	418,240,919	415,767,394

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

3 校舎その他建築費【学校経理・施設課】

(1) 業務の概要

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化や校舎照明のLED化など設備面での機能の向上に取り組む。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-3-1】のとおりである。

【図表4-3-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
07	報償費	38,250	199,100	112,700	25,100	310,800
08	旅費	735,996	411,536	320,188	362,913	655,263
10	需用費	50,829,913	35,603,239	21,960,458	35,522,157	29,604,166
10 01	消耗品費	1,735,708	2,164,545	2,018,404	2,585,890	1,586,547
10 02	燃料費	14,753	13,362	16,664	58,202	90,468
10 04	印刷製本費	72,753	27,778	43,111	32,536	112,503
10 06	修繕料	49,006,699	33,397,554	19,882,279	32,845,529	27,814,648
11	役務費	320,329	479,000	107,500	238,200	253,000
11 01	通信運搬費	249	0	0	0	0
11 04	手数料	320,080	479,000	107,500	238,200	253,000
12	委託料	95,435,718	107,413,680	91,239,493	106,543,058	79,170,140
13	使用料及び賃借料	1,618,810	896,380	1,857,010	1,440,977	16,989,451
14	工事請負費	1,939,639,597	2,269,262,266	2,330,127,396	1,406,144,400	1,371,484,128
17	備品購入費	0	900	0	5,863,000	2,000
18	負担金、補助及び交付金	339,000	365,100	333,100	510,900	689,000
21	補償、補填及び賠償金	0	0	0	62,150	0
	計	2,088,957,613	2,414,631,201	2,446,057,845	1,556,712,855	1,499,157,948

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 県立高等学校に係る修繕費の予算執行科目について【意見】

県立高等学校に係る修繕費の予算科目は、「校舎その他建築費」又は「校舎その他修繕費」で執行されている。

両者の修繕費の相違について、担当課に確認したところ、「校舎その他修繕費」は、年度当初に各学校に配分してガラス破損など日々の少額修繕の場合に使用し、「校舎その他建築費」は、修繕費が高額となる場合に「校舎その他修繕費」とは別に学校からの要望があった場合に担当課にて精査の上、各学校に配分する予算であるとのことであった。

しかしながら、【図表4-3-2】のとおり「校舎その他建築費」予算にて執行した修繕費には10万円未満の少額な修繕費が多数含まれていた。担当者に確認したところ、年度末あたりで「校舎その他修繕費」として学校に配分した予算が足

りなくなり、「別枠」として学校からの要望があった場合に担当課にて予算配分したものであるとのことであった。

【図表4-3-2】校舎その他建築費

(単位：円)

令達日	学校名	執行額	目的
R6. 1. 16	桑名工業	77,000	自動火災報知設備修繕
R5. 10. 23	桑名北	99,000	合併浄化槽調整ポンプ 引上用チェーン取替
R6. 1. 5	桑名北	66,000	防火扉順位調整機器取替修繕
R6. 2. 20	四日市	88,000	グラウンド西南角防球ネット修繕工事
R6. 3. 21	四日市南	55,000	体育館窓オペレーターワイヤー修繕
R6. 1. 12	四日市工業	95,700	(建築科棟) 東外壁雨漏り修繕
R6. 1. 22	四日市工業	26,400	(機械科第2棟・溶接実習室) ハイプロスイッチ取替
R6. 1. 24	四日市商業	49,500	特別教室棟女子トイレつまり修繕工事
R6. 2. 7	四日市商業	63,800	特別教室棟女子トイレ汚水管修繕工事
R6. 1. 26	菰野	47,850	消防施設修繕工事
R6. 2. 13	菰野	77,000	バックネット天井滑車破損修理(雪害対応)
R6. 3. 21	神戸	29,150	第1棟西生徒昇降口ドアガラス割れ替え修繕
R5. 12. 6	朝明	13,200	体育館体育教官室窓ガラス破損修理
R6. 3. 27	朝明	15,400	管理・普通教室棟4階男子トイレ扉修理
R5. 7. 4	津東	82,500	消火栓ノズルパッキンの取替修繕
R5. 11. 24	津商業	99,000	中間ポンプ槽ポンプ取替修繕
R6. 1. 9	久居	76,560	消防設備修繕(津グローバル管財)
R5. 11. 30	久居農林	92,000	青春寮ガス配管修繕工事
R6. 1. 18	津西	72,600	屋内消火栓設備呼水槽配管漏水修繕
R6. 2. 26	津西	85,580	消防設備修繕
R5. 6. 14	相可	49,500	消防設備火災報知受信機の基盤取替修理
R5. 9. 1	相可	92,400	2～3棟2階東側渡り廊下窓下端雨漏り修繕コーキング
R6. 1. 19	昴学園	75,900	寄宿舎火災報知器取替修繕
R6. 3. 12	昴学園	99,000	きらら寮厨房壁補修工事
R6. 3. 25	昴学園	29,700	きらら寮男子棟2階談話室換気扇取替修繕
R6. 1. 9	伊勢	82,500	弓道場壁雨漏り修繕工事
R5. 9. 27	宇治山田商業	99,000	防球ネット修繕工事
R6. 1. 29	伊勢まなび	48,400	消防設備改修(その2)工事
R6. 3. 26	明野	42,680	男子テニス部更衣室窓ガラス修繕及びボクシング場ドアクローザー
R6. 3. 6	名張	99,550	消防設備修繕(総合実習室 火災受信機、4号棟2階 誘導灯)
R6. 3. 13	尾鷲	34,100	受水槽マンホール修繕
R5. 9. 19	紀南	96,800	エレベーター屋上シーリング打替え

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

「三重県予算調製及び執行規則」第 16 条によると、目節間の流用を行う場合には、主務部長の決裁という予算流用手続きが必要である。

本来、「校舎その他修繕費」から執行すべき修繕費について、予算不足を理由として「校舎その他建築費」から執行することは、目節間の予算流用手続きを回避しているようにも捉えられかねない。

【図表 4-3-3】事業ごとの予算区分

款	項	目	事業名
教育費	高等学校費	高等学校管理費	校舎その他修繕費
教育費	高等学校費	学校建設費	校舎その他建築費

(出所：令和 5 年度予算に関する説明書)

<p>三重県予算調製及び執行規則 (流用)</p> <p>第十六条 部予算担当課長は、歳出予算の各項目節の間において流用し、又は予算の目及び節を設定する必要があるときは、予算流用(目、節設定)伺(第六号様式)により副知事(次の各号に掲げる場合にあつては、<u>当該各号に掲げる者</u>)の決裁を受けなければならない。</p> <p>一 目節間の流用及び目節の設定の場合(第二号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主務部長</p> <p>二 同一目内の節間の流用の場合(第三号に掲げる場合を除く。) 部予算担当副部長</p> <p>三 同一目内の節間の流用の場合(賃金、共済費(社会保険料に限る。)、旅費、需用費、役務費又は使用料及び賃借料の間で流用する場合に限る。) 部予算担当課長</p>

予算策定時においても、主に修繕による原状回復が想定される「校舎その他修繕費」と、固定資産の増加や機能向上が想定される「校舎その他建築費」は、予算の妥当性を検証する際の切り口が異なると考えられる。

「三重県立学校施設長寿命化計画(令和 2 年 3 月、令和 6 年 3 月改定)」の目的である「学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化」を事後検証するためにも、修繕費については適切に分けて予算管理することが望ましい。

<p>三重県立学校施設長寿命化計画</p> <p>(2) 計画の目的</p> <p>このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。</p>
--

求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改修や更新を図っていく必要があります。

そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。

4 特別支援学校施設建築費【学校経理・施設課】

(1) 業務の概要

特別支援学校における教育の円滑な実施を図るため、学校施設等の整備を図る。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-4-1】のとおりである。

【図表4-4-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	2,473,120	128,160	0	0	0
03	職員手当等	500,240	0	0	0	0
03 04	期末勤勉手当	500,240	0	0	0	0
04	共済費	474,418	20,978	0	0	0
04 01	共済負担金	156,757	7,170	0	0	0
04 03	社会保険料	317,661	13,808	0	0	0
07	報償費	99,000	10,000	149,600	0	0
08	旅費	388,535	454,449	301,934	33,463	53,672
10	需用費	19,956,077	16,519,644	15,374,171	20,685,697	15,079,517
10 01	消耗品費	794,395	273,827	224,117	266,086	422,004
10 02	燃料費	7,202	2,541	0	0	0
10 04	印刷製本費	14,300	0	0	0	0
10 06	修繕料	19,140,180	16,243,276	15,150,054	20,419,611	14,657,513
11	役務費	1,250,518	900,625	533,472	0	4,320
11 01	通信運搬費	84,000	29,000	0	0	0
11 04	手数料	1,166,518	871,625	533,472	0	4,320
12	委託料	224,238,120	235,868,335	144,914,730	11,545,400	8,801,336
13	使用料及び賃借料	408,602	198,640	63,148	47,950	7,890
14	工事請負費	1,033,287,597	710,877,969	350,530,487	109,776,269	104,815,496
16	公有財産購入費	0	162,000,000	0	0	0
17	備品購入費	0	0	33,022,000	946,000	0
18	負担金、補助及び交付金	2,719,100	50,000	63,000	0	81,000
21	補償、補填及び賠償金	0	92,344,120	0	206,470	476,174
	計	1,285,795,327	1,219,372,920	544,952,542	143,241,249	129,319,405

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 工事の優先順位と工事の実施について【意見】

令和5年度中に実施された工事について確認したところ、城山特別支援学校の特別教室棟の空調設備の取替工事について随意契約で行われていた（契約名：特別教室棟（高等部及び特別教室）空調設備更新、契約金額：4,950千円）。

内容を確認したところ、故障により空調設備の取替が必要になったものであり、地方自治法第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当するものとして、随意契約を行っている。

担当課を通じて、当設備の点検や保守状況について確認したところ、保守や点検は行っていなかったとの回答であった。保守や点検については、金額が高額な場合もあり、法定で定められているもの以外については、各学校に実施の要否を任せている状況である。

今回の工事は、8月末に空調設備が故障し、9月初旬に工事を開始、10月に工事が完了している。前もって更新の必要性を認識していれば、8月の夏季休暇期間に工事が可能であり、生徒にも影響が少ない時期に実施できたとともに、随意契約ではなく一般競争入札などで、より安価な契約締結ができた可能性もある。

今後は、耐用年数を超えた設備については保守や点検を実施し、更新や修繕の必要性を検討することが望まれる。

イ 特別支援学校統合寄宿舎建設時の電話設置工事における一者入札の原因分析と改善策について【意見】

令和5年度において、特別支援学校統合寄宿舎を建設するにあたり、電話設置工事の委託が行われた（契約名：特別支援学校統合寄宿舎電話設置工事、契約金額：3,072千円）

当該業務委託工事は、一般競争入札により契約を締結するものであったため、契約金額の基準となる価格として予定価格を設定している。予定価格は、「三重県会計規則運用方針（平成19年4月）」に基づき設定する価格であり、入札のうち予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者が落札者となる（地方自治法第234条第3項）。

三重県会計規則運用方針

第六十五条関係

（予定価格の設定と価格比較）

11 予定価格は、予算の範囲内で、契約の目的となるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

入札結果を確認したところ、入札したのは一者のみであり、予定価格で落札されている。当該工事について、担当者に確認したところ、内容としては、電話設置工事であることから、特定の業者に限定されるものではなく、特殊な参加条件や資格条件もつけておらず、結果として一者になったとのことであった。

この点、各省庁では一者入札等の改善策について公表しており、法務省では、「一者入札・一者応募となった契約の類型及び改善方策」として以下のように公表されている。

【図表 4-4-2】一者入札・一者応募となった契約の類型及び改善方策

分類	改善方策
地域的特性により受注可能な業者数が限定されると考えられるもの	複数の業者が入札可能となるような調達地域の分割方法について検討し適正な地域区分を設定する。また、入札公告の方法を十分に検討し、広範囲な業者に対して公告を実施することにより、応札者を確保する。併せて、積極的に新規業者の開拓を進める。
業務内容により受注可能な業者数が限定されると考えられるもの	当該入札に参加が予想される業者に対し積極的に入札情報をPRを行うなど、参入可能であることの周知を図るとともに、積極的に新規業者の開拓を進める。

(出所：法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/content/000001268.pdf>)
に基づき監査人作成)

結果として一者入札となった原因については、受注者側の要因がある場合も考えられるが、その要因については分析を行い、改善点があると認められる場合には、改善方策を講じ、より競争性・公平性が高い入札となることが望まれる。

5 校舎その他修繕費【学校経理・施設課】

(1) 業務の概要

県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持する。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-5-1】のとおりである。

【図表4-5-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10		需用費	64,374,759	84,378,241	67,680,841	89,236,665	79,315,929
10	06	修繕料	64,374,759	84,378,241	67,680,841	89,236,665	79,315,929
		計	64,374,759	84,378,241	67,680,841	89,236,665	79,315,929

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 校舎その他修繕費の予算区分について【意見】

「校舎その他修繕費」予算は、【図表4-5-2】のとおり、「(項) 高等学校費 (目) 高等学校管理費」に区分されている。

【図表4-5-2】校舎その他修繕費の予算区分

款	項	目	事業名
教育費	高等学校費	高等学校管理費	校舎その他修繕費
教育費	特別支援学校費	特別支援学校費	

(出所：令和5年度予算に関する説明書)

歳出予算は、その目的に従って款項に区分されており（地方自治法第216条）、「(事業名) 校舎その他修繕費」は「(項) 高等学校費」に区分されているため、高等学校に係る予算を計上すべきである。しかし、令和5年度の「校舎その他修繕費」予算の執行状況を確認したところ、【図表4-5-3】のとおり、高等学校分だけでなく、特別支援学校分が含まれていた。

担当者に確認したところ、特別支援学校は規模が小さく、年度によって修繕費の執行金額にばらつきが生じるため、より大きな規模の予算の中でやりくりをしたほうが効率的に事業運営できるものであり、また、「校舎その他修繕費」の事業概要（目的）には、「県立高等学校及び特別支援学校の施設・設備の老朽化を逐次補修し、教育環境として満足できる学校施設・設備を維持する」と記載した上で特別支援学校分を予算要求したものであるため、問題はないとのことであった。

【図表4-5-3】校舎その他修繕費抜粋

(単位：円)

令達日	学校名	執行額	工事内容
R5. 10. 14	豊	100, 898	調理室給湯器取替修繕工事
R5. 12. 12	豊	45, 100	体育館南側渡廊下屋根修繕
R5. 12. 27	豊	515, 900	消防設備不良箇所改修工事
R6. 1. 29	豊	303, 600	教室棟雨漏り補修工事
R6. 2. 13	豊	74, 800	厨房下処理室排水溝廻り床面補修
R6. 2. 21	豊	162, 300	体育館壁面破損部補修工事
R6. 2. 21	稲葉	181, 280	消防設備点検（令和5年度下半期） 不良設備修繕
R5. 10. 10	西日野にじ学園	146, 300	校舎棟給水管修繕
R6. 2. 5	東紀州くろしお学園	198, 000	（おわせ分校）体育館屋根損傷箇所修繕
R6. 1. 26	かがやき	352, 000	（草の実分校）湧水排水ポンプ取替修繕
R5. 10. 31	松阪あゆみ	198, 000	2F外壁修繕及び教室倉庫床修繕
R6. 2. 29	松阪あゆみ	57, 200	2階体育館女子トイレつまり修繕工事
R6. 3. 12	松阪あゆみ	82, 500	昇降口高窓オペレーターハンドル 修理工事

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

しかし、金額が少ないからといって、「特別支援学校費」の予算設定があるにもかかわらず、特別支援学校に係る予算を「高等学校費」に含めてしまうと、「高等学校費」は高等学校に係る予算を表すものではなくなるため、特別支援学校に係る予算は、「特別支援学校費」にて予算計上・予算執行すべきである。

なお、予算区分することにより、非効率な事業運営となることが想定されるのであれば、今後設置予定の県立夜間中学の施設修繕費など、規模の小さい学校の修繕費の予算を集約して教育総務費に予算計上することも一案である。

6 財産管理事務費【学校経理・施設課】

(1) 業務の概要

- ・教育財産の維持管理。
- ・県立高等学校及び特別支援学校の設備等の定期検査・管理業務委託を行い、経済的かつ効率的な運用により適正な教育財産の管理を行う。
- ・機械警備を専門業者に委託し、県立学校の施設について安全対策を行う。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-6-1】のとおりである。

【図表4-6-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10	需用費	0	0	0	0	6,247,522
10 01	消耗品費	0	0	0	0	4,598,146
10 06	修繕料	0	0	0	0	1,649,376
11	役務費	14,377,027	16,925,302	13,384,418	13,543,807	14,845,833
11 04	手数料	13,989,414	16,702,568	13,176,901	13,326,267	14,617,212
11 06	火災保険料	387,613	222,734	207,517	217,540	228,621
12	委託料	152,813,429	159,422,772	158,558,575	141,842,620	115,171,012
13	使用料及び賃借料	79,163,744	85,365,703	87,976,876	89,529,328	0
14	工事請負費	0	0	0	0	20,586,754
15	原材料費	0	0	0	0	3,714,124
18	負担金、補助及び交付金	1,595,169	6,800,589	2,042,621	2,897,563	903,312
19	扶助費	0	0	0	0	2,080,249
21	補償、補填及び賠償金	0	188,400	0	0	0
	計	247,949,369	268,702,766	261,962,490	247,813,318	163,548,806

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 消防用設備等の法定点検業務の契約事務の集約について【意見】

消防用設備等の法定点検に係る委託契約の状況は【図表4-6-2】のとおりである。また、法定点検のため点検内容は地区ごとには変わるわけではなく、契約内容は同じである。

11 地区に分けて点検業務を委託しているが、令和5年度の委託先は3社のみと限定的である。そのため、契約事務の効率化の観点から、【図表4-6-3】の自家用電気工作物の保安管理委託や都市計画区域などを参考にして、エリアを集約して委託先を選定することが望ましい。

【図表4-6-2】消防設備等法定点検委託の契約状況 (単位：円)

No.	地区	委託先	契約方法	契約額	契約期間
1	桑名	A社	一般競争入札	1,067,000	R5.6.12～R6.3.31
2	四日市	A社	一般競争入札	2,607,000	R5.6.12～R6.3.31
3	鈴鹿	B社	一般競争入札	1,424,500	R5.6.12～R6.3.31
4	津北部	B社	一般競争入札	1,633,500	R5.6.12～R6.3.31
5	津南部	B社	一般競争入札	1,306,800	R5.6.12～R6.3.31
6	伊賀	B社	一般競争入札	1,724,800	R5.5.10～R6.3.31
7	伊勢	B社	一般競争入札	1,857,900	R5.5.10～R6.3.31
8	東紀州	B社	一般競争入札	1,523,500	R5.5.10～R6.3.31
9	松阪	B社	一般競争入札	1,977,800	R5.5.10～R6.3.31
10	鳥羽志摩	B社	一般競争入札	867,900	R5.5.10～R6.3.31
11	度会	C社	一般競争入札	1,078,000	R5.5.19～R6.3.31

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

【図表4-6-3】自家用電気工作物保安管理委託の契約状況 (単位：円)

No.	地区	委託先	契約方法	契約額	契約期間
1	北部地域	D社	一般競争入札	28,552,040	R3.4.1～R6.3.31
2	中部地域	E社	一般競争入札	20,670,540	R3.4.1～R6.3.31
3	南部地域	D社	一般競争入札	26,626,380	R3.4.1～R6.3.31

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

7 学力向上推進事業費【学力向上推進プロジェクトチーム】

(1) 業務の概要

みえスタディ・チェックをCBT (Computer Based Testing) で実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、学習状況や生活習慣等に関する質問紙調査を実施し、各学校における個に応じた指導、授業改善の促進を図る。

学力向上アドバイザーを学校に派遣し、各学校での計画的な取組にかかるマネジメントについて校長へ助言するとともに、教職員の授業への指導や校内研修など、授業力の向上を図る。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-7-1】のとおりである。

【図表 4-7-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	5,268,900	4,945,860	4,962,690	6,622,980	7,475,480
03	職員手当等	1,017,606	928,512	986,544	993,076	0
03 04	期末勤勉手当	1,017,606	928,512	986,544	993,076	0
04	共済費	957,464	922,760	933,126	1,256,007	1,157,320
04 01	共済負担金	290,223	142,815	0	0	0
04 03	社会保険料	667,241	779,945	933,126	1,256,007	1,157,320
07	報償費	25,000	0	0	0	11,370
08	旅費	542,189	608,333	444,110	398,597	697,642
10	需用費	346,410	307,216	77,900	102,515	713,133
10 01	消耗品費	345,996	306,940	77,900	102,515	404,925
10 03	食糧費	414	276	0	0	208
10 04	印刷製本費	0	0	0	0	308,000
11	役務費	30,921	30,921	30,921	37,708	222,308
11 01	通信運搬費	0	0	0	0	185,740
11 04	手数料	30,921	30,921	30,921	37,708	36,568
12	委託料	11,041,479	6,147,799	11,056,219	12,076,130	20,699,360
13	使用料及び賃借料	126,742	188,520	150,281	126,867	485,876
17	備品購入費	823,900	911,900	0	94,600	0
	計	20,180,611	14,991,821	18,641,791	21,708,480	31,462,489

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア みえスタディ・チェックの設問作成の委託について【意見】

文部科学省は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する（令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領）」目的で、毎年、小学6年生及び中学3年生を対象に、「全国学力・学習状況調査」を実施している。調査事項は「教科に関する調査」と「質問紙調査」があり、「教科に関する調査」では、毎年度、小学生は国語及び算数、中学生は国語、数学が実施され、理科（小学校、中学校）、英語（中学校）については3年に1度程度実施される。また、「質問紙調査」では、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関して質問する。

県では、平成26年度から、児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標をもって主体的に学習に取り組む意欲を育む目的で、小学4、5年生及び中学1、2年生を対象に、「みえスタディ・チェック」を実施しており、調査項目としては、国語、算数・数学、理科の教科からの出題と、「学習や生活に関する質問」がある。

令和3年度からは CBT (※) 化したことにより、児童生徒は「みえスタディ・チェック」終了後、1人1台端末ですぐに設問ごとの正解・不正解を確認することができ、教員は「みえスタディ・チェック」終了後、すぐに自動採点・集計が行われることにより、児童生徒一人ひとりや学校、学級の強み・弱み、経年比較、どの問題でどのぐらいの児童生徒がつかずしているのかを即時に把握できるようになった。

※ CBT とは Computer Based Testing の略で、問題を学習端末に提供して、児童生徒が画面上で回答する調査方法である。

「みえスタディ・チェック」は CBT 化による効率化が図られている。しかし、教科ごとの設問については、毎年、県が独自に作成しており、一定の労力が必要な状況である。導入当初は、設問作成を委託していたが、現在は県が作成しており、委託の可能性についての具体的な検討は行われていないとのことである。

また、現状ではみえスタディ・チェックの設問作成において発生する担当者の工数は把握されていないため、委託によりどのくらい工数が削減可能か検討していない状況である。

みえスタディ・チェックが開始してから10年以上経過し、その間に GIGA スクール構想が始まり、デジタルドリルなどのツールも充実しており、必ずしも県が独自で設問を作成する必要性は高くないと考えられる。そのため、効率化の観点から、設問作成工数を把握した上で、みえスタディ・チェックの設問作成を委託する可能性を検討することが望ましい。

8 高校生等教育費負担軽減事業費【教育財務課】

(1) 業務の概要

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図る。奨学給付金については引き続き家計急変世帯も支援対象にするとともに、就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組む。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-8-1】のとおりである。

【図表 4-8-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	33,666,813	31,292,644	29,699,232	30,151,242	4,988,183
03	職員手当等	1,500,641	1,492,982	1,377,274	961,042	0
03 04	期末勤勉手当	1,500,641	1,492,982	1,377,274	961,042	0
04	共済費	4,646,798	1,988,752	1,599,026	1,799,892	1,804,274
04 01	共済負担金	1,500,503	260,081	0	0	0
04 03	社会保険料	3,146,295	1,728,671	1,599,026	1,799,892	1,804,274
05	災害補償費	0	0	5,046	0	0
07	報償費	0	0	0	0	28,972,010
08	旅費	7,226	13,688	10,350	18,565	72,427
10	需用費	1,371,472	1,420,943	1,969,764	1,508,775	1,353,758
10 01	消耗品費	845,462	798,738	1,377,827	864,092	709,029
10 04	印刷製本費	526,010	622,205	564,437	644,683	644,729
10 06	修繕料	0	0	27,500	0	0
11	役務費	1,357,013	1,453,581	1,721,083	2,000,979	2,255,756
11 01	通信運搬費	1,266,538	1,363,106	1,608,773	1,911,329	2,171,390
11 04	手数料	46,475	46,475	46,310	45,650	44,366
11 05	筆耕翻訳料	44,000	44,000	66,000	44,000	40,000
12	委託料	2,853,216	3,460,600	3,113,000	3,289,000	6,710,000
13	使用料及び賃借料	104,495	119,704	124,418	104,470	119,485
17	備品購入費	0	137,500	0	0	109,944
18	負担金、補助及び交付金	2,917,117,515	3,038,130,344	3,156,548,819	3,306,925,355	3,446,574,337
19	扶助費	374,170,286	365,667,364	370,953,341	423,090,355	338,831,200
22	償還金、利子及び割引料	0	0	118,800	0	89,100
	計	3,336,795,475	3,445,178,102	3,567,240,153	3,769,849,675	3,831,880,474

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

9 高等学校等進学支援事業費【教育財務課】

(1) 業務の概要

高等学校・高等専門学校生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援する。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-9-1】のとおりである。

【図表 4-9-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	9,799,008	8,805,046	8,892,888	9,015,406	9,926,540
03	職員手当等	1,803,151	1,586,064	1,680,602	1,066,435	0
03 04	期末勤勉手当	1,803,151	1,586,064	1,680,602	1,066,435	0
04	共済費	1,788,701	1,702,530	1,722,831	1,682,267	1,561,106
04 01	共済負担金	602,007	293,448	0	0	0
04 03	社会保険料	1,186,694	1,409,082	1,722,831	1,682,267	1,561,106
07	報償費	473,665	296,937	734,180	518,872	985,615
08	旅費	0	35,560	5,428	13,178	23,507
10	需用費	295,061	385,420	587,770	550,966	307,289
10 01	消耗品費	113,500	188,630	320,690	214,939	158,247
10 04	印刷製本費	181,561	196,790	267,080	336,027	149,042
11	役務費	1,627,746	1,677,978	1,703,408	1,987,923	1,624,962
11 01	通信運搬費	1,211,209	1,205,000	1,209,541	1,442,624	1,187,594
11 04	手数料	372,537	406,978	427,867	435,299	437,368
11 05	筆耕翻訳料	44,000	66,000	66,000	110,000	0
12	委託料	4,587,442	5,712,480	5,950,595	8,321,082	6,641,558
13	使用料及び賃借料	73,957	71,908	80,273	75,346	80,069
17	備品購入費	0	0	0	0	549,720
18	負担金、補助及び交付金	20,612	20,892	25,901	98,882	166,806
20	貸付金	91,649,000	90,720,000	85,800,000	104,754,000	129,311,000
22	償還金、利子及び割引料	0	0	0	13,800	32,400
	計	112,118,343	111,014,815	107,183,876	128,098,157	151,210,572

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 債権放棄の検討について【意見】

滞納されている債権のうち、最も古いものは平成 15 年度のものであり、貸付開始から 30 年近くが経過している。こういった一定程度の年数が経過しているものの中には、連絡先が不明な債権も含まれているとのことであり、令和 5 年度末時点の未収金残高は、【図表 4-9-2】のとおり、51,321,273 円 (783 人) である。

【図表 4-9-2】 返還滞納者数及び滞納額の推移

(単位：人、円)

	返還対象者数	返還滞納者数	返還滞納額
平成 15 年度	27	11	377,800
平成 16 年度	180	74	3,437,670
平成 17 年度	491	154	7,720,493
平成 18 年度	744	239	14,279,696
平成 19 年度	974	332	23,331,585
平成 20 年度	1,375	434	35,247,936
平成 21 年度	1,761	575	48,573,646
平成 22 年度	2,097	712	63,919,794
平成 23 年度	2,466	610	54,085,024
平成 24 年度	2,822	503	48,114,932
平成 25 年度	3,320	479	46,587,982
平成 26 年度	3,647	440	47,234,606
平成 27 年度	3,807	434	51,545,213
平成 28 年度	3,967	549	59,162,223
平成 29 年度	4,088	686	68,587,669
平成 30 年度	4,121	767	84,427,586
令和元年度	4,018	790	95,036,579
令和 2 年度	3,839	629	70,512,603
令和 3 年度	3,699	571	63,209,450
令和 4 年度	3,565	689	55,062,756
令和 5 年度	3,264	783	51,321,273

(出所：県作成「返還滞納者数及び滞納額の推移」に基づき監査人が作成)

奨学金のような私債権の放棄については、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」の中で次のように定められている。

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

私債権を放棄するためには、第11条（徴収停止）にあるとおり、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」であることを証明する必要があり、容易に放棄できるものではないことは理解できる。

しかし、回収可能性が低い債権を管理する人件費等の回収コストもあり、今後も連絡先が不明な債権は一定程度発生することが想定される。できる限り回収を試みた上で、回収が不能と考えられる債権については、「連絡先が不明になって、〇年が経過したあと」などの一定の基準を設けて、債権を放棄することを検討されることが望まれる。

イ 債権回収方法の多様化について【意見】

奨学金の返済について、現在選択可能な支払方法は、口座振替と払込票による支払い（コンビニ払い・銀行払い）の2種類となっている。

県では令和8年9月までに、国から重点的に要請のあった「公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金」の収納について、二次元コードを活用した新たな公金収納方法の導入が検討されている。当事業の奨学金についても、収納率向上を目的として、二次元コード決済やクレジットカード払いなど、支払い方法の多様化を検討されたい。

10 教育改革推進事業費【教育政策課】

(1) 業務の概要

県教育の今後のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する教育改革推進会議を開催し、新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定する。また、地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議を行う。

（出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業）

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-10-1】のとおりである。

【図表4-10-1】事業費の推移

（単位：円）

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	247,500	79,200	297,000	59,400	306,900
07	報償費	822,050	710,000	424,000	899,700	100,000
08	旅費	958,085	1,021,337	150,304	348,133	613,875
10	需用費	78,768	0	1,500	3,000	47,000
10	01 消耗品費	78,768	0	1,500	3,000	47,000
11	役務費	3,360	4,200	1,680	1,680	6,024
11	01 通信運搬費	3,360	4,200	1,680	1,680	6,024
12	委託料	0	0	0	5,217,520	2,083,400
13	使用料及び賃借料	327,520	310,250	94,949	105,790	293,242
	計	2,437,283	2,124,987	969,433	6,635,223	3,450,441

（出所：教育委員会作成資料）

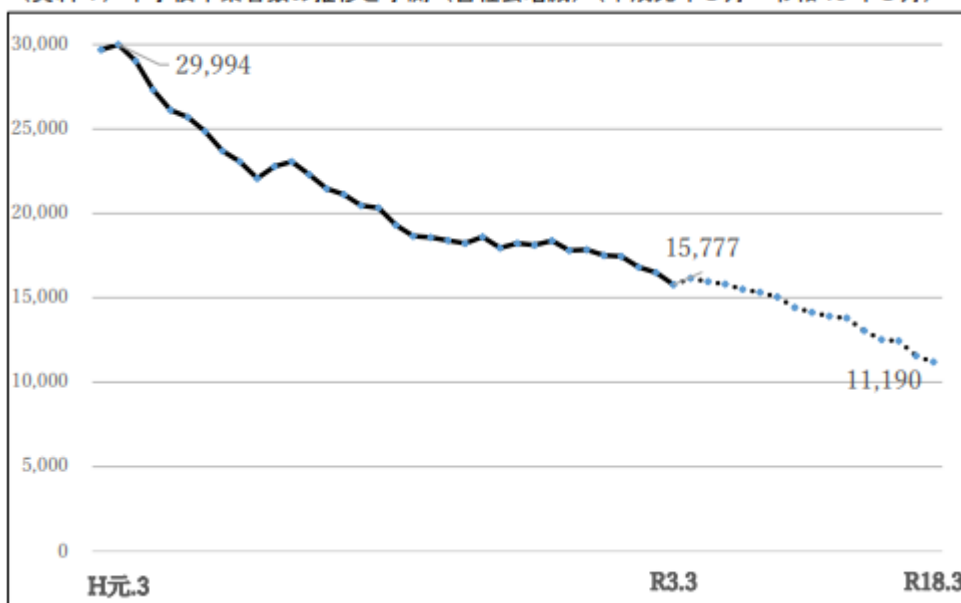
(3) 監査の結果

ア 総合教育センターを拠点とした遠隔授業の実施について【意見】

県内の中学校卒業者は、【図表4-10-2】のとおり、年々減少傾向にある。

【図表 4-10-2】 中学校卒業生の推移と予測

(資料 4) 中学校卒業生数の推移と予測 (含社会増減) (平成元年 3 月～令和 18 年 3 月)



(出所：県立高等学校活性化計画 (令和 4 年 3 月) 三重県教育委員会)

(資料 3) 県立高等学校 (全日制) における学級数の状況 (令和 3 年度入学生)

地域名	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級	7 学級	8 学級	学校数
桑名			桑名工業(工)	桑名北(普)		桑名西(普) いなへ総合学園(特)	桑名(普・理・看)	5
四日市			四日市(普)	四日市中央工業(工) 朝明(普・福) 四日市四郷(普)	四日市西(普) 四日市商業(高)	川越(普・英) 四日市工業(工)	四日市南(普)	11
鈴鹿・亀山		石薬師(普)	飯野(他・英)	福生(普・体) 亀山(普・情・家)	白子(普・家)	神戸(普・理)		6
津		白山(普・商)		久居(普)	津工業(工) 津商業(高) 久居農林(農・家)	津東(普)	津(普) 津西(普・国)	8
松阪	飯南(総) 鈴字園(総)		松阪商業(商・国)	松阪工業(工) 相可(普・農・家)		松阪(普・理)		6
伊勢志摩	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普) 水産(水)		伊勢工業(工) 宇治山田商業(商) 明野(農・家・福)	宇治山田(普)		伊勢(普)		9
伊賀	あけぼの学園(総)			名張(総)	名張青峰(普)	上野(普・理) 伊賀白鳳 (工・高・農・福)		5
東紀州	紀南(普)		木本(普・総)	尾鷲(普・商・工)				3
学校数	8	2	8	13	7	10	5	53

(出所：県立高等学校活性化計画 (令和 4 年 3 月) 三重県教育委員会)

県では、「県立高等学校活性化計画 (令和 4 年 3 月)」(資料 6) 小規模校における活性化の取組と総括的な検証において、1 学年 3 学級以下の小規模の高等学校を対象に地元企業等でのインターンシップなどの「地域と連携した教育の充実」、

町内通学者へのバスの無料化などの「市町からの小規模校支援策」及び学校ホームページの更新などの「学校の情報発信・PR 活動」に取り組み、生徒の進路実現や、入学者の状況について総括的な検証を行った。その結果、今後、中学校卒業者が減少する状況をふまえ、現行の高等学校の配置の継続は困難と判断し、地域の活性化推進協議会において、1 学年 3 学級以下の高等学校の統合に関する協議を進めているところである。

県の人口は県北部に集中しており、今後、県南部の生徒の減少が顕著であると想定され、現状、1 学年 3 学級以下の高等学校 10 校のうち、8 校が南部の高等学校である。南部の高等学校のうち、東紀州地域の紀南高校については、令和 7 年 4 月に同じく東紀州地域の木本高校と統合し、熊野青藍高等学校が開校することとなっている。

教職員定数は生徒の収容定員に基づいて定められるため、小規模校では、個々の生徒の進路希望等に合わせて多くの選択科目を開講したり、チームティーチングや習熟度別指導などの多様な指導形態をとったりすることが難しい状況にある。

県では、北部の高校から南部の高校へのオンライン課外授業の配信を行っているが、配信校側の教員負担も少なくない状況である。遠隔授業を拡大していくにあたり、文部科学省の「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業における他県の取組」を参考に、総合教育センターにオンライン授業の配信機能を整備し、県内の高校への授業配信の検討を進めることが望ましい。

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業（徳島県）

【調査研究課題名】

小規模校での多様な学習を可能にする遠隔授業の調査研究

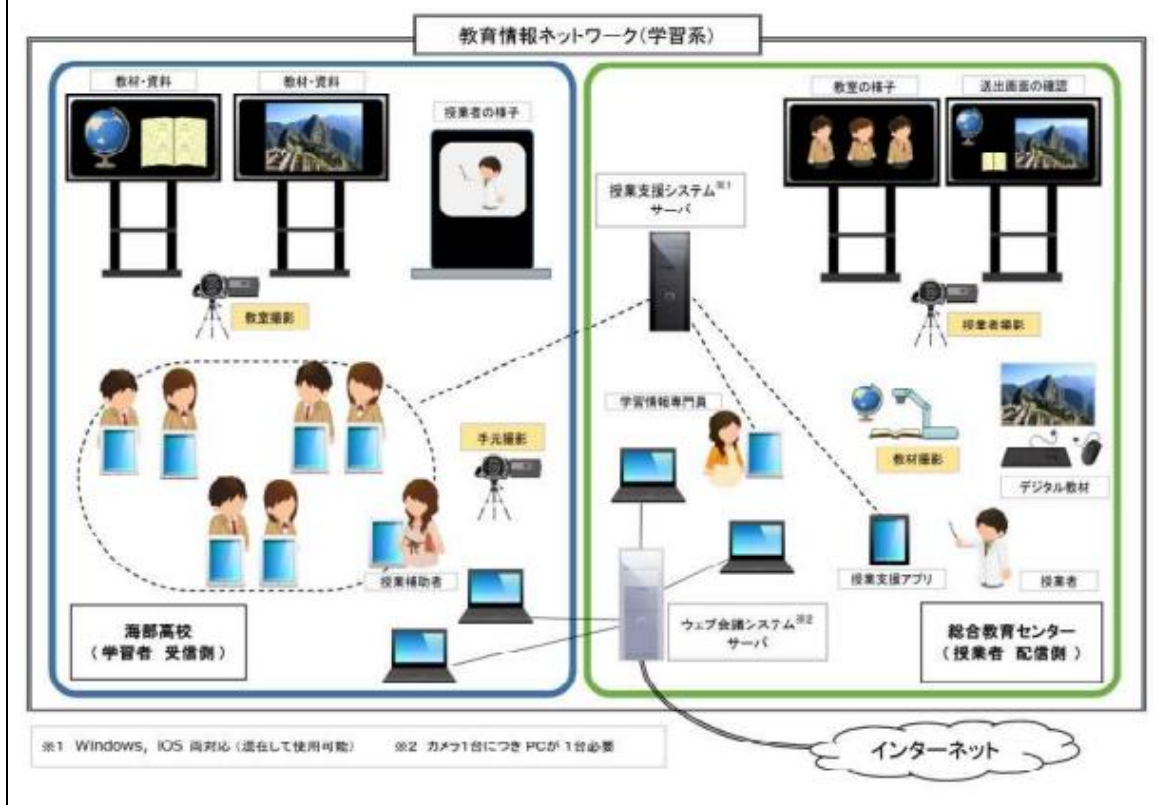
【調査研究成果概要】

〔調査研究校：徳島県立海部高等学校〕

本県では、過疎・少子化の進行により小規模化が進む高校における生徒の学習ニーズに応じた遠隔授業実施体制の構築を目的として、「教科・科目充実型」遠隔授業を通年で実施し、通信環境及び指導・評価に関する実証研究を実施している。

令和元年度は従来の総合教育センターからの配信に加え、その成果を応用した学校間配信による遠隔授業の試行に取り組み、配信校の施設に応じた機器の選択及び設定により、安定した通信環境の確保が可能であることを実証するとともに、トラブル発生時の支援体制など新たな課題を整理することができた。指導面においては、授業支援アプリケーションの導入により、個に応じた指導やグループワークなど多様な授業展開を実施することが可能となり、生徒アンケートにおいても授業内容への理解や授業の進行・内容の満足度について肯定的な回答が得られた。

今後は、通年の学校間配信の実証を行い、センター配信との比較研究を進める。



(出所：文部科学省ホームページ

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afie1dfile/2019/07/24/1418848_01.pdf))

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業（高知県）

【調査研究課題名】

ICT活用（遠隔教育）による中山間小規模校での学力保障

【調査研究成果概要】

[調査研究校：高知県立檮原高等学校]

高知県では、平成 27 年度から文部科学省の研究指定を受けて、中山間地域の高等学校など7校において遠隔教育の研究を行ってきた。本研究においては調査研究協力校である6校で引き続き年間を通した遠隔授業を実施し、単独授業における単位認定を行うことができた。

これらの遠隔教育の取組により、遠隔授業は、中山間地域の生徒に多様かつ高度な教育を受けられる機会を保障でき、対面授業と同じような教育効果を得られることが分かった。

中山間地域の高等学校における教育環境の更なる充実を図るため、令和元年度は、教育センターの他、中山間地域の全ての小規模高等学校 10 校に遠隔教育システムを整備し、檮原高等学校をはじめ希望のあった学校に対して、AO 入試対策や大学入試センター試験など最大3校への同時配信も含め、教育センターを配信拠点とした遠隔補習（英語・数学・物理）を計 85 回実施した。

さらに令和2年度からは、教育センター内に「遠隔授業配信センター」を設置し、教員を配置して各校の要望に応じた数学・生物・物理・英語の科目計 40 単位の遠隔授業を年間を通して配信する他、進学対策補習・公務員試験対策補習・県外講師による講演を実施する。さらに各校の生徒会交流・ディベートの練習試合なども実施し、今後も引き続き研究とさらなる推進を継続していく。

高知県における遠隔教育の取組

遠隔教育システムを活用し、中山間地域の小規模高校においても、中心部の大規模校と同様に希望する進路を実現できる学習環境を整え、地域間における教育機会の格差の解消を図る

現在の取組状況 → 生徒数が少ない小規模高校では個別対応が難しい進学指導等を実現

Step1 システム導入

- ◆本年夏より、新たに教育センター及び中山間地域の小規模高校に遠隔教育システムを整備（4～7月）

導入前	進学前、窪北、窪北、窪北、窪北、窪北
導入後	窪北、窪北、窪北、窪北、窪北、窪北

Step2 放課後補習の先行配信

- ◆機器導入済校の国立大学進学希望生徒に迅速に対応するため、先行的に2校に放課後の「進学補習講座」配信をスタート（6月中旬試験明け～週1回程度）

配信先	配信科目
窪北高校6名	センター試験対策【英語】
窪北分校2名	
窪北分校7名	センター試験対策【数学】
窪北分校3名	
窪北分校1名	民間学部のAO入試対策【数学・物理】

Step3 2学期から放課後補習の本格配信を開始

- ◆全10校に機器導入が完了した2学期より、国立大学進学希望者（3年生）が在籍する高校への放課後進学補習講座の配信を本格的に開始（8月下旬～1月センター試験終了まで）
- ◆このほか、模範試験対策などの短期講座も実施

配信先（予定）	配信科目（予定）
窪北高校・窪北分校・窪北分校	センター試験対策【国語・1A・2B・化学・英語】、英検対策等

- ◆1月下旬からは2年生対象の進学補習講座を開始

◆導入済校での合同授業や補習、交流活動も積極実施（進学前→窪北、同県→窪北、窪北→窪北 など）

◆令和2年度には、授業での本格実施を目指す……

- ◆教育長の指揮監督のもとに、教育次長・関係課長等による「遠隔授業推進プロジェクトチーム」を設置（8月）
- ◆教員の配置体制や教育課程の編成、学校との連携、技術的サポートなど、授業での実施に必要な条件整備を迅速に進める

個別指導を実現し、中山間地域の活性化にもつながる効果的なツールとして、さらなる活用を図っていく

(出所：文部科学省ホームページ

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/24/1418848_02.pdf))

11 学校情報ネットワーク事業費【教育総務課】

(1) 業務の概要

学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコンの更新やネットワーク保守など情報基盤の適切な維持管理を行う。県立学校における業務の効率化とセキュリティ強化のため、業務環境のクラウド化を進める。

県立高校において、生徒の定期テスト等の答案をデジタル化して、自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の蓄積・集計、解答傾向の分析等ができるシステムを導入し、採点業務の効率化や、生徒の理解度に応じた指導につなげる。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-11-1】のとおりである。

【図表4-11-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
07	報償費	0	20,000	0	0	0
08	旅費	460	2,001	0	0	42,419
10	需用費	218,240	29,370	0	368,469	19,600
10	01 消耗品費	218,240	29,370	0	224,369	19,600
10	02 修繕料	0	0	0	144,100	0
11	役務費	153,120	153,120	153,120	153,120	151,728
11	01 通信運搬費	153,120	153,120	153,120	153,120	151,728
12	委託料	224,019,664	90,568,940	136,011,370	90,508,990	103,617,215
13	使用料及び賃借料	130,963,629	113,843,880	114,950,480	113,843,880	108,536,230
14	工事請負費	987,510	0	0	0	0
17	備品購入費	73,466,215	8,876,560	38,500,000	1,298,000	726,570
	計	429,808,838	213,493,871	289,614,970	206,172,459	213,093,762

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア ネットワークのログインパスワードの定期的な変更について【指摘】

ネットワークへのログインパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める1年に1度の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。

なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が2023年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。

イ EDR のログの分析について【意見】

サーバーやパソコンの不審な挙動を検知し、迅速かつ適切な対応を取ることができるよう EDR (Endpoint Detection and Response) が導入されているが、蓄積されたログの分析は行われていない。

導入された EDR では不正アクセスの検出及びその対応まで実施できているが、さらなる対応として、攻撃や不正な侵入の試みの頻度等、ログの分析等も行い、セキュリティ対策に万全を期す方策を探ることが望まれる。

ウ ネットワーク構築・更新業務の1者入札について【意見】

ネットワークの構築・更新にかかる業務が RFI を行うなど競争性確保に努めていたものの、結果として1者入札となり、十分な競争性が確保されないまま事業者が決定されていた案件があった。

入札情報の PR による新規事業者の開拓、仕様書の見直し等により複数の入札がなされるよう検討を行い、入札の競争性が向上されることが望まれる。

なお、次期更新では3者入札を目標とし、業務の整理、仕様書の検討を進めているとのことである。

12 教職員人事管理システム運営費【教職員課】

(1) 業務の概要

教職員人事管理システムの適正な運用を図ることにより各学校における正規及び代替教職員の人事配置、公立学校教職員の定数管理、人事異動等の管理業務に要する作業の簡素効率化を図る。

(出所：令和5年度所管事項の概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-12-1】のとおりである。

【図表4-12-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
08		旅費	0	0	0	1,242	12,900
10		需用費	438,724	593,367	382,536	421,949	383,048
10	01	消耗品費	438,724	593,367	382,536	421,949	383,048
12		委託料	28,587,383	111,782,914	268,972,630	78,500,319	35,460,185
13		使用料及び賃借料	0	3,702,439	7,305,644	7,287,864	7,266,252
17		備品購入費	0	0	0	0	275,000
		計	29,026,107	116,078,720	276,660,810	86,211,374	43,397,385

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 教職員人事管理システムの安全なログインパスワードの設定について

【指摘】

教職員人事管理システムのログインパスワードについて、形式上の桁数自体は一定の長さを確保しているものの、その中に容易に推測可能な文字列を含んでいるため実質的な桁数は「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ基本指針 6.4.3 パスワードの管理」で定められている「パスワードは十分な長さとし、想像しにくい組み合わせにすること」というルールを満たさないものとなっている。

パスワードは形式的な桁数の要件を満たすだけでなく、その文字列の組み合わせは無作為にするなど想像しにくい組み合わせとすべきである。

13 学校における働き方改革推進事業費【教職員課】

(1) 業務の概要

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置する。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-13-1】のとおりである。

【図表4-13-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01		報酬	335,024,811	292,973,979	297,453,834	190,924,000	7,488,000
04		共済費	998,407	911,130	936,774	0	0
04	03	社会保険料	998,407	911,130	936,774	0	0
08		旅費	0	0	0	0	12,701
10		需用費	0	0	0	57,090	0
10	01	消耗品費	0	0	0	57,090	0
12		委託料	0	0	0	0	3,058,000
17		備品購入費	0	0	0	272,360	0
		計	336,023,218	293,885,109	298,390,608	191,253,450	10,558,701

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 電話対応時の録音機能の活用について【意見】

県立学校に生徒の保護者から電話がかかってきた際、担任等の担当者が不在のため、他の教職員が保護者の話を代理で聞き取り、後ほど担当者に伝えるケースは少なくない。

特に保護者からの苦情の電話があった場合に、話のニュアンスを詳細に伝えることは簡単ではない。そこで、生徒の保護者から県立学校や教育委員会にかかってきた電話について録音対応が効果的と考える。

電話の録音を行う場合、録音情報管理ルール の 制定、運用やその他の機関への提供は本人への合意を必要とするなど条件は必要であるが、保護者には、電話で伝えたことが担当者に正確に伝達され、何度も同じ内容を話す必要がなくなるというメリットがあり、学校関係者にとっても、情報共有や事実確認が容易となり、教員個人が案件を抱え込んでしまうことなく、学校や必要な機関との情報共有が可能になるというメリットがある。

そのため、学校にかかってきた電話の内容やニュアンスを正確に伝達し、事後的な検証を可能とするため、事前に通知した上で録音することを検討することが望ましい。

イ スクール・サポート・スタッフの人材確保について【意見】

スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）は、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。

スクール・サポート・スタッフに依頼できる主な業務内容は、下記のとおりである。

- ・学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- ・採点業務の補助
- ・来客対応や電話対応
- ・学校行事や式典等の準備補助
- ・各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業

（出所：文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/content/20220325-mxt_zaimu-100002245_1.pdf））

スクール・サポート・スタッフの存在により、教員の事務作業の軽減がなされてきている。一方で、データの入力、加工といったデータ処理業務は増加傾向にあり、業務負担が重くなる傾向があるものの、データ処理業務に対応できる人材

の確保が難しい状況である。

これについて、「教員業務支援員との協働の手引き（令和5年12月）（文部科学省）」には、下記取組例が記載されている。

- ・市区町村のホームページへの掲載の他、都道府県のホームページにも募集情報を掲載
- ・募集情報の広報や採用を民間事業者へ委託する
- ・地域の情報誌や学校、役所の掲示板を活用する
- ・ハローワーク求人情報に掲載

県教育委員会では、ハローワークにて求人を行っているが、教員の負担軽減のために必要な人材を確保するため、県教育委員会のホームページへの掲載や学校における保護者への情報提供など、効果的な募集を行うための工夫が望まれる。

14 少人数教育推進事業【教職員課】

（1）業務の概要

国における小学校1～5年生での35人学級編制のもと、小学校1、2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人、各学校の実情に応じて2年生あるいは3年生に弾力的に振替可能）を引き続き実施する。

令和6年度からは、国の加配定数を活用し、小学校6年生の35人学級を実施する。あわせて、小中学校において、少人数授業などを実施するための教員を配置し、各学校の実情に応じた取組を支援するなど、きめ細かな教育を支援する。

（出所：令和5年度所管事項の概要）

（2）事業費の推移

小学校人件費、中学校人件費に含まれる。

（3）監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

15 総合教育センター管理運営費【研修企画・支援課】

(1) 業務の概要

三重県総合教育センターでは、施設の管理運営、機器類の保守管理及び研修企画に関することを実施しており、研修企画においては、下記について実施している。

- ・研修事業等の総合的な企画調整や今日的教育課題についての調査研究
- ・教育情報の提供、教育実践への支援、教育現場との協働実践、教育相談事業、及び学校における教育相談活動の支援
- ・「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ、教職員の資質の向上にむけた研修講座の構築・実施

(出所：三重県総合教育センターホームページ)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-15-1】のとおりである。

【図表4-15-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	4,986,240	4,333,705	4,215,439	5,032,042	5,367,920
03	職員手当等	993,720	864,000	887,400	647,337	0
03 04	期末勤勉手当	993,720	864,000	887,400	647,337	0
04	共済費	914,380	803,176	826,869	973,117	886,667
04 01	共済負担金	307,952	129,688	0	0	0
03 03	社会保険料	606,428	673,488	826,869	973,117	886,667
07	報償費	99,000	285,200	367,000	353,000	82,200
08	旅費	110,454	267,604	32,145	47,069	145,889
10	需用費	14,594,209	14,524,021	11,838,241	11,269,357	12,136,566
10 01	消耗品費	1,161,683	693,099	1,226,279	1,615,789	1,446,918
10 02	燃料費	132,393	96,894	84,602	85,374	177,144
10 03	食糧費	0	0	0	0	9,000
10 04	印刷製本費	0	0	0	522	18,215
10 05	光熱水費	11,847,178	13,409,364	9,919,467	9,210,989	10,443,297
10 06	修繕料	1,452,955	324,664	607,893	356,683	41,992
11	役務費	510,429	551,423	526,418	568,658	518,057
11 01	通信運搬費	449,636	469,029	472,506	500,827	455,427
11 04	手数料	47,106	47,340	38,870	31,231	45,280
11 07	自動車損害保険料	12,850	34,290	14,280	36,600	17,350
11 08	賠償責任保険料	837	764	762	0	0
12	委託料	23,911,044	23,815,620	23,923,970	24,634,280	24,262,494
13	使用料及び賃借料	980,352	754,007	486,411	414,481	594,791
14	工事請負費	8,639,070	9,500,722	0	30,536,000	0
17	備品購入費	194,700	0	0	52,800	0
18	負担金、補助及び交付金	41,500	41,500	29,500	29,500	91,500
26	公課費	8,200	23,200	8,200	23,200	8,200
	計	55,983,298	55,764,178	43,141,593	74,580,841	44,094,284

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 同一事業者に対する 10 万円未満の同種複数回契約の妥当性の検証について【意見】

発注業者を選定するに際して、予定価格が 10 万円未満の随意契約の場合は、三重県電子調達システムを使用した見積合せを省略することができると規定されている。

三重県会計規則

(見積書の提出)

第七十四条 契約締結権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を提出させなければならない。

2 電子情報処理組織を使用して行う見積書の提出及びその運用については、知事が別に定める。

(出所：三重県会計規則)

三重県会計規則運用方針

第七十四条関係

(電子情報処理組織を使用した随意契約)

10 予定価格十万円以上の随意契約を行う場合は、原則として、三重県電子調達システム(物件等)を使用するものとし、見積書の提出、その他の手続きは、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」で定める。なお、本システムを使用し、地域要件を県内全域の事業者として公募型電子競争見積に付した場合において、応札者がいないとき又は再度見積に付したが落札者がいないときは、本システムによることなく見積合せができるものとする。

(出所：三重県会計規則運用方針)

なお、予定価格が 10 万円未満の随意契約とは、一件の契約について 10 万円未満ということであり、一事業者に対して数品目を同時に契約する場合は、一件として扱うものと規定されている。

三重県会計規則運用方針

第七十四条関係

(見積合せの調達基準)

5 見積合せを行うにあたっては、県としての説明責任を果たすうえからも調達基準を明確にしておく必要があり、「三重県少額物品・役務等調達基準」に基づき公平・公正に行わなければならない。

6 予定価格十万円未満の契約にあっては、前記4により見積書の提出が省略できるものであるが、このことにより事業者の選定が担当者により恣意的に決定されることのないよう、また、事業者の選定が合理的に説明できるよう、前記5の「三重県少額物品・役務等調達基準」により選定地域範囲及び常時選定事業者を定め、電話

等で見積金額を問い合わせるものとする。この場合、一件の契約について十万円未満ということであり、一事業者に対して数品目を同時に契約する場合は、一件として扱うものである。

(出所：三重県会計規則運用方針)

総合教育センター管理運営費の委託料、修繕料、工事請負費の支出負担行為書・物品購入等伺をサンプルにて確認したところ、【図表4-15-2】の契約について、同一年度に同一事業者と同種複数の契約が締結されていることを発見した。

【図表4-15-2】総合教育センター管理運営費抜粋 (単位：円)

支出負担行為書・物品購入等伺(起案日)	契約方法	委託先	契約額	負担行為理由
R5. 7. 7	随意契約	A社	88,000	三重県総合教育センター産業廃棄物処理業務委託
R5. 10. 18	随意契約	A社	93,500	三重県総合教育センター産業廃棄物処理業務委託
R5. 12. 15	随意契約	A社	99,000	三重県総合教育センター産業廃棄物処理業務委託
R6. 1. 29	随意契約	B社	99,000	三重県総合教育センター樹木(信号機側ヤナギ)伐採作業委託
R6. 2. 28	随意契約	B社	99,000	三重県総合教育センター樹木(相談棟側ヤナギ)伐採作業委託
R6. 2. 27	随意契約	C社	99,000	本館男子トイレ修繕
R6. 3. 11	随意契約	C社	35,200	本館女子トイレ修繕
R6. 3. 11	随意契約	C社	41,800	多目的ホール横男子トイレ修繕

(出所：担当課作成資料に基づき監査人が作成)

担当者に質疑したところ、随意契約を10万円未満に分けて発注している意図はない旨の回答を得た。

一方で、業者への発注原因となる事象をどの時点において把握していたのか、例えばトイレ修繕を業者へ依頼するためのトイレの水漏れ等の発生について、どの時点で把握していたのかについては資料での確認ができなかった。

短期間に同一事業者と同種の業務を複数件発注しているような状況においては、随意契約を10万円未満に分けて発注していないことが証明できるだけの書類を保管しておくことが公正性の観点から望ましい。

また、一般に取引はまとめて発注した方が値引き等を受けやすく、事務処理も一括で完了することからも、年間を通じた産業廃棄物処理計画の策定、伐採・トイレの修繕等を行う際には同様の理由で発注が生じることがないのかの確認等を通じて、まとめて発注できるものがないのかの確認を行うことが経済性の観点か

ら望ましい。

イ 適切な予定価格の設定について【意見】

総合教育センター管理運営費の委託料、修繕料、工事請負費の支出負担行為書・物品購入等伺をサンプルにて確認したところ、【図表4-15-3】の契約に関する予定価格は、契約先から入手した見積書を基に積算していた。

また、【図表4-15-3】のB社との取引については、ヤナギの高さ・太さ・伐採の難易度などの見積金額が適切かを検討するための情報が見積書上では確認できず、見積金額の適切性を検討している証跡も確認できなかった。

【図表4-15-3】総合教育センター管理運営費抜粋 (単位：円)

支出負担行為書 ・物品購入等伺 (起案日)	契約方法	委託先	契約額	負担行為理由
R5. 7. 7	随意契約	A社	88,000	三重県総合教育センター 産業廃棄物処理業務委託
R5. 10. 18	随意契約	A社	93,500	三重県総合教育センター 産業廃棄物処理業務委託
R5. 12. 15	随意契約	A社	99,000	三重県総合教育センター 産業廃棄物処理業務委託
R6. 1. 29	随意契約	B社	99,000	三重県総合教育センター樹木 (信号機側ヤナギ) 伐採作業委託
R6. 2. 28	随意契約	B社	99,000	三重県総合教育センター樹木 (相談棟側ヤナギ) 伐採作業委託

(出所：担当課作成資料に基づき監査人が作成)

随意契約における予定価格については、三重県会計規則運用方針において、事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり、公正を欠くものとなったりする恐れがある。そのため、随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定する必要がある。

三重県会計規則運用方針

第六十五条関係

(随意契約における予定価格)

7 随意契約により契約の相手方を決定する場合は、契約締結権者は特定の相手方と任意にこれを結ぶことができることから、価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある。そこで、随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定しなければならない。また、随意契約の場合においても競争性の確保は重要であり、特命随意契約による場合を除き複数の事業者に競わせて予算の効率的な執行を期さなければならないことはいうまでもない。

(出所：三重県会計規則運用方針)

予定価格を契約先から入手した見積書を基に積算した場合、価格について事業者の申込み（価格）に任せている場合と同様に、不当に高価となったり、公正を欠くものとなったりする恐れがある。

少額随意契約においても予算の効率的な執行は重要であり、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを比較することによって、価格が適当かどうかを判断し相手方を決定することが望まれる。

ウ 備品の実施棚卸について【意見】

資産が適切に管理されているかの観点から実地棚卸に関する状況を担当者に確認した。現状、年に1度の実施棚卸は行われておらず、ロケーションごとに割当てられた担当者が随時管理しているとの回答であったが、実際に、いつ、だれが、どのように確認していたのかについて把握できていなかった。

物品管理状況一覧表に記載されている資産が実在することを確認することは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、実地棚卸に関するルールを定め、適切に運用していくことが望まれる。

エ 借上物品の管理について【指摘】

三重県では、5万円以上の物品を備品として管理することになっている。

三重県会計規則運用方針

第七章 物品

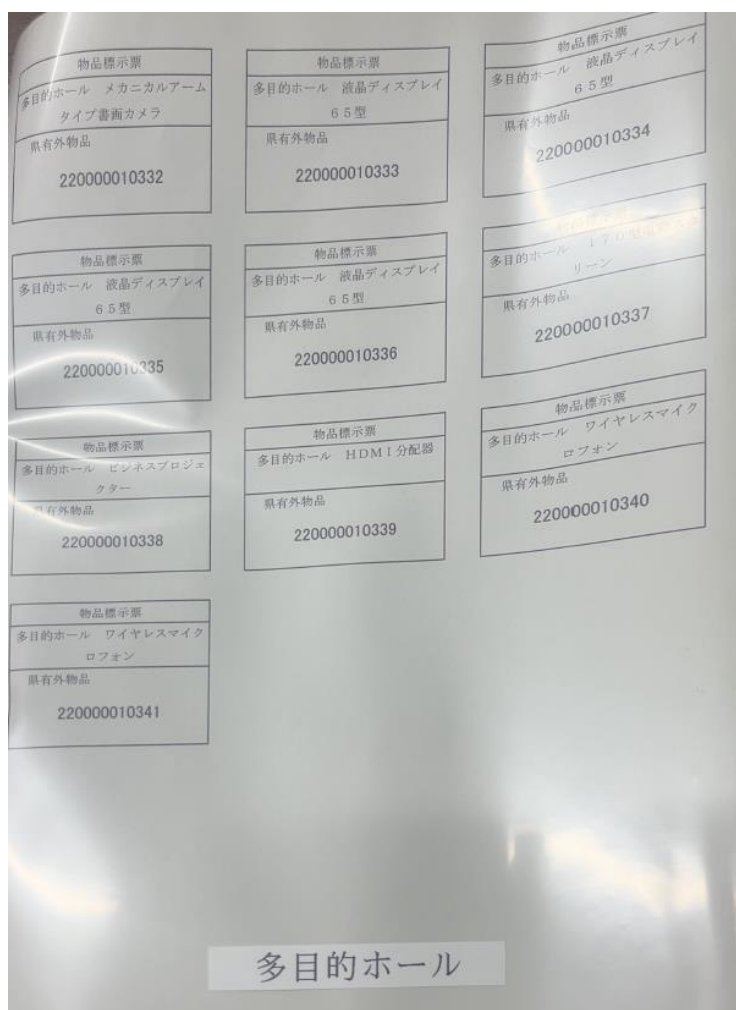
第九十八条関係

4 予定価格が五万円以上で備品に該当する物品を購入する場合は、備品購入費により予算執行し、入札等の結果、購入価格が五万円未満となった場合においては、消耗品で管理するものとする。

資産が適切に管理されているかの観点から、多目的ホールにある5万円以上と思われる物品の管理状況を確認したところ、ラベルが貼られていない備品が散見された。

担当者に質疑したところ、ラベルの貼られていない備品は借上物品であり、返品時にラベルの跡が付くことを防止するためにラベルを貼っていないとの回答を得た。また、県の規定上、ラベル管理が必要と認識はあり、別途【図表4-15-4】のラベルを印刷したファイルを作成・保管していた。

【図表4-15-4】ラベルを印刷したファイル



(出所：監査人が撮影)

しかし、物品管理状況一覧表のシステムより借上物品の一覧を出力することができるため、ラベルを印刷したファイルを別途作成し保管することにより追加で得られる効果があるとは考えにくく、作業工数が増加している状態ともいえる。

ラベル管理の目的は物品管理状況一覧表に記載された現物を特定するとともに、

誤って処分してしまうことを防止することにある。

確かに、借上物品にラベルの跡が付くことを防止するためラベルを貼らないことは理解できるが、ラベル管理の目的を達成するためにも、例えば、ラベルの素材をはがしやすいものに変えることや、備品の近くの壁や床にラベルを貼ること、または、物品管理状況一覧表のシステムより出力した借上物品の一覧表を各ロケーション単位で保管するなど、誰が見ても備品管理が必要な備品であることがわかるようにするべきである。

オ 施設の老朽化について【意見】

施設について確認を行ったところ、老朽化が進んでいる箇所が散見された。

【図表 4-15-5】 総合教育センター 第四講義室



(出所：監査人が撮影)

【図表4-15-6】総合教育センター 食物実習室



(出所：監査人が撮影)

担当者に質疑したところ、他施設と予算の兼ね合いがあり、現時点では修繕が実施される予定はない。直せる部分については業者に委託せずに対応しているとの回答を得た。雨漏りや配線など根本的な修繕が必要とされる修繕については、事故や大きな改修が必要となる前に専門業者による修繕工事を行い、保全に努められたい。

16 高等学校学力向上推進事業費【高校教育課】

(1) 業務の概要

学習指導要領に則した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行う。国事業を活用し、普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行うとともに、スーパーサイエンスハイスクール（以下、「SSH」という。）において先進的な理数系カリキュラムに基づく学習に取り組む。県立高校において、ICTによる授業で必要となる著作権料を負担する。

（出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業）

SSHは、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組である。

SSHでは「科学への夢」「科学を楽しむ心」を育み、生徒の個性と能力を一層伸ばしていくことを目指しており、平成14年度より大学や研究機関等とも連携して先進的な理数系教育を実施し、魅力的なカリキュラムを開発するなど、科学技術に夢と希望を持つ、創造性豊かな科学技術人材の育成に取り組んできた。また、SSH指定校を拠点校として、地域への成果の普及などを行っている。

県内のSSHは、【図表4-16-1】のとおりである。

【図表4-16-1】県内のSSH

指定年度	学校名	期数
令和3年度	三重県立松阪高等学校	Ⅲ期
令和4年度	三重県立伊勢高等学校	Ⅲ期
令和5年度	三重県立津高等学校	Ⅳ期
令和5年度	三重県立四日市高等学校	Ⅲ期
令和6年度	三重県立上野高等学校	Ⅱ期
令和6年度	三重県立桑名高等学校	Ⅱ期
令和6年度	学校法人高田学苑高田中・高等学校	Ⅰ期

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-16-2】のとおりである。

【図表 4-16-2】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	7,976,520	6,098,390	4,912,080	4,895,660	5,382,370
03	職員手当等	1,485,763	1,004,198	855,727	648,144	0
03 04	期末勤勉手当	1,485,763	1,004,198	855,727	648,144	0
04	共済費	465,444	201,216	19,992	18,033	21,371
04 01	共済負担金	139,309	47,743	0	0	0
03 03	社会保険料	326,135	153,473	19,992	18,033	21,371
07	報償費	271,000	597,000	205,000	194,000	784,100
08	旅費	2,147,391	2,333,874	826,595	598,532	5,662,748
10	需用費	1,435,583	1,393,512	817,554	996,157	2,048,992
10 01	消耗品費	1,088,557	1,099,649	590,483	651,910	1,186,786
10 02	燃料費	4,816	40,467	26,361	24,618	49,239
10 03	食糧費	0	0	0	0	2,608
10 04	印刷製本費	307,670	193,050	200,710	257,092	439,505
10 06	修繕料	34,540	60,346	0	62,537	370,854
11	役務費	43,857	247,860	151,627	161,880	239,130
11 01	通信運搬費	0	0	800	800	62,384
11 04	手数料	9,757	16,100	15,497	1,000	15,996
11 07	自動車損害保険料	0	17,650	0	20,010	0
11 08	賠償責任保険料	34,100	79,280	0	0	0
11 09	損害保険料	0	134,830	135,330	140,070	160,750
12	委託料	1,298,292	31,376,380	20,995,760	118,136,920	501,472
13	使用料及び賃借料	816,622	2,107,828	5,416,340	264,742	867,670
18	負担金、補助及び交付金	8,000	7,000	2,000	2,000	81,064
21	補償、補填及び賠償金	14,736,216	15,091,230	15,525,477	0	0
26	公課費	0	15,000	0	15,000	0
	計	30,684,688	60,473,488	49,728,152	125,931,068	15,588,917

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 県立高校へのふるさと納税等による寄付について【意見】

県内の県立高校6校がSSH指定を受けて、先進的な理数系教育を実施しており、SSHに指定されると、7.5～12百万円の支援を受けることができ、様々な取組が行われている。

【図表4-16-4】京都学府立学校特色応援ファンディング事業

府立学校特色化応援ファンディング事業

事業について 取組学校一覧 寄附の申込み 税の控除について

後輩の未来を広げませんか？
「ふるさと納税」で母校を応援することができます

取組学校一覧

事業について

府立学校では、魅力ある学校づくりに向け、また、学校独自の特色ある拠点を
充実させるために、平成30年度から、ふるさと納税を活用して、学校を応援いただける
寄附制度「京都府立学校応援ふるさと事業」を創設しました。

例えば、教地内の一部を地域の方や生徒にとって嬉しい場所にするための整備や、
地元業者の方々と連携した美観・トロン等の最新機器を活用した学習など、
各校が独自の拠点を展開予定です。

卒業生にかかわらず、どなたでも、母校や地域の学校など応援したい学校を指定してご寄附いただけます。
また、府立学校を指定せず京都府の教育にご寄附いただけます。
簡便の応援をお待ちしております。



寄附金の活用例

教育環境の充実：グラウンドの芝生化、芝場の設置 など
 部活動支援：部活動の設備・器具整備 など
 学校の特色づくり：学校周年事業、学校設備・器具整備 など

実際の取組の様子は[こちら](#)をご覧ください。



【ご注意ください】令和5年末のご寄附に係る寄附金控除の取組について

御寄附をいただいた皆様（令和6年4月30日現在）

件数：954件
 寄附額：約2億円

（出所：京都府ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/furusato/index.html>））

【図表4-16-5】富山県ふるさと母校応援プロジェクト

富山県ふるさと母校応援プロジェクト（学校指定寄附）について

県立学校では、魅力ある学校づくりに向け、また、学校独自の特色ある取組を充実させるために、令和4年度から、ふるさと納税を活用して、各学校を応援いただける寄附制度「富山県ふるさと母校応援プロジェクト」を創設しました。

キャリア教育や学校行事の充実、学習環境の向上、部活動の強化など、各校が意欲的な取組を展開予定です。

卒業生に限らず、どなたでも、母校や地域の学校など応援したい学校を指定してご寄附いただけます。

皆様のお支えをお待ちしております。

学校を指定して寄附（ふるさと納税）する

[寄附の手続きについて（富山県税務課のページ）](#)（別ウィンドウで開きます）

（出所：富山県ホームページ
(<https://www.pref.toyama.jp/3000/hurusatobokou.html>))

イ GIGA スクールサポーターのオンライン支援について【意見】

県では、県立学校での ICT 環境の効果的な活用を促進するため、各校に GIGA スクールサポーターを派遣しており、サポーターは、全県立学校 75 校へ赴き、教職員の ICT 利活用に関する質問対応や研修会の開催を行うものとしている。訪問頻度は、①1ヶ月に1回、②1ヶ月に2回、又は③2ヶ月に1回から各校の要望に応じて訪問し、原則、9:00 から 17:00 まで終日滞在する。

ICT 環境の効果的な活用は、生徒の効率的かつ効果的な学習には不可欠であり、教職員の IT リテラシーの向上が重要である。そのためには、教職員への適時のサポートが重要となるが、1～2月に1回の訪問では、適時のサポートは困難であると考える。

県には、ヘルプデスクも設置しているが、利用者からのハードウェア、ソフトウェアの問い合わせ対応、簡易マニュアル作成及びパソコンの配備・管理サポートなど、機器やネットワークに関するものであり、具体的な活用方法に関する相談には対応していない。

今後は、教職員への適時のサポートを可能とするため、ヘルプデスクにも具体的な活用方法に関する相談に対応できる体制を整え、オンライン支援の導入を検討することが望ましい。

【図表 4-16-7】GIGA スクール運営支援センター整備事業（参考）

GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和6年度要求・要望額 40億円
 (前年度予算額 10億円) 文部科学省

背景・課題

- GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和5～6年を集中推進期間と位置づけ伴走支援を徹底強化することとしている。
- 都道府県を中心とした広域連携の枠組みである「協議会」を設置し、域内全ての自治体がICT活用を推進していく体制を強化（運営支援センターの機能強化）することで、全ての学校が端末未活用の“試行錯誤”から“日常化”のフェーズに移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが必要。
- そのため、これまでの支援メニューの充実を図り、引き続き、広域的かつ組織的な取組を推進する。なお、ネットワークアセスメントに係る支援は別途要求。

事業内容

【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、都道府県等が民間事業者へ業務委託するための費用の一部を国が補助

実施主体 都道府県、市町村

補助割合等 3分の1

	R4 年度 補正	R5 年度	R6 年度	R7 年度 以降
補助割合	1/3	1/3	1/3	-

※都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を要件とする。
 ※補助事業はR6年度までを予定

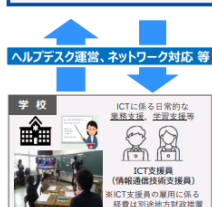
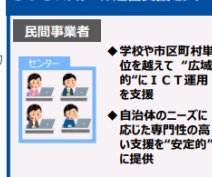
“端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

【主な業務内容（支援対象）】

- ◆ヘルプデスクの運営及びサポート対応
 - ヘルプデスク運営、各種設定業務
 - 可搬型通信機器(LTE通信)広域一括契約（学校外の学びの通信環境整備）等
- ◆ネットワークトラブル対応
 - ネットワークトラブル対応
 - セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアセスメント（セキュリティ基盤の確保）等
- ◆支援人材の育成
 - 支援人材の確保
 - 教師・事務職員・支援人材ICT研修
 - 学びのDXに向けたコンサルティング等
- ◆休日・長期休業等トラブル対応



GIGAスクール運営支援センター



“都道府県を中心とした広域連携”

- ◆単独実施困難自治体との連携による自治体間格差解消（支援が必要全ての自治体に対する支援）
- ◆広域調達による経済的・事務的負担軽減等



(出所：文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/content/20230828-mxt_kouhou02-000031628_1.pdf))

17 実習船運営費【高校教育課】

(1) 業務の概要

地域の水産、海運等の産業に貢献できる人材を養成するため、大型実習船「しろちどり」及び小型実習船「はまゆう」による航海実習等を実施するとともに実習船を運営する。「しろちどり」においては公庁船としての漁業資源調査や、一般県民向けの体験航海等を実施する。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

ア 事業の内容

- ・海技士免許の取得に係る航海実習（遠洋航海）
- ・かつお一本釣り操業実習
- ・小型実習船による操船実習及び教育課程（マリンスポーツ等）の履修
- ・実習船による1～4級小型船舶免許の取得
- ・地方公庁船による魚類資源対策調査
- ・一般県民に対する体験航海

イ 事業の効果

- (ア) 実習船を運用することで、海技士資格を取得するための実習が可能となり、水産業・海運業等の即戦力となる人材を育成できる。
- (イ) 国際化が進んでいる水産業界で活躍するには、国際的な視野に立った担い手の育成が不可欠であり、実習船による遠洋航海を通じて国際交流を行うことにより、幅広い知見を持った担い手を育成することができる。
- (ウ) 民間の遠洋及び近海漁船が減少している中、漁況調査等を実施できる調査船としての実習船の役割は大きく、民間漁船と情報の共有や連携することにより水産業界に貢献することができ、また国際的な水産資源の確保及び漁場の環境保全を実施していくことができる。
- (エ) 実習船を活用し、海洋観測、あわび放流、ガンガゼ駆除など環境教育を進めることにより、地域に貢献することが期待できる。

実習船のハイテク装備を利用した船内教育研究については全国的に高い評価を得ている。特に「しろちどり」については、パソコン、衛星回線及びLANを駆使することで、船内外の情報共有について、民間をも凌ぐ先駆的な教育を行っている。

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-17-1】のとおりである。

【図表4-17-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
08	旅費	6,995,219	6,814,743	6,428,957	5,842,435	6,882,076
10	需用費	49,986,596	54,382,650	52,537,016	40,786,513	45,593,635
10 01	消耗品費	8,888,376	10,061,802	9,677,757	9,095,741	8,486,848
10 02	燃料費	23,591,343	30,060,785	32,800,249	21,743,562	27,309,127
10 05	光熱水費	1,309,683	1,904,058	1,168,900	1,023,805	763,040
10 06	修繕料	7,109,735	3,086,171	1,687,400	2,092,717	1,940,239
10 07	賄材料費	9,087,459	9,269,834	7,202,710	6,830,688	7,094,381
11	役務費	2,991,035	4,238,496	3,747,340	3,508,413	6,798,354
11 01	通信運搬費	1,433,528	1,488,884	1,515,211	1,320,581	1,789,302
11 04	手数料	926,020	1,154,997	595,070	491,750	2,678,948
11 09	損害保険料	597,689	1,437,690	1,484,806	1,540,363	1,588,324
11 10	傷害保険料	33,798	156,925	152,253	155,719	741,780
12	委託料	3,136,800	5,706,800	2,227,497	1,379,433	1,861,580
13	使用料及び賃借料	418,324	729,292	737,054	392,780	381,498
14	工事請負費	19,500,800	74,007,010	45,457,698	71,910,850	100,130,040
17	備品購入費	55,350	150,110	1,368,240	141,900	88,980
18	負担金、補助及び交付金	865,900	1,037,610	912,090	903,710	619,935
	計	83,950,024	147,066,711	113,415,892	124,866,034	162,356,098

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 実習船「しろちどり」の積極的な活用について【意見】

水産高校の令和6年度入学者数は、本科生の各科定員40名に対し、海洋・機関科37名、水産資源科26名と、専攻科定員20名に対し、漁業専攻科9名、機関専攻科6名と、定員を下回る状況である。

【図表4-17-2】水産高校の令和6年4月1日時点生徒数

<本科>

学年	コース	男	女	人数	
1年	海洋・機関科	33	4	37名	
	水産資源科	13	13	26名	
	学年全体	46	17	63名	
2年	海洋・機関科	海洋コース	11	1	12名
		機関コース	8	0	8名
		水産工学コース	5	1	6名
		全体	24	2	26名
	水産資源科	アクアフードコース	6	3	9名
		アクアデザインコース	6	7	13名
		全体	12	10	22名
	学年全体	36	12	48名	
	3年	海洋・機関科	海洋コース	11	0
機関コース			11	0	11名
水産工学コース			1	0	1名
全体			23	0	23名
水産資源科		アクアフードコース	4	8	12名
		アクアデザインコース	9	5	14名
		全体	13	13	26名
学年全体		36	13	49名	
本科性全体		118	42	160名	

<専攻科>

学年	専攻課程	男	女	人数
1年	漁業専攻科	8	1	9名
	機関専攻科	6	0	6名
	学年全体	14	1	15名
2年	漁業専攻科	7	1	8名
	機関専攻科	5	0	5名
	学年全体	12	1	13名
専攻科全体	27	2	28名	
全校生徒数		188名		

(出所：水産高校ホームページ)

全国の水産高校は、平成31年3月末時点で46校である。このうち、水産に関する専攻科を設置している高校は22校である。水産高校では実習船により、航海実習や漁業実習、海洋調査等を行うが、近年は経費削減や生徒数の減少等に伴い、実習船の廃止や中・大型実習船から小型実習船への切替え、複数校による協働運営が行われており、平成31年3月末時点で総トン数100トン以上の中・大型実習船での学習を行っている学校は36校で計29隻となっている。

一方、三重県立水産高校では、生徒数の減少がある中、令和5年度に総工費27億円をかけて実習船「しろちどり」を更新した。

「しろちどり」は、漁業・航海・機関学習を行うだけでなく、令和6年8月には、四日市港みなと祭で一般公開され、体験航海を行っている。さらに、災害発生時における非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を目的とした連携協定をKDDI株式会社と締結しており、実習船の積極的な活用を行っている。

今後も実習船「しろちどり」には、子どもたちの防災意識を育む役割も期待されていることから、例えば、県内の市町教育委員会と連携し、中学校への出前授業や体験乗船など、引き続き、実習船の積極的な活用を検討することが望まれる。

【図表4-17-3】水産高等学校実習船「しろちどり」年間スケジュール

水産高等学校実習船「しろちどり」年間スケジュール

航海実習日数(準備日+体験航海等含む): 202E電子海図情報表示装置講習: 10日 ドック工事: 40日

日	曜日	予定	日	曜日	予定	日	曜日	予定	日	曜日	予定	日	曜日	予定
4/21	月	予定	8/1	土	航海実習準備	9/1	火	予定	10/1	火	予定	12/1	土	予定
4/22	火		8/2	日	第2次長期航海実習	8/2	金	体験航海	10/2	水		12/2	日	
4/23	水		8/3	月		8/3	土	〃	10/3	木		12/3	月	
4/24	木		8/4	火		8/4	日	〃	10/4	金		12/4	火	
4/25	金		8/5	水		8/5	月		10/5	土		12/5	水	
4/26	土		8/6	木		8/6	火		10/6	日		12/6	木	
4/27	日		8/7	金		8/7	水		10/7	月		12/7	金	
4/28	月		8/8	土		8/8	木		10/8	火		12/8	土	
4/29	火		8/9	日		8/9	金		10/9	水		12/9	日	
4/30	水		8/10	月		8/10	土		10/10	木		12/10	月	
5/1	木		8/11	火		8/11	日		10/11	金	別期航海	12/11	火	
5/2	金		8/12	水		8/12	月		10/12	土	〃	12/12	水	
5/3	土		8/13	木		8/13	火		10/13	日	〃	12/13	木	
5/4	日		8/14	金		8/14	水		10/14	月	メンテナンス	12/14	金	
5/5	月		8/15	土		8/15	木		10/15	火	航海実習準備	12/15	土	
5/6	火		8/16	日		8/16	金		10/16	水	短期航海	12/16	日	
5/7	水		8/17	月		8/17	土		10/17	木	〃	12/17	月	
5/8	木	航海実習準備	8/18	火		8/18	日		10/18	金	〃	12/18	火	
5/9	金	〃	8/19	水		8/19	月	ドック工事	10/19	土	積み下ろしメンテナンス	12/19	水	
5/10	土	〃	8/20	木		8/20	火		10/20	日	メンテナンス	12/20	木	
5/11	日	〃	8/21	金		8/21	水		10/21	月		12/21	金	
5/12	月	第1次長期航海実習	8/22	土		8/22	木		10/22	火		12/22	土	
5/13	火		8/23	日		8/23	金		10/23	水		12/23	日	
5/14	水		8/24	月		8/24	土		10/24	木		12/24	月	
5/15	木		8/25	火		8/25	日		10/25	金	航海実習準備	12/25	火	
5/16	金		8/26	水		8/26	月		10/26	土	〃	12/26	水	
5/17	土		8/27	木		8/27	火		10/27	日	〃	12/27	木	
5/18	日		8/28	金		8/28	水		10/28	月		12/28	金	
5/19	月		8/29	土		8/29	木		10/29	火	第3次長期航海実習	12/29	土	
5/20	火		8/30	日		8/30	金		10/30	水		12/30	日	
5/21	水		9/1	月		9/1	土		11/1	金		1/1	月	
5/22	木		9/2	火		9/2	日		11/2	土		1/2	火	積み下ろしメンテナンス
5/23	金		9/3	水		9/3	月		11/3	日		1/3	水	メンテナンス
5/24	土		9/4	木		9/4	火		11/4	月		1/4	木	メンテナンス
5/25	日		9/5	金		9/5	水		11/5	火		1/5	金	
5/26	月		9/6	土	メンテナンス	9/6	木		11/6	水		1/6	土	
5/27	火		9/7	日	航海実習準備	9/7	金		11/7	木		1/7	日	
5/28	水		9/8	月	短期航海	9/8	土		11/8	金		1/8	月	
5/29	木		9/9	火	〃	9/9	日		11/9	土		1/9	火	
5/30	金		9/10	水		9/10	月		11/10	日		1/10	水	
5/31	土		9/11	木	積み下ろしメンテナンス	9/11	火		11/11	月		1/11	木	
6/1	日		9/12	金	メンテナンス	9/12	水		11/12	火		1/12	金	
6/2	月		9/13	土	親子体験航海	9/13	木		11/13	水		1/13	土	
6/3	火		9/14	日	〃	9/14	金		11/14	木		1/14	日	
6/4	水		9/15	月		9/15	土		11/15	金		1/15	月	
6/5	木		9/16	火		9/16	日		11/16	土		1/16	火	
6/6	金		9/17	水		9/17	月		11/17	日		1/17	水	
6/7	土		9/18	木		9/18	火		11/18	月		1/18	木	
6/8	日		9/19	金		9/19	水		11/19	火		1/19	金	
6/9	月		9/20	土		9/20	木		11/20	水		1/20	土	
6/10	火		9/21	日		9/21	金		11/21	木		1/21	日	
6/11	水		9/22	月		9/22	土		11/22	金		1/22	月	
6/12	木		9/23	火		9/23	日		11/23	土		1/23	火	
6/13	金		9/24	水		9/24	月		11/24	日		1/24	水	
6/14	土		9/25	木		9/25	火		11/25	月		1/25	木	
6/15	日		9/26	金		9/26	水		11/26	火		1/26	金	
6/16	月		9/27	土		9/27	木		11/27	水		1/27	土	
6/17	火		9/28	日		9/28	金		11/28	木		1/28	日	
6/18	水	航海実習準備	9/29	月		9/29	土	積み下ろしメンテナンス	11/29	金		1/29	月	
6/19	木	〃	9/30	火		9/30	日	メンテナンス	11/30	土		1/30	火	
6/20	金	〃	10/1	水		10/1	月							

連携協定の概要

大規模な災害が発生した際には、携帯電話等の通信環境や交通網が欠損することが予想されており、船舶を利活用することで沿岸地域における通信サービスの確保や災害用物資等の輸送が可能となります。

本連携協定は、KDDI 株式会社と三重県が相互に連携し、それぞれが有する技術、ノウハウ、サービス及び実習船「しろちどり」を利活用し、船舶型基地局による非常用通信手段の確保や物資の輸送等、被災地への支援を行うものです。また、年1回の訓練を行うなど、平時から災害時の対応に備えることとしています。

(出所：三重県ホームページ)

【図表4-17-4】三重県とKDDI株式会社の連携協定に関するプレスリリース



三重県とKDDI、災害発生時における 船舶型基地局の設置に関する連携協定を締結 ～災害時の迅速なauエリア復旧体制を構築～

KDDI株式会社

2023年12月22日

KDDIは2023年12月22日、災害時の迅速なauエリア復旧体制を構築するため、三重県（知事：一見 勝之、以下 三重県）と、災害発生時における船舶型基地局の設置に関する連携協定（以下 本協定）を締結しました。

本協定を通じて、2023年度末を目標に、三重県が新造し三重県立水産高等学校（所在地：三重県志摩市、校長：向井 英規）が実習用として運航する船舶「しろちどり」を、災害時に活用する船舶型基地局として運用開始します。船舶型基地局は、災害時に船の上に設置されている基地局から、島や沿岸部に向かって電波を発射することでエリア復旧に努めるものです。

KDDIは今後も、お客さまに安心・安全に携帯電話を利用いただけるよう、災害時の通信確保に取り組んでいきます。



<災害時のエリア復旧に用いる既存の船舶型基地局>



<実習船「しろちどり」（※1）>

■主な連携内容

- ・ 災害発生時における「しろちどり」の有効活用（船舶型基地局の設置および運用）
- ・ KDDIの災害用物資の搬送（Wi-Fiスポット、充電スポット、水、非常食、可搬型基地局などの災害復旧に用いる機材など）
- ・ 災害発生時における船舶型基地局活用についての定期的な訓練の実施

（参考）

■これまでの取り組みについて

- ・ 2019年9月15日 KDDIニュースリリース
 - 令和元年台風15号の影響に伴い「船舶型基地局」の運用を実施
- ・ 2018年9月8日 KDDIニュースリリース
 - 平成30年北海道胆振東部地震に伴い 日本初「船舶型基地局」の運用を開始
- ・ 2017年2月23日 KDDIニュースリリース
 - 災害時等における船舶型基地局の実践配備について
- ・ 海上から被災地の通信を支援する！日本初『船舶型基地局』の舞台裏

※1）現在のしろちどりの写真です。基地局を設置するのは新造船のため、画像の船舶に基地局は設置しません。

▫ [地域共創（Te to Te）TOPに戻る](#)

（出所：KDDI株式会社ホームページ

[\(https://www.kddi.com/corporate/sustainability/regional-initiative/pressrelease/20231222/\)](https://www.kddi.com/corporate/sustainability/regional-initiative/pressrelease/20231222/))

18 情報教育充実支援事業費【高校教育課】

(1) 業務の概要

県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行う。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-18-1】のとおりである。

【図表4-18-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
07	報償費	0	0	0	3,545,000	0
08	旅費	0	0	0	139,592	0
10	需用費	691,449	770,500	480,040	14,671,142	712,770
10 01	消耗品費	254,749	12,000	480,040	14,531,770	0
10 06	修繕料	436,700	758,500	0	139,372	712,770
11	役務費	244,200	0	0	950,400	0
11 01	通信運搬費	0	0	0	950,400	0
11 04	手数料	244,200	0	0	0	0
12	委託料	1,589,500	594,000	1,177,000	19,184,000	1,232,480
13	使用料及び賃借料	250,045,310	245,120,603	257,877,443	270,758,920	260,726,368
14	工事請負費	1,522,500	1,056,000	6,024,700	882,137,080	1,193,500
17	備品購入費	7,222,985	1,617,800	276,696,552	597,921,819	148,596,057
	計	261,315,944	249,158,903	542,255,735	1,789,307,953	412,461,175

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア パソコン教室の情報教育機器設備リース契約事務の効率化について【意見】

県立学校のパソコン教室の情報教育機器設備については、授業カリキュラムにより必要な仕様が学校ごとに異なることから、各学校にてリース先を選定し、契約を行っている。

担当課では、各校の仕様内訳について、「令和5年度情報教育機器設備（パソコン教室）の更新に係る事前調査回答用紙」にて確認を行っており、授業カリキュラムを満たす仕様であることを確認している。

しかし、契約期間が年度別にグループ化されているものの、契約日付が同じグループ内でも学校によって異なることから、管理上煩雑である。そのため、今後の契約を更新する際には、契約日付を合わせる等の契約事務の効率化を図ることが望まれる。

19 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業費【小中学校教育課】

(1) 業務の概要

市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行う。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組む。

令和7年度の夜間中学の開校に向けて、先行事例の調査研究を行い、多様なニーズに対応できる学習内容や学び方について検討を進めるとともに、生徒募集のために必要な広報活動に取り組む。また、令和6年度における施設設備の整備に向けた設計業務を実施する。夜間学級体験教室「まなみえ」は、夜間中学の開校を見据え、受講生の習熟度に応じた授業を実施する。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-19-1】のとおりである。

【図表4-19-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01		報酬	576,720	1,207,515	1,935,340	1,904,035	1,223,720
03		職員手当等	146,184	194,640	197,370	120,959	0
03	04	期末勤勉手当	146,184	194,640	197,370	120,959	0
04		共済費	0	0	9,342	0	0
04	03	社会保険料	0	0	9,342	0	0
07		報償費	3,645,050	2,880,000	496,000	5,000	0
08		旅費	4,508,050	4,478,392	3,470,889	2,842,609	2,495,799
10		需用費	813,946	1,000,579	504,655	389,400	0
10	01	消耗品費	572,056	801,369	504,655	60,500	0
10	04	印刷製本費	241,890	146,300	0	328,900	0
10	06	修繕料	0	52,910	0	0	0
11		役務費	290,031	202,929	167,295	286,992	122,018
11	01	通信運搬費	0	11,400	0	28,646	0
11	04	手数料	269,987	170,819	161,975	194,546	122,018
11	05	筆耕翻訳料	0	0	0	63,800	0
11	10	傷害保険料	20,044	20,710	5,320	0	0
12		委託料	13,417,308	4,808,929	846,780	201,300	0
13		使用料及び賃借料	88,887	30,420	0	0	0
17		備品購入費	0	1,160,720	560,780	467,500	0
18		負担金、補助及び交付金	13,884,000	16,942,000	21,922,000	23,245,000	19,529,000
		計	37,370,176	32,906,124	30,110,451	29,462,795	23,370,537

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

20 進学奨励事業費【人権教育課】

(1) 業務の概要

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、対象地域の関係者の子弟に対して、経済的な理由により高等学校等に進学後修学することが困難な者に対して進学奨励金を貸与していた。平成 13 年度に決定した分を最後に貸与制度は廃止となり、現在は進学奨励金の貸与を受けていた者について、その返還等の事務を行っている。

(出所：担当課に対するヒアリングに基づき監査人が作成)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-20-1】のとおりである。

【図表 4-20-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	1,992,960	1,812,480	1,812,480	1,870,080	2,050,560
03	職員手当等	361,032	317,568	337,416	228,488	0
03 04	期末勤勉手当	361,032	317,568	337,416	228,488	0
04	共済費	360,800	347,034	346,436	354,848	330,623
04 01	共済負担金	121,191	60,207	0	0	0
04 03	社会保険料	239,609	286,827	346,436	354,848	330,623
08	旅費	1,800	3,700	7,429	9,338	8,878
10	需用費	0	0	0	0	36,300
10 01	消耗品費	0	0	0	0	36,300
11	役務費	9,757	11,407	14,295	15,780	15,130
11 01	通信運搬費	0	0	5,000	5,000	5,000
11 04	手数料	9,757	11,407	9,295	10,780	10,130
13	使用料及び賃借料	4,700	0	0	0	0
18	負担金、補助及び交付金	1,572,670	1,765,122	1,882,966	1,888,147	1,840,304
22	償還金、利子及び割引料	58,535,156	71,357,903	75,818,050	84,281,673	94,015,288
	計	62,838,875	75,615,214	80,219,072	88,648,354	98,297,083

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 長期滞留債権の総額の把握について【意見】

進学奨励事業は貸与事業としての役割を終え、現在は「三重県高等学校進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱（平成 21 年 6 月）（以下、「債権管理要綱」という。）」に基づき、貸付金の未収金の債権管理事務を行っている。

令和 5 年度末時点の未収金残高は、高等学校等進学奨励金返還金が 16,936,567 円（1,442 件）、大学等進学資金貸付金が 2,907,000 円（47 件）である。

債権管理要綱第 7 条には、督促状送付後、一部の返還がされないまま 3 年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う旨規定されている。

三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱

(事務処理手続き)

第4条 返還金の収納は、納入通知書により行う。納期限は、三重県高等学校等進学奨励金については、月賦の場合は各月末、半年賦の場合は6月末及び12月末、年賦の場合は6月末または12月末とし、三重県大学等進学貸付金については、12月末とする。

2 納期限までに納付しない債務者には、納期限後20日以内に督促状(様式第1号)を送付する。この場合において、督促状に規定する納期限は、その発行する日から10日を経過した日(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条に掲げる県の休日に当たる場合はその翌日)とする。

3 担当課は債務者が督促状に指定した期限までに納付しないときは、滞納整理票に整理する。

4 担当課は督促状と別に年1回滞納の状況を示した催促状(様式第2号)を対応している者へ送付する。

(法的措置)

第7条 担当課は本取扱要綱4条にあっても、一部の返還がされないまま原則として3年以上経過する債務者に対して、法的措置の検討を行う。

担当課に法的措置の検討を行うべき債権の総額について質疑したところ、個別の債権管理はできているが、法的措置の検討の俎上に上がる金額を監査した時点では正確に把握はしていないとのことであった。貸付金などの税外未収金については、毎年度、債権処理計画を作成して年度終了後に達成状況を公表しているものの、債権の発生年数別に金額を把握できているわけではない。

当該事業の債権の性質として実際に法的措置を実行することは困難な場合が多いと考えられるが、回収金額より回収コストの方が高つく場合もあることから、債権管理要綱第4条による手続きを実施して3年以上経過する債権金額を把握し、法的措置を検討することが望まれる。

21 スクールカウンセラー等活用事業費【生徒指導課】

(1) 業務の概要

不登校の状況にある児童生徒やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置する。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校と県立学校に引き続き配置する。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-21-1】のとおりである。

【図表4-21-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01		報酬	412,455,680	370,795,388	329,011,730	271,774,191	245,625,140
04		共済費	2,463,341	1,577,245	1,563,294	1,417,093	1,607,519
04	01	共済負担金	536,400	188,161	0	0	0
04	03	社会保険料	1,926,941	1,389,084	1,563,294	1,417,093	1,607,519
07		報償費	3,819,500	5,086,000	320,000	2,385,000	210,000
08		旅費	4,459,008	3,140,347	2,607,958	2,579,639	3,385,146
10		需用費	7,856	26,972	80,949	19,426	50,283
10	01	消耗品費	7,856	26,972	80,949	19,426	50,283
11		役務費	0	0	712,440	0	0
11	01	通信運搬費	0	0	88,740	0	0
11	05	筆耕翻訳料	0	0	623,700	0	0
12		委託料	40,000	0	0	0	0
13		使用料及び賃借料	65,450	54,250	0	85,640	206,385
17		備品購入費	589,600	2,591,050	0	0	0
		計	423,900,435	383,271,252	334,296,371	278,260,989	251,084,473

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

22 いじめ対策推進事業費【生徒指導課】

(1) 業務の概要

いじめ問題を担当する教職員が、いじめのとりえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を新たに実施する。いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報をデジタル化し、学校や市町、県がリアルタイムに共有できるシステムを構築する。県立学校を巡回して、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案への対応に係る検証や、効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを新たに派遣する。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-22-1】のとおりである。

【図表 4-22-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	0	0	0	0	1,960,000
07	報償費	7,805,850	2,128,500	4,524,500	2,473,500	791,000
08	旅費	870,149	270,036	273,773	102,152	280,622
10	需用費	1,019,255	603,483	109,830	265,866	117,651
10 01	消耗品費	472,555	240,668	109,830	216,366	67,711
10 04	印刷製本費	546,700	362,815	0	49,500	49,940
11	役務費	1,924	19,810	3,696	0	8,550
11 10	傷害保険料	1,924	19,810	3,696	0	8,550
12	委託料	17,091,700	8,564,518	9,144,212	4,950,000	224,004
13	使用料及び賃借料	24,140	27,930	0	0	417,710
	計	26,813,018	11,614,277	14,056,011	7,791,518	3,799,537

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

23 不登校対策事業費【生徒指導課】

(1) 業務の概要

不登校児童生徒それぞれの状況に応じた支援を総合的に進める支援体制として不登校総合支援センターを設置する。不登校総合支援センターの業務の一つとして、県立教育支援センターを設置し、学習支援や自立支援に加え、体験活動や生徒間交流、訪問型支援などを通じて、高校段階の不登校生徒、高校中途退学者の社会的自立につなげる。また、ストレスや不安をうまく受け止め、自らの心の回復する力を高める「レジリエンス教育」の普及を進めるとともに、スクリーニングに取り組む。

(出所：令和5年度所管事業の概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-23-1】のとおりである。

【図表 4-23-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	35,744,020	27,315,030	12,943,710	0	0
03	職員手当等	1,346,641	504,635	0	0	0
03 04	期末勤勉手当	1,346,641	504,635	0	0	0
04	共済費	363,028	544,198	0	0	0
04 01	共済負担金	121,949	77,520	0	0	0
04 03	社会保険料	241,079	466,678	0	0	0
07	報償費	4,294,550	2,850,374	2,247,300	2,407,750	58,411
08	旅費	2,133,987	1,318,908	953,149	311,248	314,161
10	需用費	1,884,323	2,052,851	1,676,073	478,379	16,500
10 01	消耗品費	1,588,887	1,998,429	1,233,873	234,179	16,500
10 02	燃料費	31,200	0	0	0	0
10 04	印刷製本費	99,825	0	442,200	244,200	0
10 06	修繕料	164,411	54,422	0	0	0
11	役務費	323,172	170,635	0	0	0
11 01	通信運搬費	269,852	109,789	0	0	0
11 04	手数料	53,320	32,310	0	0	0
11 07	自動車損害保険料	0	20,010	0	0	0
11 08	賠償責任保険料	0	5,000	0	0	0
11 09	損害保険料	0	1,790	0	0	0
11 10	傷害保険料	0	1,736	0	0	0
12	委託料	1,585,320	2,156,560	6,417,600	173,112	359,724
13	使用料及び賃借料	329,137	345,269	34,400	0	0
14	工事請負費	1,995,510	4,483,710	0	0	0
17	備品購入費	0	1,346,225	56,100	0	0
18	負担金、補助及び交付金	0	0	0	3,999,350	0
26	公課費	0	24,600	0	0	0
	計	49,999,688	43,113,995	24,328,332	7,369,839	748,796

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

24 特別支援学校スクールバス整備事業費【特別支援教育課】

(1) 業務の概要

特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や長期間の使用による車両の老朽化に対応するため、計画的にスクールバスを配備する。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-24-1】のとおりである。

【図表 4-24-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
08	旅費	244,470	0	92,620	92,510	93,190
11	役務費	438,030	0	57,430	57,830	102,080
11	04	手数料	401,880	0	44,190	44,190
11	07	自動車損害保険料	36,150	0	13,240	13,640
17	備品購入費	82,500,000	0	26,400,000	0	35,436,220
18	負担金、補助及び交付金	0	0	0	28,600,000	0
26	公課費	90,200	0	0	0	6,100
	計	83,272,700	0	26,550,050	28,750,340	35,637,590

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア スクールバスの更新について【意見】

特別支援学校スクールバス整備事業において、令和6年4月1日時点のスクールバス所有台数 52 台のうち、34 台は初度登録から 12 年を超過しており、34 台のうち 23 台は令和5年10月時点で走行距離 20 万キロを超過していた。

スクールバスの更新の考え方について担当者に確認したところ、法定点検を実施し安全性の確保に努めた上で、更新の優先順位を判定する目安として、初度登録 12 年、走行距離 20 万キロを設定し、古いものから順に更新しているとの回答を得た。

所有するスクールバス 52 台について、更新の目安が初度登録 12 年であるとする、単純に 1 年あたり 4.3 台 (52 台 ÷ 12 年 = 4.3 台) の購入が必要となる計算となる。しかし、令和5年度に購入したスクールバスは 3 台である。今後も更新を進めるとともに、法定点検だけでなく、引き続き 1 日 1 回の運行の開始前の点検を十分に行い、生徒の安全性の確保に努めることが望ましい。

イ スクールバスの調達方針の検討について【意見】

老朽化が進むスクールバスの調達方針を担当者に確認したところ、バスを購入ではなくリースにした場合、購入した場合よりもスクールバス運行委託料が高額になることから、購入することになっているとのことであった。

スクールバス運行委託契約にスクールバスのレンタル代を含めた場合、レンタル代を含めない場合よりも委託料は高くなる。しかし、高くなった分は、バスのレンタル代によるものであり、スクールバスを購入するか、リースにするかについての経済的合理性の判断の根拠となるものではない。

そのため、現時点では、スクールバスの調達方針について、購入とリースのどちらに経済的合理性があるかを適切に検討できていないため、スクールバスのリース料と購入した場合のバスの本体価格とランニングコストの合計を比較することにより、スクールバスの調達方針を検討することが望まれる。

【図表 4-24-2】スクールバス運行事業委託一覧

契約金額	契約方法	負担行為理由
4,488,000	一般競争入札・最低価格（三重県物件調達システムによる）	特支 県有リフト付きスクールバス運行业務委託
3,366,000		特支 盲学校スクールバス運行业務委託
32,010,000		特支 北勢きらら学園スクールバス運行业務委託
20,988,000		特支 くわな特別支援学校スクールバス運行业務委託
74,690,000		特支 西日野にじ学園児童生徒輸送業務委託
42,548,000		特支 杉の子特別支援学校児童生徒輸送業務委託
16,258,000		特支 伊賀つばさ学園スクールバス運行业務委託
13,728,000		特支 城山特別支援学校スクールバス運行业務委託
36,190,000		特支 稲葉特別支援学校児童生徒輸送業務委託
20,130,000		特支 松阪あゆみ特別支援学校スクールバス運行业務委託
37,059,000		特支 玉城わかば学園児童生徒輸送業務委託
22,649,440		特支 東紀州くろしお学園児童生徒輸送業務委託
19,913,960		特支 東紀州くろしお学園おわせ分校児童生徒輸送業務委託
18,590,000		特支 度会特別支援学校スクールバス運行业務委託

(出所：担当課作成資料に基づき監査人が作成)

25 特別支援学校スクールバス等運行委託事業費【特別支援教育課】

(1) 業務の概要

特別支援学校 14 校において、スクールバスを運行し、児童生徒の通学手段と安全を確保する。また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、スクールバスを増便して運行する。

(出所：令和 5 年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-25-1】のとおりである。

【図表 4-25-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10	需用費	9,938,955	7,227,066	8,407,558	8,492,043	10,646,952
10 01	消耗品費	76,230	1,760	59,550	24,860	0
10 06	修繕料	9,862,725	7,225,306	8,348,008	8,467,183	10,646,952
11	役務費	1,241,728	797,271	857,853	673,655	678,580
11 01	通信運搬費	133,958	178,971	216,983	54,095	0
11 04	手数料	533,900	0	22,000	0	0
11 07	自動車損害保険料	573,870	618,300	618,870	619,560	678,580
12	委託料	363,288,590	400,013,630	377,493,362	363,613,218	246,985,724
13	使用料及び賃借料	884,840	2,045,824	424,512	147,400	864,000
16	公有財産購入費	8,797,800	0	0	0	0
17	備品購入費	0	379,500	0	0	0
18	負担金、補助及び交付金	154,700	154,700	154,700	154,700	154,700
26	公課費	3,389,300	3,313,900	3,089,200	2,933,900	2,792,700
	計	387,695,913	413,931,891	390,427,185	376,014,916	262,122,656

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 特別支援学校のスクールバスへの広告について【意見】

三重県教育委員会では、財源確保と障がい者雇用の理解啓発を目的に、県が所有する三重県立特別支援学校スクールバス（以下「スクールバス」という。）へ「特別支援学校児童生徒の自立と社会参画を応援しています」の文字を入れた広告を募集している。

スクールバス広告の概要

- ・ 広告掲載料： 1 台当たり年額 40,000 円（税込）
- ・ 広告掲載期間： 会計年度（1 年）単位。なお、再掲載を妨げない。
- ・ 掲載方法： 広告を印刷した粘着フィルム等を貼付

広告掲載に関しては、バスの塗装は乗用車と異なり特殊であり、はく離の際に塗装がはがれる可能性が高いことから、県が指定するフィルムを使用して作成しており、フィルムへの印刷、貼付及びはく離に係る費用は県が負担しているが、関連資料を閲覧した結果、税込 59,400 円で委託していることが判明した。

26 特別支援学校学習環境等基盤整備事業費【特別支援教育課】

(1) 業務の概要

特別支援学校の寄宿舍整備に伴い、備品および消耗品等、学習環境の基盤を整備する。また、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の ICT 機器を活用したオンライン授業において、円滑に著作物を使用できるよう授業目的公衆送信補償金制度を利用する。
(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-26-1】のとおりである。

【図表4-26-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10	需用費	7,343,382	1,756,130	4,926,105	3,930,796	0
10	01 消耗品費	7,343,382	1,756,130	4,926,105	3,930,796	0
11	役務費	44,000	135,501	0	4,132,700	0
11	04 手数料	44,000	135,501	0	4,132,700	0
12	委託料	1,901,900	719,090	0	0	0
13	使用料及び賃借料	0	0	1,803,152	1,547,590	0
14	工事請負費	210,540	525,800	0	0	0
17	備品購入費	14,077,580	18,239,180	2,686,734	25,357,510	0
21	補償、補填及び賠償金	259,677	257,037	260,799	0	0
	計	23,837,079	21,632,738	9,676,790	34,968,596	0

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

27 特別支援学校給食調理・配送業務委託事業費【特別支援教育課】

(1) 業務の概要

学校教育活動の一環として、様々な障がいのある児童生徒の実態に即した給食が実施できる体制を整える。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-27-1】のとおりである。

【図表 4-27-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10	需用費	0	520,142	84,878	241,083	54,530
10	06 修繕料	0	520,142	84,878	241,083	54,530
11	役務費	0	19,120	19,120	20,370	23,970
11	07 自動車損害保険料	0	19,120	19,120	20,370	23,970
12	委託料	255,621,080	210,672,330	138,969,616	92,962,677	85,658,586
17	備品購入費	0	0	0	1,000,000	0
26	公課費	0	28,500	20,500	20,500	20,500
	計	255,621,080	211,240,092	139,094,114	94,244,630	85,757,586

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 委託先から提出された車両管理簿の適切性の確認について【指摘】

特別支援学校給食配送業務（学校名：杉の子特別支援学校、契約金額：4,895千円）について、委託業者は車両管理簿を作成し、月末に提出することになっている。車両管理簿には、日々の①出発時間・到着時間、②最終メーター及び③走行距離を記載することになっている。

令和5年度の車両管理簿を確認したところ、月次開始時のメーター数値が、前月末の最終メーター数値と一致していないものが発見された。そこで、令和5年4月開始時のメーター数値と、令和6年3月末のメーター数値の差と月次の車両管理簿の年間走行距離の合計を比較したところ、数十キロの差異が生じていることが判明した。

担当課を通じて、該当の学校及び受託事業者を確認したところ、10月のある日付について、実際の走行距離と異なる走行距離数を誤って記載してしまったことにより差が生じているが、最終の累計走行距離数（メーター数）に誤りはないとのことであった。記載を誤った理由としては、通常同じルートを通るため、基本的には毎日一定の距離数となる。しかし該当日は車両点検のため、点検先までの距離数が通常よりも増えたが、いつもと同様の距離数を記載してしまったとのことであった。

そもそも毎日メーターの距離数を記載し、毎月車両管理簿を受託事業者に提出を義務付けているのは、県所有の車両が業務以外の目的で利用されることなく、適切に利用されていることを確認することが目的と考えられる。

そのため、学校は、受託者による適切な車両管理簿の作成を促し、提出された車両管理簿の累計距離数と毎日の距離数合計が毎月一致していることを確認するとともに、年度末には、業務完了日の車両メーターの写真の添付を依頼し、車両管理簿との一致を確認した結果を担当課に報告する必要がある。

イ 業務完了報告書受理後 10 日以内の検査の実施について【指摘】

業務委託に関する仕様書第 9 条（検査）において、検査期日について以下のとおり記載されている。

仕様書第 9 条（検査）

甲は、必要に応じ随時仕様書等に基づく内容により乙の委託業務について検査を行うことができるものとする。また、毎月の乙の委託業務が完了（8 月を除く）したときは、遅滞なく業務完了報告書を甲に提出するものとし、甲は受理後 10 日以内に検査を行うものとする。

また、この 10 日以内というのは、政府でも同様に定められている。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

第四条 ～省略

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

令和 5 年度の特別支援学校給食配送業務委託（学校名：杉の子特別支援学校、契約金額：4,895 千円）に関する業務完了報告書と検査記録調書を確認したところ、令和 5 年 7 月分について、業務完了報告書の提出日令和 5 年 7 月 19 日から 10 日以上経過した令和 5 年 7 月 31 日に検査が行われていた。担当課によると、基本的に毎月、月末に提出されすぐに確認しているとのことであるが、7 月は夏休みがあるため、業務が 7 月中旬に完了したことにより他の月より早く業務完了報告書が提出された。しかし検査は通常のとおり月末に実施したため、10 日以上経過してしまったとのことであった。今後は、特にこのようなイレギュラーな時期の検査については、10 日以内に完了できるよう留意すべきである。

28 特別支援学校就学奨励費【特別支援教育課】

(1) 業務の概要

特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、原子力災害被災地域又はその他大規模災害により、被災地から転入してきた障がいのある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支援し、特別支援教育の促進及び普及奨励を図る。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-28-1】のとおりである。

【図表4-28-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
12	委託料	660,000	660,000	660,000	660,000	660,000
19	扶助費	177,567,338	171,275,351	151,086,555	137,868,753	138,931,995
	計	178,227,338	171,935,351	151,746,555	138,528,753	139,591,995

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

29 高等学校人件費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

高等学校教職員の人件費

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-29-1】のとおりである。

【図表4-29-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
02	給料	13,791,845,967	13,995,106,454	14,269,905,145	14,662,001,909	14,924,811,311
03	職員手当等	8,059,881,134	8,083,141,742	8,130,181,718	8,547,475,747	8,761,050,183
03 01	扶養手当	280,683,058	293,980,628	314,045,116	330,516,497	342,995,443
03 02	通勤手当	378,430,701	371,118,329	382,201,289	399,869,800	407,990,942
03 03	単身赴任手当	5,616,000	6,372,000	5,632,000	5,256,000	5,140,000
03 04	期末勤勉手当	5,594,375,702	5,590,581,373	5,625,957,316	5,980,842,074	6,067,087,040
03 05	時間外勤務手当	40,593,089	38,119,120	37,603,822	40,037,425	40,854,028
03 06	宿日直手当	2,880,000	3,223,800	2,879,400	3,032,500	2,967,900
03 07	管理職手当	130,097,500	130,008,000	124,344,740	130,401,400	131,858,500
03 08	管理職員特別勤務手当	232,500	250,000	457,000	227,500	117,500
03 09	特殊勤務手当	300,271,550	307,643,900	283,261,540	245,801,080	324,639,670
03 10	夜間勤務手当	2,343,234	2,087,520	1,940,770	1,618,130	1,667,891
03 15	休日勤務手当	1,484,943	791,668	1,087,780	870,104	1,026,443
03 16	定通制通信教育手当	107,559,255	107,261,607	107,721,245	106,791,237	108,227,058
03 17	産業教育手当	169,935,283	172,055,647	177,949,265	183,862,672	184,710,757
03 18	義務教育等教員特別手当	171,499,931	176,070,078	180,296,903	185,387,573	188,364,740
03 20	地域手当	667,719,205	677,676,174	676,865,355	696,859,387	709,598,959
03 21	住居手当	206,159,183	205,901,898	207,938,177	236,102,368	243,803,312
04	共済費	4,284,410,158	4,501,754,254	4,473,023,976	4,601,364,183	4,536,490,720
04 01	共済負担金	4,100,355,606	4,391,223,898	4,473,023,976	4,601,364,183	4,536,490,720
04 03	社会保険料	184,054,552	110,530,356	0	0	0
	計	26,136,137,259	26,580,002,450	26,873,110,839	27,810,841,839	28,222,352,214

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

30 高等学校報酬等【福利・給与課】【教職員課】

(1) 業務の概要

高等学校非常勤教職員の報酬等 (出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-30-1】のとおりである。

【図表4-30-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	961,432,493	897,644,045	917,433,718	890,137,962	1,020,244,328
03	職員手当等	51,498,431	45,192,149	48,701,361	27,900,827	0
03 04	期末勤勉手当	51,498,431	45,192,149	48,701,361	27,900,827	0
04	共済費	89,476,293	78,300,397	104,885,550	96,122,813	366,164,378
04 01	共済負担金	14,175,840	6,742,606	0	0	0
04 02	災害補償基金負担金	22,169,764	22,498,486	21,742,155	21,141,260	34,329,183
04 03	社会保険料	53,130,689	49,059,305	83,143,395	74,981,553	331,835,195
05	災害補償費	0	7,602	7,058	14,283	14,744
07	報償費	2,460,000	2,460,000	2,561,000	2,628,000	2,652,000
12	委託料	3,518,463	3,360,610	3,206,064	0	0
	計	1,108,385,680	1,026,964,803	1,076,794,751	1,016,803,885	1,389,075,450

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 非常勤教職員の採用相談会のオンライン開催について【意見】

教職を定年退職後に非常勤講師となる場合が多いことから、非常勤教職員の年齢構成は、61歳以上の割合が非常に高い状況であり、今後は教職員の退職年齢引上げにより、非常勤教職員の高齢化が予測される。

男性の育児休暇取得希望者の増加などの働き方改革の影響で、今後、非常勤教職員のニーズは高まっていくことが想定される。教職員の退職時に非常勤教職員採用の案内を行っているものの、主な対象が定年退職者となるため、今後は退職者だけでなく、若い年齢層に対する施策が重要となる。

そのため、退職者以外へのアプローチとして、教員免許を有しているが教壇から遠ざかっている方（ペーパーティーチャー）へ非常勤教職員への応募前にセミナーや相談会といった機会を創出することが必要である。

県ホームページでは、常時、非常勤教職員の募集はなされているが、非常勤教職員へ興味を持った方に教員免許の更新、働き方についての相談、最新の学校情報を伝える場を積極的に提供することで、応募前にある不安の解消や応募に至らない状況を把握し対応することが可能になる。

県教育委員会では、令和5年度から対面形式での相談会を実施しており、令和5年度は1会場（津）に25名が参加し、6名が講師登録し、令和6年度は5会場（津、伊賀、桑名、伊勢、東京）に82名の申し込みがあった。

このように、相談会は対面形式で行われているが、非常勤での勤務希望者は、育児や介護による時間的な制約があり、日程の都合が合わず参加できない可能性や、応募の意思が明確でない場合に、対面形式の相談会は参加のハードルが高いと感じて参加しない可能性が考えられる。そこで、より多くの方が参加しやすいように、相談会のオンライン形式での開催を検討することが望まれる。

31 教職員健康支援事業費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

- ・教職員の福利増進を図るため人間ドック事業、ライフプラン事業等を実施する。
- ・学校の快適な職場環境形成のため職場巡視指摘事項の改善支援等を実施する。
- ・教職員の円滑な職場復帰と再発防止のためリワーク支援専門員を派遣する。
- ・平成27年12月に施行された改正労働安全衛生法に対する、教職員等がストレスチェックを行える環境を整える。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-31-1】のとおりである。

【図表 4-31-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
01	報酬	643,800	646,200	645,000	642,600	641,400
07	報償費	7,143,550	5,237,350	3,335,950	4,134,000	5,449,350
08	旅費	539,971	485,149	277,955	320,993	576,454
10	需用費	1,071,926	1,142,840	985,617	1,922,805	589,881
10 01	消耗品費	1,071,926	1,142,840	985,617	1,922,805	589,881
11	役務費	264,710	265,450	275,012	29,992	33,228
11 01	通信運搬費	0	31,000	27,472	29,992	29,988
11 04	手数料	23,430	13,970	3,740	0	3,240
11 10	傷害保険料	241,280	220,480	243,800	0	0
12	委託料	144,662,363	138,660,904	140,312,277	136,548,947	133,120,613
14	工事請負費	1,643,999	1,497,820	2,242,912	2,442,960	3,011,026
17	備品購入費	1,359,656	1,553,707	786,939	803,242	245,696
18	負担金、補助及び交付金	9,580,819	9,688,614	9,609,623	9,804,569	9,303,183
	計	166,910,794	159,178,034	158,471,285	156,650,108	152,970,831

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

32 県立学校教職員健康管理対策費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

県立学校教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法及び学校保健安全法による健康管理体制の充実を図り、健康診断及び各種健診を実施し、事後の健康指導を行う。

(出所：令和 5 年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-32-1】のとおりである。

【図表 4-32-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
07	報償費	20,000	20,000	0	10,000	122,000
08	旅費	70,719	86,337	52,597	44,198	84,977
10	需用費	107,404	47,764	85,800	70,655	176,323
10 01	消耗品費	107,404	47,764	85,800	70,655	176,192
10 03	食糧費	0	0	0	0	131
11	役務費	816,546	742,183	1,375,923	831,991	1,110,130
11 01	通信運搬費	50,500	44,000	9,592	43,000	42,588
11 04	手数料	766,046	698,183	1,366,331	788,991	1,067,542
12	委託料	62,426,098	63,938,064	55,389,701	54,860,790	53,126,146
13	使用料及び賃借料	28,528	47,619	27,885	30,201	29,690
18	負担金、補助及び交付金	120,512	145,236	105,655	204,404	638,120
	計	63,589,807	65,027,203	57,037,561	56,052,239	55,287,386

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

33 教職員退職手当【福利・給与課】 【教職員課】

(1) 業務の概要

教職員退職手当の支給 (出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-33-1】のとおりである。

【図表4-33-1】事業費の推移 (単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
03		職員手当等	6,442,749,292	13,467,288,282	13,597,885,224	13,474,752,739	14,543,385,596
03	23	退職手当	6,442,749,292	13,467,288,282	13,597,885,224	13,474,752,739	14,543,385,596
		計	6,442,749,292	13,467,288,282	13,597,885,224	13,474,752,739	14,543,385,596

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 教職員の早期退職制度見直しの必要性について【意見】

県職員の早期退職制度と同様に、県立学校の教職員についても、早期退職制度を利用することができる。

早期退職制度は、組織の年齢構成の適正化を通じた、組織活力の維持を図ることを目的としており、教育委員会では、毎年、教職員の早期退職制度の実施の是非を検討しているが、廃止や縮小には至っていない。

令和5年度末に早期退職制度を利用した退職者は92名であった。

教員採用選考試験の申込者数は減少傾向にあり、今後も大幅な増加が見込めない状況において、教員の人材確保は重要な課題である。教職員の人材確保のため定年延長を進めていく状況において、割増退職金を支給して早期退職を募る制度は、教員の人材不足をより悪化させる可能性がある。

そのため、中長期の人員計画に基づき、早期退職制度の目的を整理し、対象者の条件ごとに年齢構成の適正化がどの程度改善するかなどの施策の実施効果の検証を行い、廃止、又は対象者の条件をより限定するなどの対応が望まれる。

なお、県教育委員会は、令和6年度の早期退職者の募集を行わないこととしている。

【図表 4-33-2】教員の不足状況

(単位：人)

	R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日	6月1日
小学校	8	28	17	31	5	12
中学校	9	20	5	20	6	6
高等学校	1	0	0	2	1	4
特別支援学校	2	0	9	5	0	9
計	20	48	31	58	12	31

(出所：教育委員会作成資料)

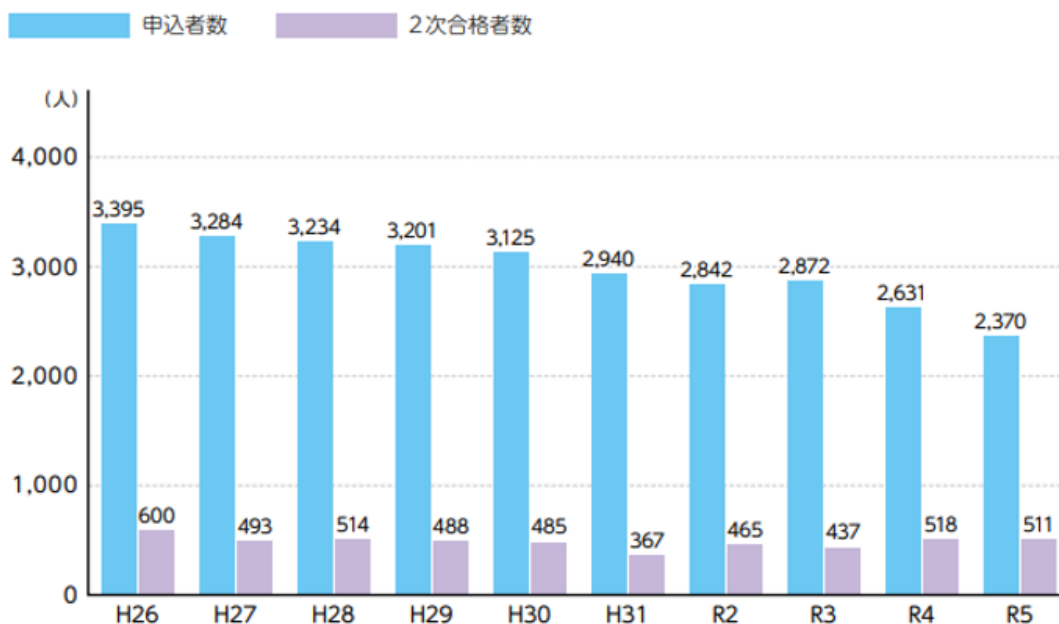
【図表 4-33-3】教員採用選考試験の申込者数

(単位：人)

R3 年度採用	R4 年度採用	R5 年度採用	R6 年度採用	R7 年度採用
2,872	2,631	2,370	2,228	1,919 [2,086]

(出所：教育委員会作成資料)

【図表 4-33-4】公立学校教員採用選考試験の申込者数と合格者数の推移（三重県）



(出典：三重県教育ビジョン（令和6年度から令和9年度まで）)

イ 教員免許を持つ人材との接点を保持するための施策の実施について【意見】

教職員や非常勤教職員が退職する際に今後も働く意思が明確な場合は、非常勤勤務の候補者として連絡先の登録を行うため、非常勤での勤務を依頼する際に連絡を取ることが可能であるが、退職する際に働く意思が明確でない場合は、連絡先の登録を行わないため、将来、本人が働く意思を持った際に、再度教職員として働くことが選択肢とならず、他業種に就職してしまう可能性がある。

今後、多様なキャリアやライフワークバランスの確保、男性育休などの推進も考えると人材確保は重要な課題である。

県の教育に緩やかに関わっていく人材の確保を目的に、退職者と緩くつながる退職者ネットワークを組織し、交流や業務の依頼を行うことが可能な人材の裾野を広げていくことが望ましい。

なお、退職した教員免許保持者へ人材交流や教育関連の研修告知などを提案することで人材確保や他の業種との交流の機会を作り、現職の教員との交流を広げ見分を広げることにもつながると考えられる。

34 電算システム管理費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

小中向け給与・報酬・旅費システムの管理及びネットワーク運用経費

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-34-1】のとおりである。

【図表 4-34-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	4,008,640	3,669,120	3,671,040	3,516,964	0
03	職員手当等	778,512	698,880	742,560	681,408	0
03 04	期末勤勉手当	778,512	698,880	742,560	681,408	0
04	共済費	714,073	689,416	678,902	666,669	0
04 01	共済負担金	220,425	112,912	0	0	0
04 03	社会保険料	493,648	576,504	678,902	666,669	0
08	旅費	8,901	2,576	736	37,307	53,449
10	需用費	1,152,229	972,367	571,824	1,076,420	1,238,091
10 01	消耗品費	23,640	221,210	0	333,304	701,961
10 04	印刷製本費	81,400	98,450	42,900	91,740	36,300
10 06	修繕料	1,047,189	652,707	528,924	651,376	499,830
11	役務費	0	0	0	198,111	7,748
11 01	通信運搬費	0	0	0	198,111	7,748
12	委託料	25,300,550	28,549,400	23,333,750	27,639,700	61,854,100
13	使用料及び賃借料	39,057,565	39,258,955	39,248,910	39,804,290	39,066,046
14	工事請負費	428,890	49,500	99,000	1,276,000	0
17	備品購入費	81,180	0	0	105,710	74,577,030
	計	71,530,540	73,890,214	68,346,722	75,002,579	176,796,464

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

35 小学校教職員旅費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

小学校教職員の旅費

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-35-1】のとおりである。

【図表 4-35-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
08	旅費	143,736,870	120,229,849	93,445,345	89,342,583	187,395,049
	計	143,736,870	120,229,849	93,445,345	89,342,583	187,395,049

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

36 中学校教職員旅費【福利・給与課】

(1) 業務の概要

中学校教職員の旅費

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-36-1】のとおりである。

【図表4-36-1】事業費の推移

(単位：円)

目	節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
08		旅費	155,136,091	134,848,180	96,594,850	85,720,134	172,178,794
		計	155,136,091	134,848,180	96,594,850	85,720,134	172,178,794

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

37 みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費【保健体育課】

(1) 業務の概要

中学校における休日の運動部活動の地域移行について、国事業を活用して、各市町が設置する協議会への補助を行うとともに、学校と受け皿との調整を行うコーディネーターの配置、運営団体における指導者の配置など、各市町の地域移行に向けた取組を支援する。また、生徒を指導するために必要な資質や部活動ガイドライン等について学ぶ研修会を実施し、指導者を育成する。

専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を増員する。

高校の運動部において、専門的指導が受けられるよう、技術指導を行う外部指導者（運動部活動サポーター）の派遣や、デジタル技術を活用した専門家のリモート指導を試行的に実施し、効率的で効果的な部活動を進める。

(出所：令和5年度当初予算のポイント・主要事業)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-37-1】のとおりである。

【図表 4-37-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	22,227,253	14,125,305	12,456,745	2,649,980	2,729,130
04	共済費	70,610	55,917	29,115	9,086	10,055
04	03 社会保険料	70,610	55,917	29,115	9,086	10,055
07	報償費	2,668,000	4,182,350	3,516,464	2,575,020	3,244,886
08	旅費	1,583,069	1,077,937	486,845	123,434	761,539
10	需用費	161,610	30,141	15,741	9,240	19,096
10	01 消耗品費	135,531	5,280	0	0	0
10	02 燃料費	3,931	5,523	0	0	4,711
10	04 印刷製本費	22,148	19,338	15,741	9,240	14,385
11	役務費	84,094	157,500	255,950	83,950	90,150
11	10 傷害保険料	84,094	157,500	255,950	83,950	90,150
12	委託料	9,798,046	0	0	46,400	181,500
13	使用料及び賃借料	111,237	94,330	31,550	1,760,000	124,664
16	公有財産購入費	0	0	0	796,400	0
17	備品購入費	0	0	0	6,174,000	0
18	負担金、補助及び交付金	22,366,000	17,416,000	11,662,000	0	4,664,000
22	償還金、利子及び割引料	5,000	0	0	0	0
	計	59,074,919	37,139,480	28,454,410	14,227,510	11,825,020

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

38 県立学校給食の衛生・品質管理事業費【保健体育課】

(1) 業務の概要

学校給食の衛生管理及び品質管理の徹底を図るとともに、食材・調理品等の保存、検査及び学校給食調理従事者等の衛生管理を行う。また、安全な給食提供のため、給食備品の更新を行う。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表 4-38-1】のとおりである。

【図表 4-38-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
10	需用費	2,263,832	2,340,633	2,153,654	2,309,702	3,205,169
10 01	消耗品費	2,164,832	2,273,973	1,977,984	2,095,262	2,640,956
10 06	修繕料	99,000	66,660	175,670	214,440	564,213
11	役務費	145,200	112,200	119,198	102,005	109,720
11 01	通信運搬費	0	0	4,058	4,600	1,920
11 04	手数料	145,200	112,200	115,140	97,405	107,800
12	委託料	365,880	686,162	1,043,262	1,360,524	1,464,209
14	工事請負費	882,200	390,940	0	0	176,000
17	備品購入費	17,447,749	5,784,680	975,425	393,800	1,474,790
21	補償、補填及び賠償金	0	0	0	900,393	0
	計	21,104,861	9,314,615	4,291,539	5,066,424	6,429,888

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

ア 県からの備品更新を促す取組について【意見】

令和4年度から増加している備品購入費は、調理器具等の購入によるものである。これは、平成30年に特別支援学校における給食への異物混入が相次いだのを契機とし、施設管理者としての責務を果たしていくため、老朽化した備品等の更新を実施しているものである。

更新対象となる備品をどのように選定されているかについて、担当者に質疑したところ、現状、各学校からの要求に応じて県側で購入可否を判断しているとの回答を得た。

確かに、備品のある各学校からの要求は信頼性のある情報であると考えられるが、各校の担当者の能力により報告内容に差が生じることも考えられる。

一度異物混入が生じると、通学している子ども達や保護者の信頼を失うことがあり、現場担当者からの報告だけではなく、例えば、会計システムから耐用年数を超過している備品の一覧を出力し、当該備品に関する状態について確認や、注意喚起を実施するなど、異物混入が起らないようリスク管理を強化するためにも県からも積極的に備品更新を促す取組を実施することが望まれる。

39 県立学校児童生徒等健康管理事業費【保健体育課】

(1) 業務の概要

児童生徒等の健康増進を図るため、学校保健安全法に基づき、健康診断や学校環境衛生検査を実施し、疾病予防に努める。

(出所：令和5年度当初予算の各事業概要)

(2) 事業費の推移

事業費の推移は、【図表4-39-1】のとおりである。

【図表4-39-1】事業費の推移

(単位：円)

目 節	節・細節名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
01	報酬	7,976,760	8,210,400	8,138,460	8,448,000	8,826,180
04	共済費	25,908	22,275	28,023	28,758	35,463
04 03	社会保険料	25,908	22,275	28,023	28,758	35,463
07	報償費	90,000	100,000	48,000	107,250	136,950
08	旅費	285,236	229,578	108,618	138,475	442,845
10	需用費	440,748	2,489,060	3,040,077	10,282,589	3,508,085
10 01	消耗品費	419,866	2,430,276	3,010,835	10,177,979	3,271,493
10 03	食糧費	0	0	0	0	645
10 04	印刷製本費	20,882	32,054	29,242	104,610	220,195
10 06	修繕料	0	26,730	0	0	15,752
11	役務費	1,244,979	1,314,496	1,270,467	1,104,552	1,122,100
11 01	通信運搬費	3,579	0	3,289	19,640	0
11 04	手数料	1,241,400	1,283,696	1,246,278	1,065,332	1,075,130
11 05	筆耕翻訳料	0	30,800	20,900	19,580	46,970
12	委託料	43,455,779	44,181,189	42,789,282	46,039,446	45,921,393
13	使用料及び賃借料	47,610	77,500	74,720	184,633	87,630
17	備品購入費	0	0	343,750	343,750	237,930
18	負担金、補助及び交付金	3,000	3,000	3,000	0	3,000
19	扶助費	0	0	11,980	19,900	12,910
	計	53,570,020	56,627,498	55,856,377	66,697,353	60,334,486

(出所：教育委員会作成資料)

(3) 監査の結果

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

40 県立学校現地視察

久居高等学校、水産高等学校、松阪あゆみ特別支援学校の現地視察を行った。

【図表4-40-1】県立学校の現地視察一覧

No.	学校名	現地視察日
1	三重県立久居高等学校	令和6年8月2日
2	三重県立水産高等学校	令和6年7月19日
3	三重県立松阪あゆみ特別支援学校	令和6年8月27日

40-1 久居高等学校

(1) 学校の概要

久居高校は昭和 58 年に開校した全日制の普通高校である。普通コースの他に、体育・スポーツの実践と理論の修得をカリキュラムの中心においたスポーツコース、一般受検で、国公立大学や難関私立大学をめざすチャレンジコースを設置している。

(出所：久居高等学校ホームページ)

(2) 監査の結果

ア LED 照明設置工事の計画的な工事の施工について【意見】

久居高等学校（以下、「久居高校」という。）の令和 5 年度の「校舎その他建築費」のうち LED 照明設備工事については【図表 4-40-2】のとおりである。

【図表 4-40-2】久居高校の LED 照明設備工事一覧 (単位：円)

No.	令達日	執行額	工事内容	契約方法	業者
1	R5. 6. 19	1, 291, 400	特別教室棟ほか LED 照明設備整備工事	随意契約	A 社
2	R5. 9. 8	1, 173, 700	特別教室棟廊下ほか LED 照明設備整備工事	随意契約	A 社
3	R5. 12. 22	29, 700	理科講義室内倉庫照明取替工事 (LED)	随意契約	A 社
4	R6. 1. 5	1, 446, 500	普通、特別教室棟及びレスリング場ほか LED 照明設備整備工事	随意契約	B 社
5	R6. 1. 26	44, 000	エレベーター内照明取替工事 (LED)	随意契約	C 社
6	R6. 2. 1	96, 800	作法室 LED 照明設置工事	随意契約	B 社
7	R6. 2. 8	76, 560	宿直室他 LED 照明設置工事	随意契約	B 社
8	R6. 2. 14	99, 330	レスリング場屋外 LED 照明設置工事	随意契約	B 社
9	R6. 2. 20	56, 760	体育館ステージ横 LED 照明設置工事	随意契約	B 社

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

【図表 4-40-2】の No. 6～9 について、LED 照明の設置場所の違いはあるものの、1 か月の間に、類似した内容の工事を同一業者に発注している。

予定価格が 10 万円以上の随意契約を行う場合は、「三重県会計規則（平成 18 年 6 月）」及び「三重県会計規則運用方針（平成 19 年 4 月）」に基づき三重県電子調達システムを使用して見積合せをしなければならない。この点について担当者に

確認したところ、必要性が生じるたびに対応しているため、細かな発注が連続したもので、一つの工事を分割して発注する意図はないとのことであった。

三重県会計規則

(見積書の提出)

第七十四条 契約締結権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、知事が別に定めるものを除き、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を提出させなければならない。

2 電子情報処理組織を使用して行う見積書の提出及びその運用については、知事が別に定める。

(出所：三重県会計規則)

三重県会計規則運用方針

第七十四条関係

(見積書の省略)

4 前記の規定に加え、予定価格が十万円未満であるときは、契約の種類にかかわらず見積者の負担の軽減等の観点から見積書を提出させることを省略できるものとする。なお、この場合にあつては、見積書の提出についてのみ省略できるものであり、電話等での問い合わせそのものを省略する趣旨ではないので注意されたい。

(電子情報処理組織を使用した随意契約)

10 予定価格十万円以上の随意契約を行う場合は、原則として、三重県電子調達システム(物件等)を使用するものとし、見積書の提出、その他の手続きは、「三重県電子調達システム(物件等)運用基準」で定める。なお、本システムを使用し、地域要件を県内全域の事業者として公募型電子競争見積に付した場合において、応札者がなく又は再度見積に付したが落札者がなくときは、本システムによることなく見積合せができるものとする。

(出所：三重県会計規則運用方針)

分割発注の意図はないとしても、随意契約の場合に見積合せを行う趣旨は、価格的に有利な条件を選定できるということのみでなく、契約手続の公正さを担保する手段でもある。また、年度末付近における予算執行は時間的な制約から適切な見積合せを行うことが難しくなる場合もあるため、今後は、計画的な工事の施工が望まれる。

イ 物品の管理状況について【意見】

県では、三重県会計規則運用方針にて、5万円以上を備品として登録することになっている。

三重県会計規則運用方針

第七章 物品

第九十八条関係

4 予定価格が五万円以上で備品に該当する物品を購入する場合は、備品購入費により予算執行し、入札等の結果、購入価格が五万円未満となった場合においては、消耗品で管理するものとする。

現物を確認する過程で、現物にシールは貼付されているものの、現物管理状況一覧表には記載されていないものが発見された。

【図表4-40-3】現物シールが貼られている物品（ブラウン管テレビ）



(出所：監査人が撮影)

これについて事務室の担当者に確認したところ、従来は備品として計上する基準が3万円以上であったため備品シールが貼ってあるものの、5万円以上の基準に変更になった際に備品から消耗品へ登録を変更したものであり、備品シールは外し忘れていたものとの回答を得た。

一方で、物品管理状況一覧表を確認したところ、5万円未満であるが、備品として登録されたままのものも複数発見された。

【図表 4-40-4】 物品管理状況一覧表に 5 万円未満で登録された物品

品名	規格	在庫数量	単価
テレビ台	コクヨ BD-KA90P82 国補	1	28,500
書画カメラ	エルモ MX-P2	1	27,800

(出所：物品管理一覧表に基づき監査人が作成)

備品として登録した場合、年に一度の現物確認の対象となってしまったため、現物確認の手間を少しでも減らし、効率的な現物管理を行うためにも、備品として登録する基準以下のものについては消耗品へ登録変更し、変更したものについては、備品シールを外し適切な物品管理を行うことが望まれる。

ウ 利用見込みが不明な物品について【意見】

物品の管理状況を確認していたところ、保管状況が乱雑であり、今後使用可能性のあるのか不明瞭な物品が発見された。

【図表 4-40-5】 乱雑に管理されている備品



(出所：監査人が撮影)

担当者に確認したところ、毎年教職員に対して、物品管理状況一覧表を配布し、記載されているものと現物の突合は実施しているとのことである。その際、現物が見つからないものについては、除却処理を行い、物品管理状況一覧表から除いている。しかし、「これは不要である、利用する可能性がない」といった観点でのチェックは行っていない。ものによっては、国や県からの補助金によって購入しているものもあり、耐用年数到来前に勝手に除却処理ができないものがあること

は理解できる。一方で、物品管理の負担を軽減させる観点からも、不要であると判断した物品については適切に処分することが望まれる。

エ 日付が空欄の領収書について【指摘】

私費会計において、日付が空欄のままの領収書が添付されていた。

学校諸費等は、「学校諸費等に関する取扱い要領」第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等及び保護者への説明責任を果たすことが求められている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること。

学校諸費に関する事務手続を適切に実施するため、領収書受領時に、形式に不備がないか確認する必要がある。

40-2 水産高等学校

(1) 学校の概要

明治35年に創立された三重県で唯一の水産に関する専門学科を持つ学校である。学科は「海洋・機関科」と「水産資源科」の本科2学科、「漁業専攻科」と「機関専攻科」の専攻科2学科を設置している。

水産の専門学科を持つことから、実習船「しろちどり」を保有し、実習に使用している。
(出所：三重県立水産高等学校ホームページ)

【図表 4-40-6】水産高校が保有する実習船しろちどり



(出所：三重県立水産高等学校ホームページ)

(2) 監査の結果

ア 消防用設備点検で発見された不良箇所のフォローについて【指摘】

消防設備の機器点検は年に2回実施され、点検結果は所轄消防署に報告される。水産高等学校（以下、「水産高校」という。）における消防設備等点検結果報告書を読んだところ、令和5年8月と令和6年1月に実施されており、【図表 4-40-7】及び【図表 4-40-8】のような不良箇所が発見されていた。

【図表 4-40-7】不良箇所一覧（令和5年8月点検）

設備名	不良内容
屋内消火栓設備	1) メインバルブ逆止弁 錆による腐食劣化が見受けられます。
(水産実習棟・機関科棟)	※) 呼水槽内部に錆による腐食劣化が見受けられます(今回は状況注視とするが漏水したであろう痕跡もある為早期修繕が望ましい)
屋内消火栓設備	※) 呼水槽内部に錆による腐食劣化が見受けられます(現在漏水等の痕跡はない為状況注視とします)
(1～4号棟・体育館)	1) 性能試験配管一次側にピンホールが見受けられます。性能試験時に漏水有り
自動火災報知機設備 (本館)	1) 火災受信機 発信機表示が消えない為弁財応答線を離線中(要調査)
自動火災報知機設備 (海洋科棟)	1) 火災受信機 非常用バッテリー 電池試験時異常表示 ・海洋科棟管理室 火災受信機
非常警報器具及び設備	※) 管理棟1階職員室内 非常放送設備起動装置の液晶ディスプレイにメモリ異常表示有り。音声警報等の機能に支障はない為、不良ではありませんがご留意ください。

(出所：不良箇所一覧表)

【図表 4-40-8】不良箇所一覧（令和6年1月点検）

設備名	不良内容
屋内消火栓設備	1) メインバルブ逆止弁 錆による腐食劣化が見受けられます。
(水産実習棟・機関科棟)	※) 呼水槽内部に錆による腐食劣化が見受けられません(今回は状況注視とするが漏水したであろう痕跡もある為早期修繕が望ましい)
屋内消火栓設備	※) 呼水槽内部に錆による腐食劣化が見受けられません(現在漏水等の痕跡はない為状況注視とします)
(1～4号棟・体育館)	1) 性能試験配管一次側にピンホールが見受けられます。性能試験時に漏水有り
自動火災報知機設備 (本館)	1) 火災受信機 発信機表示が消えない為弁財応答線を離線中(要調査)
自動火災報知機設備 (海洋科棟)	1) 火災受信機 非常用バッテリー 電池試験時異常表示 ・海洋科棟管理室 火災受信機
非常警報器具及び設備 (非常放送)	※) 管理棟1階職員室内 非常放送設備起動装置の液晶ディスプレイにメモリ異常表示有り。音声警報等の機能に支障はない為、不良ではありませんがご留意ください。
非常警報器具及び設備 (非常警報)	1) 表示灯色褪せ(新機関棟屋外)

(出所：不良箇所一覧表)

不良箇所について、令和5年8月と令和6年1月で発見された内容を比較すると、ほとんど同じ内容が発見事項として挙げられていることが分かる。この点について、担当者に確認したところ、8月に発見された不良箇所については、11月1日に予算要望を、12月20日に入札公告(1月9日開札)を行い、令和6年2月24日に修繕が完了しているとのことである。しかし、例えば、8月に発見された水産実習棟・機関科棟の呼水槽内部の腐食劣化は「早期修繕が望ましい」とされているにもかかわらず、約半年間修繕されない状況となっていた。生徒の安全確保の観点から、点検により発見された不良箇所については速やかに対応すべきである。

イ 学校施設の水回りの老朽化について【意見】

令和5年度に水産高校で「校舎その他修繕費」として執行された内容は【図表4-40-9】のとおりである。

【図表 4-40-9】水産高校の校舎その他修繕費一覧

(単位：円)

令達日	執行額	修繕内容	備考
R5. 6. 1	19, 250	1号棟 2階男子トイレガラス修繕	
R5. 6. 5	66, 000	機関実習棟パネルシャッター点検修理	
R5. 6. 12	193, 600	渡り廊下（2～3号館）鉄骨梁修繕	
R5. 6. 27	17, 490	4号棟 1F調理室 ガラス交換	
R5. 7. 6	47, 014	外部トイレ給水漏水修繕	水回り（漏水）
R5. 7. 14	152, 790	トイレフラッシュバルブ取替修繕等	水回り（漏水）
R5. 7. 20	180, 335	給水漏水修繕（校務員室前給水バルブ）	水回り（漏水）
R5. 8. 10	60, 500	増殖棟受水槽ボールタップ取替修繕	水回り
R5. 8. 18	179, 300	渡り廊下堅樋修繕	
R5. 8. 25	199, 606	2号棟屋上点検用はしご作り替え修繕	
R5. 11. 15	293, 370	浄化槽付近上水道漏水箇所特定及び修繕	水回り（漏水）

(出所：学校経理・施設課作成資料に基づき監査人が作成)

水産高校の「校舎その他修繕費」の総額は1,409,255円で、そのうち水回りの修繕が734,009円であり過半を占めている。そのため、学校敷地内の給水管老朽化状況について質疑したところ、平成元年以前に敷設したものが残っている箇所もあるとのことであった。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）」によれば、建物附属設備の給排水管設備の耐用年数は15年であり、校舎などの建物内の給水管については、建物の改修・改築に併せて更新されるものの、屋外の給水管については耐用年数を超えて使用している可能性が高い。そのため、老朽化による漏水発生の可能性も高まっていることが考えられる。学校敷地内で漏水が発生すれば、使用していなくても水道料金は発生してしまう。漏水修繕を実施した箇所を中心として給水管の劣化の程度を調査し、「漏水したら対応する」ではなく予防措置をとることが望ましい。

ウ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について【意見】

物品管理状況一覧表に記載されている物品について、サンプルにて現物の管理状況を確認したところ、【図表 4-40-10】のデスクトップパソコンが物品管理状況一覧表上の保管場所と異なる場所で保管されていることが発覚した。

備品管理者に事情を聴取したところ、当該備品は廃棄予定であり、実際に廃棄するまで第一変電室に保管しているものであり、廃棄予定日は未定とのことであった。

「三重県会計規則」第105条で定める物品管理台帳の様式には、保管場所の項目は含まれていないが、実務において財務会計システムの管理帳票であり、物品管理台帳の役目を果たす物品管理状況一覧表には、保管場所の項目がある。

物品の保管場所が変更になった際には登録を更新し、物品管理状況一覧表を適切に整備しておくことは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものである。

そのため、保管場所が変更された場合には、適時に物品管理状況一覧表の登録を更新することが望まれる。

【図表 4-40-10】物品管理状況一覧表より抜粋

管理（品目）番号	品名	単価	保管場所名称
110000003357	デスクトップパソコン（船橋）	45,000	実習船しろちどり

（出所：物品管理状況一覧表）

三重県会計規則

（物品の出納の記載）

第百五条 会計管理者又は出納員は、次に掲げる物品の受入れ又は払出しをしたときは、出納の根拠となる書類によって、その都度物品管理台帳（第六十号様式）又は物品出納簿（第六十一号様式）に記載しなければならない。

- 一 購入又は取得後会計管理者又は出納員において在庫として保管する物品
 - 二 備品
 - 三 動物（消耗品に区分したものを除く。）
 - 四 生産物（生産報告後直ちに処分するものを除く。）
 - 五 郵券証紙類
 - 六 不用物品
 - 七 県有外物品（公営物産等陳列場における受寄物品、県税の差押え物品及び試験研究を依頼された物品を除く。）
- 2 会計管理者又は出納員は、前項各号に掲げる物品以外の物品の受入れ又は払出しをしたときは、物品出納通知書（第五十九号様式）等に出納の記載をしなければならない。

三重県会計規則運用方針

第百五条関係

（解釈）

- 1 出納員は、物品管理台帳（第六十号様式）又は物品出納簿（第六十一号様式）を備え、物品を出納したときには原則としてその都度記載し、その出納を明らかにしなければならない。これらは、実務においては財務会計システムへの登録等により行うことになる。

エ 現物の無い資産について【指摘】

物品管理状況一覧表に記載されている物品について、サンプルにて現物の管理状況を確認したところ、【図表4-40-11】の2件の現物がないことが発覚した。

【図表4-40-11】物品管理状況一覧表より抜粋

No.	管理（品目）番号	品名	単価	保管場所名称
1	110000019505	EDノートパソコン (ED113885)	67,824	第1職員室
2	000000065330	包装機	1,128,000	製造実習室

(出所：物品管理状況一覧表)

No.1 管理（品目）番号 110000019505 について

備品管理者に事情を聴取したところ、当該備品は借上物品であり、返品時に物品管理状況一覧表から削除することを失念していた旨の回答を得た。なお、【図表4-40-11】の品名「ED113885」の「ED11」はEDノートパソコンの2011年貸与品を表しており、2017年に当該貸与品は返品済みである。

No.2 管理（品目）番号 000000065330 について

備品管理者に事情を聴取したところ、現在使用している包装機は、平成30年に寄贈を受けたものであり、物品管理状況一覧表に記載されている包装機は既に廃棄済みである旨の回答を得た。なお、平成30年寄贈品については【図表4-40-12】のとおり物品管理状況一覧表に記載されている。寄贈品について重複計上されている資産がないか監査対象を広げ実査をおこなったが、同様のケースは発見されなかった。

【図表4-40-12】物品管理状況一覧表より抜粋

管理（品目）番号	品名	単価	保管場所名称
180000000329	真空包装機	1,026,000	製造実習室

(出所：物品管理状況一覧表)

物品管理状況一覧表を適切に整備しておくことは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、物品管理状況一覧表は実態に即し適切に更新すべきである。また、実地棚卸は毎年行われているとのことであるが、備品がないことを発覚できていない。物品管理状況一覧表を印刷しチェックマークを付すなど実効性のある実地棚卸が行われるべきである。

オ 施設の老朽化について【意見】

施設について確認を行ったところ、錆や雨漏りが進んでいる箇所があった。

【図表 4-40-13】水産高校 武道場前



錆がひどく
劣化が進んでいる



錆がひどく
屋根に穴が開いている

(出所：監査人が撮影)

【図表 4-40-14】 水産高校 体育館前



天井がはがれ
廊下に落ちている

(出所：監査人が撮影)

【図表 4-40-15】 水産高校 1号棟・2号棟通路



雨漏りにより
腐食が進んでいる

(出所：監査人が撮影)

施設管理者に事情を聴取したところ、他施設との優先度比較や予算規模の兼ね合いがあり、現時点では修繕が実施される予定がないとの回答を得た。現時点においても錆により本来の機能を失っている箇所や雨漏りが進んでいる箇所もある。事故や大きな改修が必要となる前に修繕工事を行い、保全に努められたい。

カ 生徒会費決算期間の未設定について【指摘】

令和元年度から令和5年度までの生徒会決算書を確認したところ、会計監査報告日付が3月中の日付となっており、日付も年度によって異なっていた。

【生徒会決算書の会計監査報告日付】

令和元年度：3月27日

令和2年度：3月29日

令和3年度：3月10日

令和4年度：3月10日

令和5年度：3月18日

「学校諸費等に関する取扱い要領」第2条第2号によると、学校諸費等については、原則として「地方自治法」や「三重県会計規則」等に準じて処理することとしており、「地方自治法」第208条第1項によると、会計年度は4月1日から3月31日とされている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(2) 公費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）や三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号）等に従って適正に処理するが、学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること。

地方自治法

(会計年度及びその独立の原則)

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

担当者に確認したところ、生徒会顧問の教員は3月末に異動になるため、異動前の決算処理が可能な3月中の任意の日付を決算日とし、その翌日に会計監査を

受けているとのことであった。

生徒会費等の学校諸費等は、「学校諸費等に関する取扱い要領」第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等及び保護者への説明責任を果たすことが求められている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること。

保護者負担の軽減のために効率的な執行を検討する際、決算数値の年度比較により、現状分析を行うことが考えられるが、会計期間が定められておらず、年度によって会計期間が異なる場合、年度間の比較可能性を失い、適切な現状分析による効率的な執行を行うことが難しくなる。また、生徒等及び保護者への説明責任を果たすために、定められた会計期間の収入及び費用を正確に計上する必要があるが、会計期間が定められていないと、信頼性のある決算報告を行うことが難しくなる。

そこで、例えば、会計期間を3月20日から3月19日までとするなど、「生徒会会則」にて実務に応じた会計期間を定め、信頼性のある生徒会決算書の作成が必要である。

キ 生徒会費で購入した備品の管理について【指摘】

令和5年度の生徒会会計の「支出決議書兼支出調書」を確認したところ、【図表4-40-16】のとおり、5万円以上の備品を取得していた。担当者にこれらの備品の管理方法を確認したところ、生徒会又は部活動の担当教諭が施錠可能なロッカー等で管理し、担当教諭の許可を得て他の職員に貸出しを行っており、物品管理状況一覧表や備品シールの貼付による管理は行っていないとのことであった。

【図表 4-40-16】 令和 5 年度生徒会会計

品名	金額	管理者
備品 (iPad)	74,052 円	生徒会担当教諭
モルテンデジタルタイマー	91,000 円	部活動担当教諭

(出所：支出決議書兼支出調書)

「学校諸費等に関する取扱い要領」第 2 条第 2 号によると、学校諸費等については、原則として「地方自治法」や「三重県会計規則」等に準じて処理することとされている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第 2 条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

- (2) 公費は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) や 三重県会計規則 (平成 18 年 6 月 16 日三重県規則第 69 号) 等に従って適正に処理するが、学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること。

「三重県会計規則」第 98 条及び「三重県会計規則運用方針」第 98 条関係によると、備品の計上基準は「5 万円以上」であり、タブレット端末を含むパーソナルコンピューターは、金額に関わらず備品となる。

三重県会計規則

(物品の区分)

第九十八条 物品の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 **備品**
- 二 動物
- 三 生産物
- 四 消耗品
- 五 郵券証紙類
- 六 原材料品
- 七 不用物品
- 八 県有外物品

2 前項に規定する物品の分類は、知事が別に定める。

三重県会計規則運用方針

第7章 物品

第98条関係

(備品の定義)

3 備品とは、その形状又は性質を変更することなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、購入価格又は評価額が五万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものにあつては、金額にかかわらず備品とする。

ア 公印、焼印、証印及び検印その他これに類する印章類

イ 図書館等における閲覧用図書（発刊又は改版の周期が一年以下の定期刊行物は除く。）

ウ 総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館等における貸出し又は展示を目的とする収蔵資料

エ 国庫補助金等で取得した物品で他の法令等により備品とされているもの

オ パーソナルコンピューター（タブレット端末、スマートフォン用OSを搭載した携帯電話を含む。）サーバ及び常時設置場所を固定して使用する外付け型記憶装置（ドライブと記憶媒体が一体化したもの及びソリッドステートドライブ等を含む。）

カ その他所属の長が必要と認めるもの

備品を含む物品については、「三重県会計規則」第130条によると、「物品管理台帳」を備える必要があり、同規則第127条第9号によると、所属長は、物品の出納保管の適否について、自ら検査を行う必要があるとされている。

三重県会計規則

(自己検査)

第二百二十七条 所属の長は、次に掲げる会計事務及びこれに附帯する事務について、自ら検査を行わなければならない。

- 一 予算の執行の状況
- 二 歳入の調定及び収納の状況
- 三 支出負担行為及び支出命令の状況
- 四 資金前渡の状況
- 五 決算の状況
- 六 契約行為及び履行の状況
- 七 現金及び有価証券の出納保管の適否
- 八 歳計現金及び歳入歳出外現金等の出納保管の適否

九 物品の出納保管の適否

- 十 金品亡失及び損傷の状況
- 十一 出納員公印及び小切手帳の保管の適否
- 十二 その他知事の定めるもの

(会計管理者及び出納員の帳簿)

第百三十条 会計管理者は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- 一 預金整理簿 (第七十八号様式)
- 二 一時借入金整理簿 (第七十九号様式)
- 三 有価証券整理簿 (第五十四号様式)

四 物品管理台帳 (第六十号様式)

- 五 物品出納簿 (第六十一号様式)
- 六 歳入計算書 (第八十号様式)
- 七 歳出計算書 (第八十一号様式)
- 八 歳入歳出外現金等出納計算書 (第八十二号様式)

2 出納員は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- 一 有価証券整理簿

二 物品管理台帳

- 三 物品出納簿
- 四 歳入計算書
- 五 歳出計算書
- 六 歳入歳出外現金等出納計算書

生徒会費等の学校諸費等は、「学校諸費等に関する取扱い要領」第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等及び保護者への説明責任を果たすことが求められている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努めること。

備品は、管理台帳や備品シールの貼付により、所在や管理者を明確にしておかないと、備品の紛失や盗難のリスクが高まる。また、教職員の交代時に備品の情報が引き継がれないことにより、購入した備品が活用されなかったり、二重で購入したりするリスクがある。このような状況では、効率的かつ適切な生徒会費の執行が行われているとは言えない。

そのため、生徒会費で購入した備品についても、県有の備品同様、管理台帳や備品シールの貼付による管理を行うべきである。

ク 過年度領収書の添付について【指摘】

令和5年度の生徒会会計の「支出決議書兼支出調書」を確認したところ、【図表4-40-17】のとおり、149,854円のうち、134,294円分の過年度の領収書が添付されていた。

【図表 4-40-17】 支出決議書件支出調書に添付されていた領収書

No.	日付	品目	金額	
1	2021年9月22日	NCボックス	17,693円	過年度分計 134,294円
2	2021年10月7日	流し台水栓セット他	5,777円	
3	2021年10月14日	ホース他	4,870円	
4	2021年10月18日	水流ポンプ他	9,570円	
5	2022年1月4日	ステンレスチェーン他	8,864円	
6	2022年1月26日	2層管継手エルボ	28,380円	
7	2022年9月21日	クリスタルレジソ	7,200円	
8	2022年11月12日	水性塗料・両面テープ他	3,266円	
9	2022年11月12日	本ケース	5,150円	
10	2022年11月27日	ステンレス針金	6,082円	
11	2022年12月5日	照明他	25,760円	
12	2023年2月24日	タモ柄	11,682円	
13	2023年11月2日	トング・洗濯はさみ・照明器	8,816円	当年度分計 15,560円
14	2023年11月21日	ホースクランプ他	6,744円	
計			149,854円	

担当者に確認したところ、担当教諭が、2021～2022年度に部活動に配分された予算額内で購入できなかった物品を自費で立替購入し、2023年度予算で支出処理を行ったことによるものであるとのことであった。

生徒会費等の学校諸費等は、「学校諸費等に関する取扱い要領」第2条第3号において、効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、保護者負担の軽減に努めることと、同条第4号において、生徒等及び保護者への説明責任を果たすことが求められている。

学校諸費等に関する取扱い要領

(基本的事項)

第2条 学校諸費等の取扱いに関する基本的事項は次の各号のとおりとする。

(3) 効率的な執行を行うとともに、経費削減に留意し、**保護者負担の軽減**に努めること。

(4) 校長及び職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者のうち校長を除いた者及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年三重県条例第2号）第1条に定める者をいう。以下同じ。）は、**生徒等及び保護者への説明責任を果たす**とともに、処理結果等について情報提供に努めること。

過年度に支出した経費について、当年度の経費として、通常処理を行ってしまうと、当年度の生徒の保護者が、過年度の生徒が使用した費用を負担していることになり、当年度の生徒のために執行されることを前提に生徒会費を負担している保護者等の納得を得ることは難しいと考えられる。

そのため、原則、生徒会費は、支出した年度の費用として処理する必要がある、やむを得ず過年度分の支出が必要な場合は、通常処理とは別に、例えば、生徒総会での承認を得るなどの対応を行う必要がある。

40-3 松阪あゆみ特別支援学校

(1) 学校の概要

松阪あゆみ特別支援学校は、平成 30 年 4 月、知的障がいに対応する特別支援学校として開校し、小学部、中学部、高等部を設置している。

(2) 監査の結果

ア 特別支援教育就学奨励費のデータを管理する PC のパスワード管理について【指摘】

県では、特別支援教育就学奨励費について、各学校に専用の端末を配布し、当該端末にソフトを導入して管理している。

管理状況について担当者に確認したところ、ID とパスワードは担当者のみで管理しており、端末及び関連する書類については、鍵がついた保管棚にて管理しているとのことであった。管理状況に問題は見受けられないが、端末にインストールされているソフトウェアにログインする際のパスワードについて、「三重県電子情報安全対策基準 情報セキュリティ対策基準 6.4.3 パスワードの管理」に定める 1 年に 1 回の変更を実施していなかったため、県で定めたルールに従った運用が求められる。

なお、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）から、パスワードを定期変更する必要はなく、流出時に速やかに変更する旨が 2023 年に示されており、県は今年度中にパスワードの定期変更を不要とするよう、三重県電子情報安全対策基準の見直しを行うこととしている。

イ 給食委託業者の研修実績報告書の提出状況の確認について【指摘】

松阪あゆみ特別支援学校の給食調理業務委託（契約金額：26,849 千円、契約方法：一般競争入札）の仕様書によると、受託者は調理員に対する年間研修計画書及び研修実施報告書を提出する必要があるが、年間研修計画書の提出は確認できたものの、研修実施報告書の提出は確認できなかった。

担当者に確認したところ、令和 4 年度は入手していたが、令和 5 年度は入手を失念していたものであるとのことであった。

調理員に対する研修は、食品安全の確保や栄養バランスに関する知識の習得、調理技術の向上に資するものであり、特に調理員に対する衛生管理研修は、安全安心な給食の提供に不可欠なものである。研修実施報告書は、調理員に対する研修が年間研修計画書どおりに確実に実施されていることを確認するための重要な資料であるため、確実に入手した上で、研修の実施状況を確認するべきである。

給食調理業務委託 仕様書（４）

調理員の教育と衛生管理研修

・調理員に対する教育、研修は計画的に実施することとし、毎年度、研修計画を学校に報告し承認を受けること。特に衛生管理については毎学期ごとに研修を実施し、繰り返し研修を行うことで資質向上に努めること。実施後は、「研修実施報告書（様式４）」を提出すること

ウ 資金前渡に関する金銭受領書について【意見】

松阪あゆみ特別支援学校では、修学旅行における緊急時のタクシー代等の資金の前渡しをしているが、金銭受領書等の資金の受け渡しが適切に行われたことを証明することのできる書類の作成が行われていなかった。

担当者に質疑したところ、資金の前渡しは月に１件程度であり、個別に把握しているため、現時点では問題は発生していないとの回答を得た。

一般的に、資金の受け渡しは、受渡し側と受取り側の認識齟齬が生じると大きな問題につながりやすく、慎重に行う必要がある。受渡し側と受取り側の双方を保護するためにも、金額、日付、現金受渡者、現金受取者等を記載した金銭受領書を作成することが望まれる。

エ 物品管理状況一覧表の保管場所の設定について【意見】

資産が適切に管理されているかの観点から、現物が適切に物品管理状況一覧表へ記載されているかを確認したところ、【図表４－４０－１８】の備品が物品管理状況一覧表の保管場所と異なる印刷室で保管されていることが発覚した。

【図表４－４０－１８】物品管理一覧表と実際の保管場所が異なる物品

管理（品目） 番号	品名	単価	保管場所名称
230000000016	デジタル印刷機	750,000	職員室
230000000017	デジタル印刷機	750,000	職員室
000000080281	造形ワゴン	68,400	職員室

（出所：物品管理一覧表に基づき監査人が作成）

【図表 4-40-19】 印刷室



(出所：監査人が撮影)

担当者に質疑を実施した結果、経緯不明であったが、印刷室が物品管理状況一覧表の保管場所名称として設定されていないことが判明した。

「三重県会計規則」第 105 条で定める物品管理台帳の様式には、保管場所の項目は含まれていないが、実務において財務会計システムの管理帳票であり、物品管理台帳の役目を果たす物品管理状況一覧表には、保管場所の項目がある。

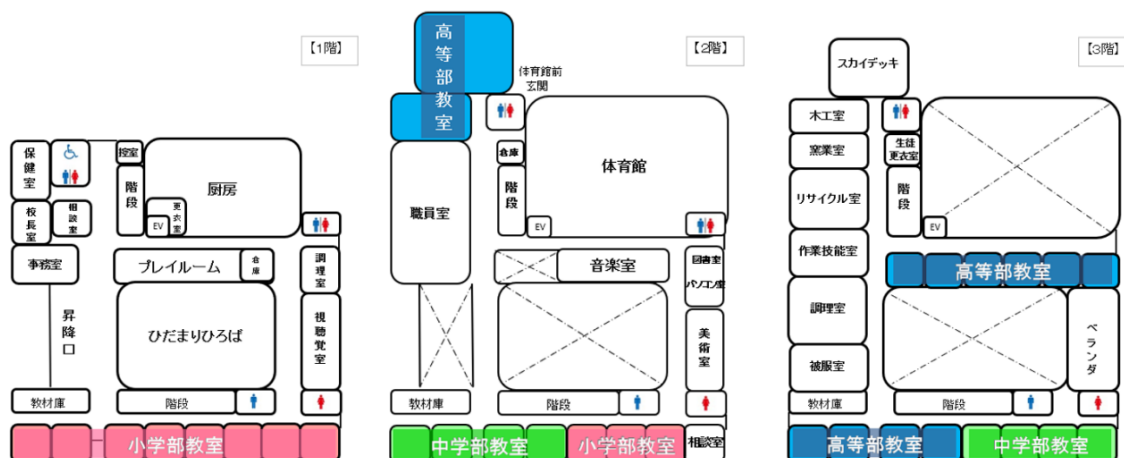
物品管理状況一覧表を適切に整備しておくことは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものであり、物品管理状況一覧表の保管場所を適切に設定することが望まれる。

オ 物品管理状況一覧表の保管場所名称について【意見】

物品管理状況一覧表が適切に整備されているかの観点から物品管理状況一覧表を閲覧したところ、保管場所名称が「教室（全般）」と記載されている備品が 95 件（物品管理状況一覧表全体の約 9.8%）あった。

【図表 4-40-20】の校舎図によると教室は 1 階から 3 階まで計 31 教室あり、物品管理状況一覧表に記載されている物品の現物を確認する場合、どのように現物を特定するのかについて、担当者に質疑したところ、すべての教室を確認する必要があるとの回答であった。

【図表 4-40-20】 校舎図



(出所：令和6年度学校要覧)

物品管理状況一覧表から現物を特定できるようにしておくことは、盗難、紛失の早期発覚や、物品管理状況一覧表の利用による業務効率の向上に資するものであり、保管先場所名称の見直しが望まれる。

カ 物品管理状況一覧表と異なる場所に保管されていた資産について【意見】

「教室（全般）」と記載されている備品が適切に管理されているかの観点から、【図表 4-40-21】の現物の管理状況を確認したところ、管理（品目）番号 220000011078 の備品が教室ではなく【図表 4-20-22】の「教材室2」に保管されていたことが発覚した。

「三重県会計規則」第 105 条で定める物品管理台帳の様式には、保管場所の項目は含まれていないが、実務において財務会計システムの管理帳票であり、物品管理台帳の役目を果たす物品管理状況一覧表には、保管場所の項目がある。

物品の保管場所が変更になった際には登録を更新し、物品管理状況一覧表を適切に整備しておくことは資産管理責任を果たす上で当然に求められるものである。

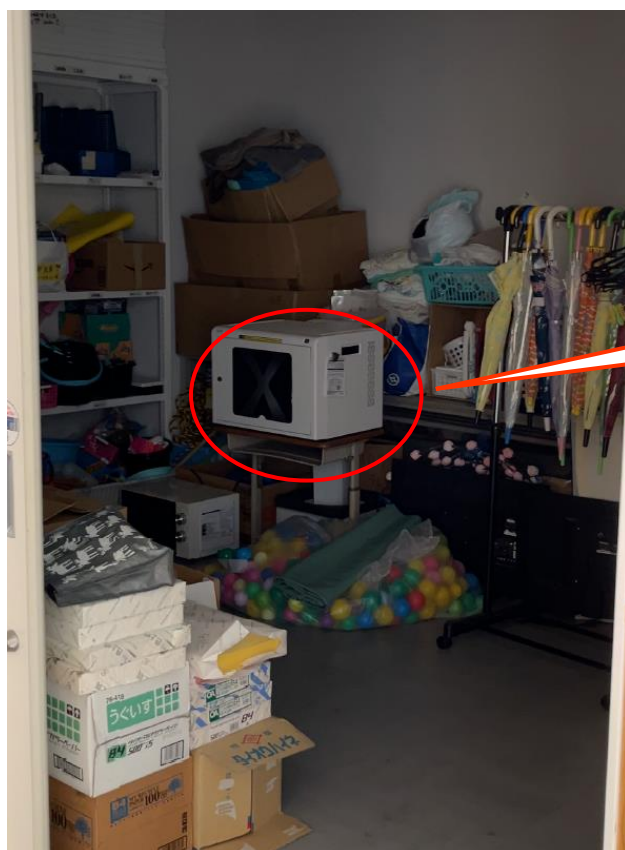
そのため、保管場所が変更された場合には、適時に物品管理状況一覧表の登録を更新することが望まれる。

【図表4-40-21】物品管理状況一覧表より抜粋

管理（品目）番号	品名	単価	保管場所名称
220000011077	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011078	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011079	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011080	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011081	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011082	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011083	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011084	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）
220000011085	iPad 保管庫	74,000	教室（全般）

（出所：物品管理状況一覧表）

【図表4-40-22】教材室2



iPad 保管庫
220000011078

（出所：監査人が撮影）

キ 備品のラベル管理について【指摘】

資産管理が適切になされているかの観点から現物のラベル管理状況について確認したところ、プロジェクターに管理ラベルの貼付がなかった。

【図表 4-40-23】 プロジェクター本体



(出所：監査人が撮影)

担当者に質疑したところ、プロジェクター本体は天井にあるため、管理ラベルはスイッチボックスに貼り付けているとの回答を得たが、実際には【図表 4-40-24】 のとおり管理ラベルが貼られているスイッチボックスと貼られていないスイッチボックスがあり、【図表 4-40-25】 のとおり、現物に貼られていない管理ラベルが別途保管されていることが発覚した。

資産管理責任を果たすためにも管理ラベルの貼り付けを徹底すべきである。

【図表 4-40-24】 プロジェクタースイッチボックス



(出所：監査人が撮影)

【図表 4-40-25】 プロジェクター物品標示票

<table border="1"> <tr><td>物品標示票</td></tr> <tr><td>電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス</td></tr> <tr><td>備品</td></tr> <tr><td>200000009364</td></tr> </table>	物品標示票	電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス	備品	200000009364	<table border="1"> <tr><td>物品標示票</td></tr> <tr><td>電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス</td></tr> <tr><td>備品</td></tr> <tr><td>200000009365</td></tr> </table>	物品標示票	電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス	備品	200000009365	<table border="1"> <tr><td>物品標示票</td></tr> <tr><td>電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス</td></tr> <tr><td>備品</td></tr> <tr><td>200000009366</td></tr> </table>	物品標示票	電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス	備品	200000009366
物品標示票														
電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス														
備品														
200000009364														
物品標示票														
電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス														
備品														
200000009365														
物品標示票														
電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス														
備品														
200000009366														
	<table border="1"> <tr><td>物品標示票</td></tr> <tr><td>電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス</td></tr> <tr><td>備品</td></tr> <tr><td>200000009371</td></tr> </table>	物品標示票	電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス	備品	200000009371	<table border="1"> <tr><td>物品標示票</td></tr> <tr><td>電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス</td></tr> <tr><td>備品</td></tr> <tr><td>200000009372</td></tr> </table>	物品標示票	電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス	備品	200000009372				
物品標示票														
電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス														
備品														
200000009371														
物品標示票														
電子黒板機能付きプロジェクター 及びスイッチボックス														
備品														
200000009372														

(出所：監査人が撮影)

なお、電子黒板機能付きプロジェクター及びスイッチボックスは物品管理状況一覧表に 34 件あるが、保管場所名称はすべて「教室（全般）」となっており、手元にある管理ラベルが本来どの教室のプロジェクターに貼り付けすべき管理ラベルかは不明な状況にある。

ク 「学校諸費等自己点検表」の校内検査者記載漏れについて【指摘】

「学校諸費等に関する取扱い要領」第 10 条及び第 11 条によると、担当者は収支計算書に関する会計自己点検を行い、会計責任者は担当者が行った会計自己点検結果について校内検査を受け、さらに教育委員会事務局による検査を受ける必要がある。

学校諸費等に関する取扱い要領

(収支の報告)

第10条 担当者は、金銭出納簿、預貯金残高及び収支に係る証拠書類により、随時収支を確認するとともに、事業(年度)が終了したときは、収支計算書を作成し、会計自己点検を行わなければならない。

2 会計責任者は、担当者が作成した収支計算書及び会計自己点検の結果を確認のうえ、総括責任者に収支状況を報告しなければならない。

3 総括責任者又は会計責任者は、生徒等又は保護者、あるいは委任元の団体に対して、収支状況を報告しなければならない。

(検査の実施)

第11条 会計責任者は、校長が職員の中から選任した2名の者による検査(校内検査)又は職員以外の者による監査を受けなければならない。なお、校内検査は、収支計算書作成後、速やかに行うものとする。

2 校内検査を実施した者は、速やかに総括責任者に検査結果を報告しなければならない。

3 会計責任者は、教育委員会事務局による検査を受けなければならない。

会計自己点検は、教育委員会事務局から提供された「学校諸費等自己点検表(以下、「自己点検表」という。)」の各項目を確認し、結果を記入する方法で実施される。

「自己点検表」には、自己点検を行った者の氏名の上に、校内検査を行った者2名の氏名を記入する様式となっている。しかし、給食会計の「自己点検表」を確認したところ、校内検査を行った者2名のどちらにも、氏名の記載が無かった。

担当者に確認したところ、給食会計に対する校内検査は実施されており、単なる記入漏れであるとのことであった。

教育委員会事務局の検査を受ける際、「自己点検表」を総括した「学校諸費等検査結果表」を作成し、教育委員会事務局学校経理・施設課長に提出する必要がある。そのため、「自己点検表」は、「学校諸費等検査結果表」の根拠資料となる。

そのため、「学校諸費等に関する取扱い要領」第11条第1項に従い、収支計算書に関する校内検査が適切に行われたことの記録を残すため、点検結果の記載状況の不備について確認する体制を構築すべきである。

【図表 4-40-26】学校諸費等自己点検表

「学校諸費等自己点検表」

総括責任者（学校長） 様

**自己点検用
校内検査用**

学校諸費等に関する取扱い要領第10条に基づく自己点検及び同要領第11条に基づく校内検査の結果を下記のとおり報告します。

年 月 日

学 校 名

食 計 名

校内検査者

校内検査者

自己点検者

(教職員以外の者による監査を受けた場合は記入不要)

(教職員以外の者による監査を受けた場合は記入不要)

(記入必須)

検査対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

第2条関係(公私の区分)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
1	公費私費の区分	公費私費の区分は、明確にされているか	要領別表参照	適	否	該当なし	適	否	該当なし

第5条関係(総括責任者等)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
2	チェック体制	金銭出納簿を備え付けているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし
3	チェック体制	会計書類帳簿で紛失したものはないか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第6条関係(収入及び収入金の管理)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
4	収入	個人負担経費、校長が特に指定する経費の口座名義は、校長か		適	否	該当なし	適	否	該当なし
5	収入	金銭出納簿と通帳の額が一致しているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし
6	収入	学校団体経費の口座名義は、団体の構成員の名称になっているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第8条関係(支出)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
7	支出	支出は口座振替によることを原則とし、安易に現金払いを多用していないか		適	否	該当なし	適	否	該当なし
8	支出	金銭出納簿に適正に記入がされているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし
9	支出	使途不明の支出はないか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第9条関係(契約の締結)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
10	契約	保護者負担を軽減するため、複数の見積書の提出を求めるなど、価格の低減に努めているか。		適	否	該当なし	適	否	該当なし
11	契約	前問の措置を講じずに契約を行う場合は、その理由を説明できるか。		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第10条関係(収支の報告)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
12	収支報告	預金残高と会計書類の収支との照合を定期的実施しているか	概ね1ヶ月に1回程度	適	否	該当なし	適	否	該当なし
13	収支報告	前回検査又は前年度と比較し、預金残高に大きな変動がある場合にはその理由を確認しているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第13条関係(購買等)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
14	購買	学校が収益事業の主体とならないよう、運営を委任しているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

第16条関係(証拠書類等の編み及び保存)

番号	点検事項	チェック項目	補記	自己点検結果		校内検査結果		備考	
15	証拠書類	証拠書類は、5年保存としているか		適	否	該当なし	適	否	該当なし

※ 会計毎に作成してください。

※ 要領第15条に基づき要領第3章(第10条及び第11条を除く。)の適用を除外した経費については、第6条～第9条のチェック不要。

ケ 私費会計処理の効率化について【意見】

松阪あゆみ特別支援学校の高等部では、学部費として1年に1人当たり 21,200円徴収し、学級費、作業班費、行事補助費、消耗品費として支出している。

学級費は、1人当たり14,000円を学級会計に配分し、各学級において授業等で共通に使用するものを購入している。学年単位で購入したものについては、人数分を学級会計から支出するか、欠席者がいた場合など、学級全員で使用していないものは、個人別に金額を把握し、卒業時に残額を返金することになっている。

学年単位で購入した際、購入を担当した教員は、支出目的と金額を記載した用紙を作成して各学級に配り、各学級会計では、それを支出時の証憑のように支出調書にのり付けしていた。

効率性の観点から、学年単位で購入した際の学級の負担額については、エクセルで一元管理したものを共有フォルダで管理し、各学級会計を担当する教員はそのファイルを見に行くなどの方法とするなどの改善が望ましい。